

平成30年6月4日

総代の皆さまへ

大阪市中心区城見1丁目4番35号  
住友生命保険相互会社  
取締役 代表執行役社長 橋本 雅博

## 平成30年定時総代会招集のご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り誠に有り難く厚く御礼申し上げます。

さて、当社平成30年定時総代会を下記のとおり開催いたします。ご多用中誠に恐縮ながら万障お繰り合わせのうえ、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、誠にお手数ながら、添付の総代会参考書類をご検討の後、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、平成30年7月2日（月曜日）午後5時までに当社に到着するように折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。 敬具

記

1. 日時 平成30年7月3日（火曜日）  
午前10時30分から

2. 場所 大阪市中心区城見1丁目4番1号  
ホテルニューオータニ大阪 2F「鳳凰の間」（案内図同封）

### 3. 会議の目的事項

#### 報告事項

1. 平成29年度事業報告、貸借対照表、損益計算書、基金等変動計算書、連結計算書類ならびに会計監査人および監査委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 審議委員会審議事項報告の件

#### 決議事項

- 第1号議案 平成29年度剰余金処分案承認の件
- 第2号議案 社員配当金割当ての件
- 第3号議案 取締役11名選任の件

以上

---

◎事業報告、計算書類、連結計算書類および総代会参考書類に記載すべき事項を本定時総代会の前日までの間に修正する必要がある場合は、修正後の事項を当社ホームページ（<http://www.sumitomolife.co.jp>）に掲載いたしますので、ご了承くださいようお願い申し上げます。

## 添付書類

### 1. 平成29年度事業報告、貸借対照表、損益計算書、基金等変動計算書、連結計算書類ならびに会計監査人および監査委員会の連結計算書類監査結果報告の件

## 平成29年度（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）事業報告書

### 1 保険会社の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及び成果等

##### <経営環境>

平成29年度のわが国経済は、海外経済の緩やかな回復や雇用・所得環境の着実な改善を背景に内外需要が増加するなど、緩やかな回復が続きました。国内金利は、日銀のマイナス金利政策が継続する中、長短金利操作付き量的・質的金融緩和により、年度を通して概ね低い水準で横ばいでの推移となりました。

##### <事業の経過及び成果>

こうした状況の中、平成29年度から新たな3ヵ年計画「スミセイ中期経営計画2019」をスタートさせ、ブランド戦略を基軸として、「スミセイライフデザイナー（営業職員）」「金融機関等代理店・保険ショップ」「資産運用」「海外事業」の4つの重点取組事業に注力するとともに、サービスや経営基盤の強化に取り組んでおります。また、平成29年5月、お客さまの最善の利益を追求する業務運営を推進するために「お客さま本位の業務運営方針」を策定・公表しました。本方針に基づく業務運営の一層の推進を図るため、「お客さま本位推進部」を新設するとともに、当社の関係役員および生命保険業等を行う国内子会社の社長を構成員とした「お客さま本位の業務運営」推進協議会を新設し、グループベースでの取組みを推進しております。

##### (サービス面・販売面の取組み)

個人保険分野では、多様なお客さまニーズにお応えできるよう、営業職員を通じたコンサルティングとサービスの提供を中心に、金融機関等代理店や保険ショップといったマルチチャネルでの取組みを進めております。

営業職員による保険販売については、入社後3ヵ月間の初期教育を充実させた四半期ごとの採用・育成体制のもと、担い手となる優秀人材の採用および継続教育に取り組んでおります。その一環として、「未来診断※1」の活用により、備えるべきリスクに必要な保障額を確認しながら最適な保険をご提供できるよう、コンサルティング力の向上に努めております。こうした取組みを通じて、病気やケガで働けなくなるリスクに備える「1UP（ワンアップ）※2」を中心とした商品を提供しております。また、平成30年度に健康増進型保険である住友生命「Vitality」の発売を予定する中、自治体との健康増進に関する協定締結を推進し自治体主導の事業と連携を図るとともに、各地でセミナーを開催するなど、幅広く社会と連携し、多くのお客さまに健康増進という生命保険の新たな価値を提供するため、販売・サービス体制の構築に取り組んでおります。

さらに、スピーディかつ効率的な商品ラインアップの拡充等を目的としたエヌエヌ生命保険株式会社との業務提携のもと、平成29年4月に、経営者さま向け商品「エンブレムN 生活障害定期」「エンブレムN 通増定期」を、平成30年4月には、「エンブレムN 重大疾病」の販売を開始しました。

こうした生命保険商品の提供に加えて、あらゆるリスクに備える総合生活保障の観点から、三井住友海上火災保険株式会社の代理店として、自動車保険・火災保険等の損害保険商品の提供にも取り組んでおります。

サービス面では、定期訪問等を通じて、お客さまにご加入内容の説明や必要な手続きの有無を確認するとともに、最新の情報をお届けする「スミセイ未来応援活動」に取り組んでおります。その中で、営業用携帯端末「SumiseiLief（スミセイリーフ）」を用いてお客さまの面前で出金や住所変更等の事務手続きを行うことができる「LiefDirect（リーフダイレクト）」の活用などにより、迅速・丁寧・誠実な対応に努めております。また、お客さま本位の業務運営の観点から、ご契約者本人による手続きが困難となる場合等に備え、事前に登録いただいたご家族に契約内容や契約の継続に必要な情報をご案内する「ご家族登録サービス」を新設し、平成29年10月に登録の受付を開始しました。

金融機関を通じた保険販売においては、終身保険・個人年金保険等の販売を推進しております。こうした中、平成29年4月に、米ドルや豪ドルによる資産形成が可能な外貨建一時払終身保険を発売し、同年7月以降、順次、取扱金融機関を拡大しております。また、日本郵政グループ各社を通じた保険販売においては、健康に不安のある方でも一生涯の死亡・医療保障を準備できる限定告知型商品等の販売を推進しております。

---

※1 お客さまの現在の収入・支出や将来の収支計画等に応じた必要保障額を確認いただいたうえで必要保障額に基づいた合理的な保障内容を提案することができる、営業用携帯端末に搭載した販売ツールです。

※2 就労不能・要介護状態を保障する「生活障害収入保障特約」を付加した商品に付与する呼称です。

企業保険分野では、福利厚生制度の充実を図る商品の提供により総合的な企業福祉制度の実現をサポートしております。その中で、心と体の健康相談サービスを付帯した総合福祉団体定期保険を提供するとともに、「治療と仕事の両立支援」や「健康経営」というニーズにお応えするため、平成30年3月に、3大疾病を保障する全員加入型団体保険商品を発売しました。また、掛金の設定に柔軟性を持たせた確定拠出年金制度や、価格変動リスクを抑制して中長期の安定運用ニーズにお応えする団体年金保険商品の販売を推進しております。

マルチチャネル戦略のうち子会社等による取組みについては、保険ショップ・金融機関等を通じて商品提供を行っているメディケア生命保険株式会社において、医療保険を中心とした販売を推進しております。こうした中、平成29年5月に、医療終身保険にシンプルな保障内容でお手頃に加入できるプランを新設しました。また、お手続きの負担軽減を図るため、タブレット型端末等でお申込みができるペーパーレス手続きを導入しました。

保険ショップを通じた保険販売としては、いずみライフデザイナーズ株式会社において、お客さまの比較検討ニーズにお応えする的確なコンサルティングに努めております。

また、平成29年7月に、関西エリアで保険ショップを展開する株式会社保険デザインを子会社化し、平成30年1月には、損害保険販売のノウハウを有する乗合代理店の株式会社エージェント、首都圏・中部・関西エリアで保険ショップを展開するマイコミュニケーション株式会社を関連法人化しました。

### (海外事業)

海外事業については、当社グループの収益基盤の多様化と企業価値の持続的成長を目的として取り組んでおります。こうした中、子会社である米国生命保険グループのシメトラにおいては、安定収益の実現に向けたガバナンス態勢の高度化や、資産運用・商品分野での人材派遣等を通じたシナジーの実現を図っております。また、アジア出資先については、企業価値向上に向けた技術援助に取り組んでおります。

こうした取組みの結果、平成29年度の業績の概況は次のとおりとなりました。

個人保険・個人年金保険の新契約の年換算保険料は、平準払貯蓄性商品の前年の販売実績が高水準であった影響等により前年度比48.1%減の1313億円となりました。解約・失効契約の年換算保険料は、前年度比1.0%増の694億円となりました。保有契約全体の年換算保険料は、前年度末比0.2%増の2兆3299億円となりました。また、お客さまの満足度をはかる指標として重視している保険契約の継続率<sup>※3</sup>については、13月目継続率で97.5%（前年度末比0.6ポイント増）、25月目継続率で93.8%（同0.6ポイント増）と順調に推移しております。

次に、団体保険の年度末の保有契約高は31兆8890億円（前年度末比1.3%増）、団体年金保険の年度末の保有契約高は2兆6248億円（同2.3%増）となりました。

---

※3 保険契約の継続率とは、対象期間内に募集した新契約の年換算保険料の合計のうち、契約後13月目（13月目継続率 募集対象年月：平成27年11月から平成28年10月まで）、25月目（25月目継続率 募集対象年月：平成26年11月から平成27年10月まで）に継続している契約の年換算保険料の割合です。

## 【個人保険および個人年金保険】

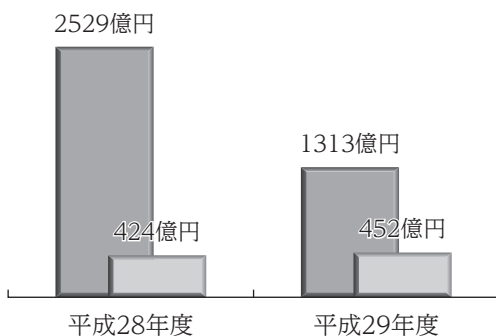
### ・年換算保険料

|                | 平成29年度 | 前年度比   |
|----------------|--------|--------|
| 新契約            | 1313億円 | 48.1%減 |
| うち生前給付保障+医療保障等 | 452億円  | 6.7%増  |

|                | 平成29年度末  | 前年度末比 |
|----------------|----------|-------|
| 保有契約           | 2兆3299億円 | 0.2%増 |
| うち生前給付保障+医療保障等 | 5467億円   | 2.6%増 |

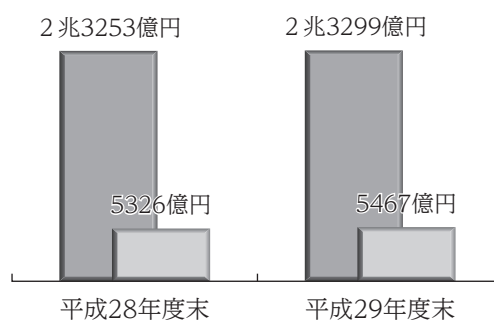
- (注) 1. 年換算保険料は、1回あたりの保険料について保険料の支払方法に応じた係数を乗じ、1年あたりの保険料に換算した金額等（一時払契約等は保険料を保険期間で除した金額等）を計上しております。
2. 生前給付保障の年換算保険料は、就労不能・介護給付、特定疾病給付、重度慢性疾患給付、特定重度生活習慣病給付および保険料の払込みを免除する特約の給付に該当する部分の合計額です。
3. 医療保障の年換算保険料は、入院給付、手術給付等に該当する部分の合計額です。

### ・新契約年換算保険料



■新契約全体 ■うち生前給付保障+医療保障等

### ・保有契約年換算保険料



■保有契約全体 ■うち生前給付保障+医療保障等

## 《ご参考》当社グループ年換算保険料

|             | 平成29年度 | 前年度比   |
|-------------|--------|--------|
| 新契約（グループ全体） | 2150億円 | 32.0%減 |

|              | 平成29年度末  | 前年度末比 |
|--------------|----------|-------|
| 保有契約（グループ全体） | 2兆7832億円 | 1.6%増 |

- (注) 1. 住友生命、メディケア生命、シメトラとの合計額です（住友生命、メディケア生命は、個人保険および個人年金保険）。
2. シメトラについては、完全子会社化後（平成28年2月以降）の実績です（決算日は12月31日）。

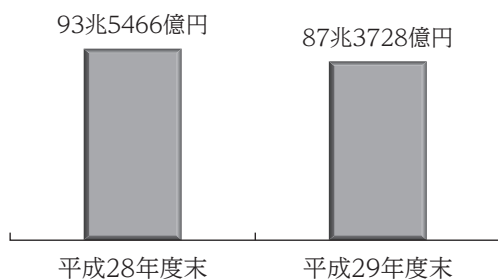
## ・保険金額

|       | 平成29年度   | 前年度比   |
|-------|----------|--------|
| 新契約高  | 7165億円   | 75.7%減 |
| 減少契約高 | 6兆8904億円 | 7.1%減  |

|       | 平成29年度末   | 前年度末比 |
|-------|-----------|-------|
| 保有契約高 | 87兆3728億円 | 6.6%減 |

- (注) 1. 新契約高には転換による純増加および保障一括見直しによる純増加を含みます。  
 2. 減少契約高の主なものは、死亡、満期、保険金額の減少、解約、失効です。  
 3. 個人保険の金額は、主たる保障額です。  
 4. 個人年金保険の金額は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金との合計額です。

## ・保有契約高（保険金額）

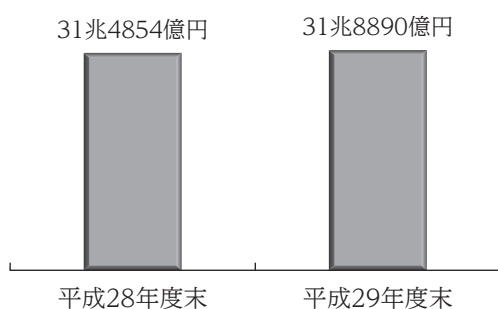


## 【団体保険および団体年金保険】

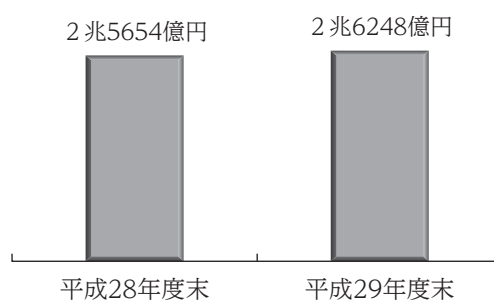
|        |       | 平成29年度末   | 前年度末比 |
|--------|-------|-----------|-------|
| 団体保険   | 保有契約高 | 31兆8890億円 | 1.3%増 |
| 団体年金保険 | 保有契約高 | 2兆6248億円  | 2.3%増 |

- (注) 1. 団体保険の金額は、主たる保障額です。  
 2. 団体年金保険の金額は、責任準備金です。

## ・団体保険保有契約高



## ・団体年金保険保有契約高





### （資産運用面の取組み）

資産運用面では、「ALM※<sup>4</sup>運用ポートフォリオ」と「バランス運用ポートフォリオ」の2つのポートフォリオ運営を推進し、それぞれの運用目的に応じた収益向上とリスクコントロールの強化に取り組んでおります。

「ALM運用ポートフォリオ」では、保険金等の確実な支払いに資することを目的として、円金利資産を中心とした運用により保険契約の負債特性に応じたALMを推進するとともに、為替リスクを抑制した外貨建事業債を含む国内外のクレジット資産や、インフラファンド、不動産等の超長期の運用を念頭に置いた資産への投資拡大等による収益向上を図っております。一方、「バランス運用ポートフォリオ」では、企業価値の持続的向上を目的として、許容されるリスクの範囲内で、株式や米国債などの外国債券といった流動性の高い有価証券により、市場見通しに応じた機動的な運用による収益の上乗せを図っております。

また、責任ある機関投資家として、投資先企業の中長期的な株式価値向上を図るため、当該企業との質の高い対話を推進するなどスチュワードシップ活動にも取り組んでおり、「お客さま本位の業務運営方針」に基づく取組みの一環として、議決権行使を含むスチュワードシップ活動に関する利益相反管理態勢の強化と透明性向上を目的に、「スチュワードシップ活動に関する第三者委員会」を新設し、議決権行使結果の個別開示を実施しました。

### （資本政策面の取組み）

資本政策面では、平成23年度に募集した基金700億円を平成29年8月に償却する一方、財務基盤のより一層の強化を目的として、平成29年9月に米ドル建劣後特約付社債を発行し、13.4億米ドル（1454億円）を調達しました。

### （経営管理面の取組み）

経営管理面では、リターン・リスク・資本についてより一体的な管理を進め、資本を有効活用し効率的にリターンの向上を図るなど、お客さまの利益に貢献することを目的として、ERM※<sup>5</sup>の考え方に基づいた経営を推進しております。

また、一人ひとりが個々の能力を最大限に発揮するために、職員と家族の健康維持・増進活動をサポートする健康経営に取り組んでおります。こうした中、働き方変革の面においても、既存業務の見直しによる総労働時間の削減や休暇取得の推進等を通じて、職員の健康確保や生産性の向上を図っております。

---

※4 ALM (Asset Liability Management) とは、リスクを適切にコントロールしつつ収益向上を図る観点から資産と負債を総合的に管理する手法です。

※5 エンタープライズ・リスク・マネジメント (Enterprise Risk Management) の略称です。

### (収支・資産等の概況)

平成29年度の収支・資産等の概況は次のとおりとなりました。

収支の概況について、収入面では、保険料等収入が2兆5085億円（前年度比24.3%減）、資産運用収益が7587億円（同2.0%増）、支出面では、保険金等支払金が1兆9723億円（同1.3%減）、資産運用費用が1755億円（同0.6%減）、事業費が3285億円（同5.3%減）となりました。こうした結果、経常利益は2299億円（同0.5%増）となりました。これに特別損益を加えた結果、当期純剰余は654億円（同24.2%減）となりました。

また、当期末処分剰余金は704億円（前年度比14.1%減）となりました。

基礎利益については3525億円（前年度比4.4%増）となりました。当社では、変額年金保険について、期末時点の株価や為替の水準が満期まで継続したとしても将来の年金を確実に支払うことができるよう、法令の定めに基づき標準責任準備金を積み立てておりますが、当年度末ではこの積み立てのうち58億円が戻入となりました（前年度末は91億円の戻入）。この要因を除いた実質的な収益についても、外貨建資産への投資拡大による運用収支の向上などにより前年度比増加し、堅調に推移しております。この基礎利益等をもとに引き続き内部留保を積み増し、財務基盤の強化を図っております。

年度末の総資産については31兆5369億円（前年度末比5.0%増）となりました。

当社では、将来の保険金等のお支払いに備えて、法令の定めに基づき、標準責任準備金の対象契約については標準責任準備金を、それ以外の契約については平準純保険料式の責任準備金を積み立てており、その額は年度末で25兆8005億円（前年度末比2.3%増）となりました。なお、平成18年度から、新たに年金支払いを開始した個人年金保険契約について、原則として年金支払開始時点での標準基礎率を適用し、責任準備金を追加で積み立てております。

保険金等の支払余力を表すソルベンシー・マージン比率については、873.6%（前年度末比46.7ポイント増）と引き続き十分な水準を確保しております。

### (《ご参考》当社グループの収支・資産等の概況)

平成29年度における当社グループの収支・資産等の概況は次のとおりです。

|               | 平成29年度   | 前年度比   |
|---------------|----------|--------|
| 経常収益          | 3兆7471億円 | 15.5%減 |
| 経常利益          | 2178億円   | 14.8%増 |
| 親会社に帰属する当期純剰余 | 698億円    | 24.6%増 |

|           |        |       |
|-----------|--------|-------|
| グループ基礎利益※ | 3636億円 | 9.2%増 |
|-----------|--------|-------|

※グループ基礎利益は、住友生命とメディケア生命の基礎利益、シメトラ、パオバト・ホールディングス、BNIライフ、PICC生命の税引前利益（住友生命の持分相当額）を合算し、一部の内部取引調整等を行い算出しております。

|     | 平成29年度末  | 前年度末比 |
|-----|----------|-------|
| 総資産 | 36兆364億円 | 4.9%増 |



## ＜対処すべき課題＞

3ヵ年計画「スミセイ中期経営計画2019」の2年目にあたる平成30年度は、引き続き本計画の枠組みに沿った取組みを進めてまいります。

その中で、特に、住友生命「Vitality」の発売を契機として、健康増進という生命保険の新たな価値の提供に注力することにより、お客さまの健康状態の向上や健康長寿社会の実現に向けた取組みを進め、「お客さま」「社会」「会社・職員」が共有の価値を創造していく「CSV<sup>※6</sup>プロジェクト」の取組みを加速してまいります。また、デジタル・イノベーションの重要性が増す中、蓄積された各種データをビッグデータとして活用することで、お客さまに新しい経験や価値を提供することができる新商品やサービスの開発につなげていくことも検討しております。こうしたFinTech<sup>※7</sup>の活用等を加速させる拠点として、平成30年1月に米国のシリコンバレーに職員を派遣し、同年4月に「スミセイ・デジタル・イノベーション・ラボ」を開設しました。東京・シリコンバレーを拠点として、当社グループ会社や本分野に強みを持つ企業と連携することにより、グローバルな推進体制でイノベーションの取組みを進めてまいります。

また、働き方変革を通じて、お客さま・マーケット目線の業務に一層注力していくために、継続的な既存業務の見直しや柔軟な働き方が可能な勤務制度への改正等により、お客さま本位での生産性の向上を図ってまいります。その一環として、平成30年度に営業用携帯端末を刷新し、新契約手続きの電子化を導入するなど、お手続きの効率化によるお客さまの利便性向上に努めてまいります。

さらに、収益基盤の多様化と企業価値の持続的成長を目指し、金融機関等との関係強化による販売ネットワークの拡大を通じて、金融機関等代理店・保険ショップチャネルにおけるプレゼンスの向上を図るとともに、シメトラの安定収益の実現およびアジア事業の企業価値向上に向けた海外事業の取組みを進めてまいります。また、資産運用面においては、引き続き2つのポートフォリオによる運用体制のもと、新たな運用手法の導入等、資産運用の高度化と適切なリスクテイクによる収益向上を図るとともに、持続可能な社会の実現に向けてESG投融資<sup>※8</sup>方針の策定を検討してまいります。

こうした取組みを通じて、お客さま本位の業務運営をより一層推進し、「お客さまからみて『薦めたい』会社、職員からみて『いきいきと働ける』会社、社会からみて『なくてはならない』会社」の実現を目指してまいります。

---

※6 「CSV（Creating Shared Value）」とは、企業による「社会的課題の解決」と「企業価値の向上（利益や競争力の向上）」を両立させる経営の概念です。

※7 「金融におけるICT（情報通信技術）の活用」を意味する「Finance」と「Technology」を掛け合わせた造語です。

※8 ESGとは、環境（Environment）、社会（Social）、企業統治（Governance）の頭文字をとったものです。ESG投融資とは、ESGなどの非財務情報も考慮しつつ、投資先企業等を選別して行う投融資です。

## (2) 財産及び損益の状況の推移

| 区 分           |             | 平成26年度          | 平成27年度          | 平成28年度          | 平成29年度（当期）      |
|---------------|-------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 年度末契約高        | 個 人 保 険     | 兆 億円<br>89 0604 | 兆 億円<br>84 0193 | 兆 億円<br>77 5441 | 兆 億円<br>71 7512 |
|               | 個 人 年 金 保 険 | 13 5550         | 13 9964         | 16 0025         | 15 6215         |
|               | 団 体 保 険     | 31 7323         | 31 5591         | 31 4854         | 31 8890         |
|               | 団 体 年 金 保 険 | 2 6730          | 2 5555          | 2 5654          | 2 6248          |
|               | そ の 他 の 保 険 | 2228            | 2173            | 2129            | 2103            |
|               |             | 兆 億 百万円         | 兆 億 百万円         | 兆 億 百万円         | 兆 億 百万円         |
| 保 険 料 等 収 入   |             | 2 5795 17       | 3 0220 00       | 3 3154 80       | 2 5085 79       |
| 資 産 運 用 収 益   |             | 8806 29         | 5851 54         | 7440 52         | 7587 32         |
| 保 険 金 等 支 払 金 |             | 2 3025 38       | 2 4775 69       | 1 9992 14       | 1 9723 30       |
| 経 常 利 益       |             | 2265 20         | 2375 03         | 2287 93         | 2299 33         |
| 当 期 純 剰 余     |             | 1352 06         | 833 87          | 862 64          | 654 22          |
| 社員配当準備金繰入額    |             | 593 58          | 515 48          | 517 35          | 528 04          |
| 総 資 産         |             | 27 3610 19      | 27 6415 83      | 30 0269 83      | 31 5369 34      |

- (注) 1. その他の保険には、財形保険、財形年金保険、医療保障保険が含まれております。  
2. 各保険種類の年度末契約高は次によります。  
a. 個人保険、団体保険の金額は、主たる保障額です。  
b. 個人年金保険の金額は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金との合計額です。  
c. 団体年金保険の金額は、責任準備金です。

## 《ご参考》当社グループの財産及び損益の状況の推移

| 区 分           | 平成26年度     | 平成27年度     | 平成28年度     | 平成29年度（当期） |
|---------------|------------|------------|------------|------------|
|               | 兆 億 百万円    | 兆 億 百万円    | 兆 億 百万円    | 兆 億 百万円    |
| 経 常 収 益       | 3 5826 73  | 3 7335 84  | 4 4339 40  | 3 7471 35  |
| 経 常 利 益       | 2171 78    | 2210 39    | 1897 56    | 2178 67    |
| 親会社に帰属する当期純剰余 | 1253 47    | 661 23     | 560 68     | 698 35     |
| 包 括 利 益       | 6348 62    | △1272 77   | 566 90     | 1674 68    |
| 純 資 産 額       | 1 9002 96  | 1 6403 90  | 1 6129 83  | 1 6568 20  |
| 総 資 産         | 27 4907 04 | 31 7970 49 | 34 3528 70 | 36 0364 43 |

## (3) 支社等及び代理店の状況

| 区 分      | 前 期 末 | 当 期 末 | 当期増減(△) |
|----------|-------|-------|---------|
|          | 店     | 店     | 店       |
| 支 社      | 87    | 87    | 0       |
| 事 業 部    | 2     | 2     | 0       |
| 支 部      | 1,412 | 1,432 | 20      |
| 海外駐在員事務所 | 4     | 4     | 0       |
| 計        | 1,505 | 1,525 | 20      |
| 代 理 店    | 499   | 502   | 3       |

#### (4) 使用人の状況

| 区 分     | 前期末    | 当期末    | 当期増減(△) | 当 期 末 現 在 |        |        |
|---------|--------|--------|---------|-----------|--------|--------|
|         |        |        |         | 平 均 年 齢   | 平均勤続年数 | 平均給与月額 |
|         | 名      | 名      | 名       | 歳         | 年      | 千円     |
| 内 務 職 員 | 10,983 | 10,954 | △29     | 45        | 15     | 346    |
| 営 業 職 員 | 31,852 | 31,894 | 42      | 48        |        |        |

#### (5) 主要な借入先の状況

該当事項はありません。

#### (6) 資金調達の状況

米ドル建劣後特約付社債の発行により、平成29年9月に13.4億米ドル（1454億円）を調達しました。

また、基金について、平成29年8月に700億円を償却しました。

#### (7) 設備投資の状況

イ 設備投資の総額 (単位：百万円)

|         |        |
|---------|--------|
| 設備投資の総額 | 61,161 |
|---------|--------|

(注) 設備投資の総額は、有形固定資産及び無形固定資産に係るものです。

ロ 重要な設備の新設等

平成29年度は、国内不動産の取得・改修およびソフトウェアの取得等、ならびに国内不動産の売却等を実施しましたが、重要な設備の新設、拡充、改修、および重要な設備の処分、除却として特記する事項はありません。

## (8) 重要な子会社等の状況

### a. 子会社（保険業法第2条第12項に規定する子会社）

| 会 社 名                            | 所 在 地               | 主 要 な 事 業 内 容 | 設 立 年 月 日   | 資 本 金          | 当社が有する<br>子会社等の<br>議決権比率 |
|----------------------------------|---------------------|---------------|-------------|----------------|--------------------------|
| メディケア生命保険<br>株 式 会 社             | 東京都江東区              | 生命保険業         | 平成21年10月1日  | 40,000百万円      | 100%                     |
| スミセイ情報システム<br>株 式 会 社            | 大阪府大阪市              | コンピューター関連業務   | 昭和46年5月12日  | 300百万円         | 100%                     |
| 株式会社スミセイビル<br>マ ネ ー ジ メ ン ト      | 東京都中央区              | 不動産維持管理業      | 昭和42年6月1日   | 100百万円         | 100%                     |
| いずみライフデザイナーズ<br>株 式 会 社          | 東京都港区               | 保険募集業         | 昭和58年1月4日   | 100百万円         | 100%                     |
| 株式会社スミセイ・サポート<br>& コンサルティング      | 東京都新宿区              | 保険募集業         | 平成7年4月3日    | 100百万円         | 100%                     |
| スミセイビジネス<br>サービス株式会社             | 大阪府大阪市              | 事務処理代行業       | 昭和60年1月4日   | 70百万円          | 100%                     |
| 株式会社スミセイ<br>ハ ー モ ニ ー            | 大阪府大阪市              | 事務受託業         | 平成13年2月1日   | 50百万円          | 100%                     |
| 住生物産株式会社                         | 大阪府大阪市              | 物品販売業         | 昭和44年1月13日  | 10百万円          | 100%                     |
| 株式会社シーエスエス                       | 大阪府大阪市              | 収納代行業         | 昭和51年2月16日  | 10百万円          | 100%                     |
| 株式会社保険デザイン                       | 大阪府大阪市              | 保険募集業         | 平成20年7月1日   | 20百万円          | 95%                      |
| スミセイ保険<br>サービス株式会社               | 大阪府大阪市              | 生保確認業         | 昭和53年5月1日   | 15百万円          | 80%<br>(100%)            |
| 新宿グリーンビル<br>管 理 株 式 会 社          | 東京都新宿区              | 不動産維持管理業      | 昭和60年10月30日 | 20百万円          | 3.52%<br>(64.70%)        |
| Symetra Financial<br>Corporation | Bellevue,<br>U.S.A. | 金融持株会社        | 平成16年2月25日  | 1米ドル<br>(106円) | 100%                     |

※Symetra Financial Corporationの資本金額（1米ドル）は、登録州での一般的な資本金額です。なお、同社傘下の子会社9社の資本金額合計は、13百万米ドルです。

ｂ．関連法人等（保険業法施行令第13条の5の2第4項に規定する関連法人等）

| 会 社 名                     | 所 在 地                 | 主 要 な 事 業 内 容           | 設 立 年 月 日     | 資 本 金                                | 当社が有する<br>子会社等の<br>議決権比率 |
|---------------------------|-----------------------|-------------------------|---------------|--------------------------------------|--------------------------|
| 株式会社エーエージェント              | 東京都港区                 | 保険募集業                   | 平成13年 6 月 1 日 | 109百万円                               | 49.80%                   |
| 日本ビルファンド<br>マネジメント株式会社    | 東京都千代田区               | 投資信託委託業および投<br>資法人資産運用業 | 平成12年 9 月19日  | 495百万円                               | 35%                      |
| マイコミュニケーション<br>株 式 会 社    | 愛知県名古屋市               | 保険募集業                   | 平成12年 5 月 1 日 | 76百万円                                | 33.09%                   |
| 三井住友アセット<br>マネジメント株式会社    | 東京都港区                 | 投資運用業                   | 昭和60年 7 月15日  | 2,000百万円                             | 20%                      |
| ジャパン・ペンション・<br>ナビゲーター株式会社 | 東京都中央区                | 確定拠出年金運営管理業             | 平成12年 9 月21日  | 1,600百万円                             | 15.95%                   |
| PT BNI Life Insurance     | Jakarta,<br>Indonesia | 生命保険業                   | 平成 8 年11月28日  | 300,699<br>百万インドネシアルピア<br>(2,345百万円) | 39.99%                   |
| Baoviet Holdings          | Hanoi,<br>Vietnam     | 金融持株会社                  | 平成19年10月15日   | 6,804,714<br>百万ベトナムドン<br>(31,720百万円) | 18.00%                   |

- (注) 1. 当社の連結される子会社及び子法人等、持分法適用の関連法人等のうち重要なものについて記載しております。なお、上記のほか、Symetra Financial Corporation傘下の生命保険業を営む会社等9社が子会社、Baoviet Holdings傘下の生命保険業を営む会社等3社が持分法適用の関連法人等となっておりますが、記載を省略しております。
2. 当社が有する子会社等の議決権比率の（ ）内は、当社と当社の子会社が保有する議決権を合計した割合です。
3. 資本金の（ ）内には、当事業年度の末日の為替相場により換算した円貨額を記載しております。

(9) 事業の譲渡・譲受け等の状況

| 事業譲渡等の日付      | 事業譲渡等の状況                                               |
|---------------|--------------------------------------------------------|
| 平成29年 7 月21日  | 当社は、株式会社保険デザインの株式を取得しました。これにより同社は当社の子会社となりました。         |
| 平成30年 1 月 9 日 | 当社は、株式会社エーエージェントの株式を追加取得しました。これにより同社は当社の関連法人等となりました。   |
| 平成30年 1 月15日  | 当社は、マイコミュニケーション株式会社の株式を取得しました。これにより、同社は当社の関連法人等となりました。 |

## 2 会社役員に関する事項

### (1) 会社役員の状態

#### a. 取締役

(年度末現在)

| 氏 名       | 地位及び担当          |                | 重要な兼職                                                                                                        | その他                                        |
|-----------|-----------------|----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------|
| 佐 藤 義 雄 * | 取締役会長           | 指名委員<br>報酬委員   | ・ 讀賣テレビ放送株式会社 社外取締役<br>・ パナソニック株式会社 社外監査役<br>・ サカティンクス株式会社 社外監査役                                             |                                            |
| 橋 本 雅 博 * | 取 締 役           | 指名委員<br>報酬委員   | ・ 一般社団法人生命保険協会 会長                                                                                            |                                            |
| 野 呂 幸 雄 * | 取 締 役           |                |                                                                                                              |                                            |
| 本 城 正 哉   | 取 締 役           | 監査委員           |                                                                                                              |                                            |
| 篠 原 秀 典 * | 取 締 役           |                |                                                                                                              |                                            |
| 本 林 徹     | 取 締 役<br>(社外役員) | 監査委員長          | ・ 松田綜合法律事務所 顧問                                                                                               |                                            |
| 大日向 雅 美   | 取 締 役<br>(社外役員) | 指名委員<br>報酬委員   | ・ 恵泉女学園大学 学長<br>・ 特定非営利活動法人あい・ぽーとステーション 代表理事                                                                 |                                            |
| 山 下 徹     | 取 締 役<br>(社外役員) | 指名委員長<br>報酬委員長 | ・ 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 相談役<br>・ 三井不動産株式会社 社外取締役<br>・ エーザイ株式会社 社外取締役                                              |                                            |
| 矢 吹 公 敏   | 取 締 役<br>(社外役員) | 指名委員<br>報酬委員   | ・ 矢吹法律事務所 パートナー<br>・ S C S K 株式会社 社外取締役                                                                      |                                            |
| 釜 和 明     | 取 締 役<br>(社外役員) | 監査委員           | ・ 株式会社 I H I 相談役<br>・ 極東貿易株式会社 社外取締役<br>・ コニカミノルタ株式会社 社外取締役<br>・ 日本精工株式会社 社外取締役<br>・ 公益財団法人財務会計基準機構 代表理事 理事長 |                                            |
| 森 公 高     | 取 締 役<br>(社外役員) | 監査委員           | ・ 日本公認会計士協会 相談役<br>・ 株式会社日本取引所グループ 社外取締役<br>・ 三井物産株式会社 社外監査役<br>・ 東日本旅客鉄道株式会社 社外監査役                          | 公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。 |

(注) 1. \*印を付した取締役は、執行役を兼務しております。

2. 監査委員会については内部監査部をはじめとした社内関連部門との十分な連携が必要であることを踏まえ、監査の実効性を確保する観点から、社内取締役である本城正哉を常勤の監査委員として選定しております。



## b. 執行役

(年度末現在)

| 氏 名       | 地位及び担当  | 重要な兼職                                                                   | その他                   |
|-----------|---------|-------------------------------------------------------------------------|-----------------------|
| 佐 藤 義 雄 * | 代表執行役   | ・「a. 取締役」参照                                                             |                       |
| 橋 本 雅 博 * | 代表執行役社長 | ・「a. 取締役」参照                                                             |                       |
| 野 呂 幸 雄 * | 代表執行役専務 | 〔事務サービス企画部、契約サービス部、お客さまサービス部、保険金部、契約審査部、法人総合サービス部〕 担当                   |                       |
| 篠 原 秀 典 * | 代表執行役専務 | 〔企画部、勤労部、商品部、情報システム部〕 担当                                                |                       |
| 藤 戸 方 人   | 執行役専務   | 〔運用企画部、A L M証券運用部、バランスファンド運用部、特別勘定運用部〕 担当                               |                       |
| 古 河 久 人   | 執行役常務   | 〔調査広報部、ブランドコミュニケーション部〕 担当                                               |                       |
| 荒 木 登志松   | 執行役常務   | 〔年金事業部、法人総括部、第1 総合法人部、都心法人推進部〕 担当                                       |                       |
| 河 野 伸 三   | 執行役常務   | 〔財務部、不動産部〕 担当                                                           |                       |
| 松 本 英 晴   | 執行役常務   | 〔総務部、リスク管理統括部、コンプライアンス統括部、お客さま本位推進部、運用審査部〕 担当                           |                       |
| 長 瀧 研 一   | 執行役常務   | 〔営業企画部、ウェルズ開発部、営業総括部、営業人事部、営業教育部、損保事業部、既契約サービス推進部、首都圏本部、中部本部、近畿北陸本部〕 担当 |                       |
| 角 英 幸     | 執行役常務   | 〔主計部、経理部、運用管理部〕 担当                                                      | ・公益社団法人日本アクチュアリー会 理事長 |
| 藤 山 勝 伸   | 執行役常務   | 〔内部監査部〕 担当                                                              |                       |
| 酒 井 真 史   | 執行役常務   | 〔代理店事業部、代理店事業管理部、代理店営業部〕 担当                                             |                       |
| 栄 森 剛 志   | 執行役常務   | 〔国際業務部、人事部、事業企画部〕 担当                                                    |                       |

(注) 1. \*印を付した執行役は、取締役を兼務しております。

2. 平成30年4月1日付で、執行役常務荒木登志松は執行役専務に就任しました。

## (2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

| 区 分 | 支 給 人 数 | 報 酬 等 |
|-----|---------|-------|
| 取締役 | 9       | 164   |
| 執行役 | 16      | 786   |
| 計   | 25      | 951   |

- (注) 1. 取締役と執行役の兼務者の支給人数および報酬等は、執行役の欄に記載しております。  
 2. 「執行役および取締役の報酬等の内容の決定に関する方針」は以下のとおりです。

### 1. 基本方針

取締役・執行役の報酬等に関しては、取締役・執行役の職務の内容および当社の状況等を勘案して決定するものとする。具体的には、以下の通りとする。

- 契約者およびその他ステークホルダーに対する説明責任を果たしえる公正かつ合理性の高い報酬内容とする。
- 企業価値の増大に向けた役員のインセンティブを高める報酬内容とする。(経営の監督を担う非執行の取締役に對しては、本項目は適用しない)
- 報酬等の水準は、外部専門機関の調査結果等を活用し、他社水準等を勘案し、誠実な業務遂行等を通じて持続的・安定的に成長する会社を目指すという役員の役割と責任および業績に報いるに相応しいものとする。
- 優秀な人材を当社の取締役及び執行役として確保することができる報酬内容とする。

### 2. 報酬体系

業務執行を行う執行役と、経営の監督を担う非執行の取締役の報酬体系は別体系とする。

#### a. 取締役の報酬体系

取締役の職務は、経営の監督であり、その監督機能を十分に発揮できるよう、職務内容に応じた固定報酬とする。なお執行役を兼務する取締役については、取締役の報酬は支給しない。

#### b. 執行役の報酬体系

執行役の報酬は「固定報酬」と「業績連動報酬」とで構成するものとする。なお使用人を兼務する執行役については、執行役の報酬のみとする。

具体的には、以下の通りとする。

##### (1) 固定報酬

役位および職務内容に応じ決定する。

##### (2) 業績連動報酬（単年度）

役位及び職務内容別に定め、会社業績に応じ、一定の範囲内で決定する。

全社業績連動指標は前年度のE V事業収益の達成率（経営計画との対比）とし、その達成率を乗じて業績連動報酬を決定する。なお達成率は上下限を90%～120%とする。

業績連動報酬は財務の健全性や規制等を踏まえ、またこれまでの水準を考慮し、報酬総額の約3割（27.5%）とする。部門評価対象の執行役に関しては業績連動報酬のうち、上記全社業績連動指標が70%、部門評価対象は30%とする。

##### (3) 業績連動報酬（中長期）

執行役には、中長期で顕著な業績貢献がある場合には、退任時に報酬委員会で決議の上、執行役在任期間のE Vの倍率をベースに業績連動報酬を支給することができる。

なお執行役の責任による不祥事が発生した場合には、報酬委員会で決議の上、全額または一部を没収できることとする。

(注) 取締役および執行役への退任慰労金は、年功要素が強いため、平成18年に廃止している。

### 3. 報酬の水準

同業他社も含め、産業界で中上位の水準を志向する。そのため外部専門機関の調査結果等を入手し、報酬委員会にて適宜見直しを行うこととする。

### (3) 責任限定契約

| 氏 名                                                    | 責任限定契約の内容の概要                                                                                              |
|--------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 本 林 徹<br>大日向 雅 美<br>山 下 徹<br>矢 吹 公 敏<br>金 和 明<br>森 公 高 | 保険業法第53条の36の規定において準用する会社法第427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任を保険業法第53条の36の規定において準用する会社法第425条第1項第1号に掲げる額に限定する。 |

### 3 社外役員に関する事項

#### (1) 社外役員の兼職その他の状況

##### a. 他の法人等の業務執行者との兼職その他の状況

| 氏 名     | 兼職その他の状況                                                                                                                      |
|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 大日向 雅 美 | 恵泉女学園大学 学長<br>当社と学校法人恵泉女学園の間に特別な関係はありません。<br>特定非営利活動法人あい・ぽーとステーション 代表理事<br>当社は、特定非営利活動法人あい・ぽーとステーションに対し、子育て支援に関連した助成を行っております。 |
| 矢 吹 公 敏 | 矢吹法律事務所 パートナー<br>当社と矢吹法律事務所の間に特別な関係はありません。                                                                                    |
| 釜 和 明   | 公益財団法人財務会計基準機構 代表理事 理事長<br>当社と公益財団法人財務会計基準機構の間に特別な関係はありません。                                                                   |

##### b. 他の法人等の社外役員との兼職その他の状況

| 氏 名     | 兼職その他の状況                                                                                                                                                                                                                               |
|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 山 下 徹   | 三井不動産株式会社 社外取締役<br>当社は、三井不動産株式会社と保険の取引があります。また、同社の株式、債券を保有するとともに融資を行っております。<br>エーザイ株式会社 社外取締役<br>当社は、エーザイ株式会社と保険の取引があります。また、同社の株式を保有するとともに融資を行っております。                                                                                  |
| 矢 吹 公 敏 | S C S K株式会社 社外取締役<br>当社は、S C S K株式会社と保険の取引があります。また、同社の株式を保有しております。                                                                                                                                                                     |
| 釜 和 明   | 極東貿易株式会社 社外取締役<br>当社は、極東貿易株式会社の株式を保有しております。<br>コニカミノルタ株式会社 社外取締役<br>当社は、コニカミノルタ株式会社と保険の取引があります。また、同社の株式を保有しております。<br>日本精工株式会社 社外取締役<br>当社は、日本精工株式会社の株式、債券を保有しております。                                                                    |
| 森 公 高   | 株式会社日本取引所グループ 社外取締役<br>当社は、株式会社日本取引所グループと保険の取引があります。また、同社の株式を保有しております。<br>三井物産株式会社 社外監査役<br>当社は、三井物産株式会社と保険の取引があります。また、同社の株式、債券を保有するとともに融資を行っております。<br>東日本旅客鉄道株式会社 社外監査役<br>当社は、東日本旅客鉄道株式会社と保険の取引があります。また、同社の株式、債券を保有するとともに融資を行っております。 |

##### c. 当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員（業務執行者であるものを除く）との親族関係

該当事項はありません。

## (2) 社外役員の主な活動状況

| 氏 名     | 在任期間        | 取締役会および各委員会への出席状況                                                 | 取締役会および各委員会における発言<br>その他の活動状況                 |
|---------|-------------|-------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------|
| 本 林 徹   | 平成20年7月1日就任 | 取締役会13回開催、うち13回出席<br>監査委員会14回開催、うち14回出席                           | 法律の専門家として、当社の経営について有益な発言を行っております。             |
| 大日向 雅 美 | 平成21年7月2日就任 | 取締役会13回開催、うち13回出席<br>指名委員会 4 回開催、うち 4 回出席<br>報酬委員会 5 回開催、うち 4 回出席 | 社会保障分野の専門家として、当社の経営について有益な発言を行っております。         |
| 山 下 徹   | 平成27年7月2日就任 | 取締役会13回開催、うち13回出席<br>指名委員会 4 回開催、うち 4 回出席<br>報酬委員会 5 回開催、うち 5 回出席 | I Tシステム会社の代表取締役経験者として、当社の経営について有益な発言を行っております。 |
| 矢 吹 公 敏 | 平成27年7月2日就任 | 取締役会13回開催、うち12回出席<br>指名委員会 4 回開催、うち 4 回出席<br>報酬委員会 5 回開催、うち 4 回出席 | 法律の専門家として、当社の経営について有益な発言を行っております。             |
| 釜 和 明   | 平成28年7月5日就任 | 取締役会13回開催、うち11回出席<br>監査委員会14回開催、うち13回出席                           | 総合重機メーカーの代表取締役経験者として、当社の経営について有益な発言を行っております。  |
| 森 公 高   | 平成29年7月4日就任 | 取締役会10回開催、うち10回出席<br>監査委員会10回開催、うち10回出席                           | 企業会計の専門家として、当社の経営について有益な発言を行っております。           |

- (注) 1. 本林徹および大日向雅美の在任期間については、監査役就任からの期間を記載しており、平成27年7月2日の指名委員会等設置会社移行と同時に、取締役役に選任され就任しております。
2. 森公高については、平成29年7月4日の取締役および監査委員就任以降、当事業年度に開催された取締役会および監査委員会への出席状況を記載しております。

## (3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

|       | 支給人数 | 保険会社からの報酬等 | 保険会社の親会社等からの報酬等 |
|-------|------|------------|-----------------|
| 報酬等合計 | 7    | 109        | —               |

## 4 基金に関する事項

### (1) 基金拠出額

100,000百万円

### (2) 当年度末基金拠出者数

4名

### (3) 基金拠出者

| 基金拠出者の氏名又は名称       | 当社への基金拠出状況 |        |
|--------------------|------------|--------|
|                    | 基金拠出額      | 基金拠出割合 |
|                    | 百万円        | %      |
| 住友生命第5回基金流動化特定目的会社 | 50,000     | 50     |
| 株式会社三井住友銀行         | 31,000     | 31     |
| 三井住友信託銀行株式会社       | 16,000     | 16     |
| 三井住友海上火災保険株式会社     | 3,000      | 3      |

(注) 住友生命第5回基金流動化特定目的会社は、基金債権を裏付け資産とする特定社債を発行し、発行代わり金を基金債権の購入資金に充当しております。



## 5 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

| 氏名又は名称                                                             | 当該事業年度に係る報酬等                                                                              | そ の 他                                                                                                                                                                                               |
|--------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 有限責任あずさ監査法人<br>指定有限責任社員 小倉 加奈子<br>指定有限責任社員 橋本 克己<br>指定有限責任社員 鈴木 崇雄 | 238※<br>※当社と会計監査人との間の監査契約において、保険業法に基づく監査と金融商品取引法に準じた監査の監査報酬の額を明確に区分できないため、その合計額を記載しております。 | 監査委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかについて確認した結果、会計監査人の報酬等について、同意を行っております。また、当社は、会計監査人に対して、公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務以外の業務である「財務・税務デューデリジェンス業務及び関連するアドバイザリー業務」等についての対価を支払っております。 |

(注) 当社及び当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は390百万円です。

### (2) 責任限定契約

該当事項はありません。

### (3) 会計監査人に関するその他の事項

#### イ. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

1. 監査委員会は、保険業法第53条の9第1項に定める事由に該当すると認められる場合には、会計監査人の解任適否の検討を行います。監査委員会は、監査委員全員の同意により、解任することが妥当と判断する場合には、会計監査人を解任します。
2. 監査委員会は、前項に定める事由に該当すると認められる場合のほか、会計監査人が職務を適正かつ適切に遂行することが困難と認められる場合には、会計監査人の解任適否の検討を行います。監査委員会は、総代会決議により会計監査人を解任することが妥当と判断する場合には、総代会に提出する会計監査人の解任の議案の内容を決定します。
3. 監査委員会は、会計監査人の職務遂行状況、監査体制および独立性などが不適切と認められる場合には、会計監査人の不再任の検討を行います。監査委員会は、会計監査人を不再任とすることが妥当と判断する場合には、総代会に提出する会計監査人の不再任の議案の内容を決定します。

ロ. 当社の重要な子法人等のうち、Symetra Financial Corporationは、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

## 6 業務の適正を確保するための体制

当社は、経営の根本精神を表した企業理念である「経営の要旨」を頂点とし、「経営の要旨」に示された当社の普遍的な使命をCSRの視点から再整理した「CSR経営方針」、および中長期的に実現すべき顧客視点から見た会社のめざすべき姿を示す「住友生命ブランドビジョン」を経営方針としている。

これらによって構成される経営方針に則り、業務の健全性および適切性の確保に向けた内部統制システムの整備に係る基本方針として、保険業法第53条の30第1項第1号ロおよびホの規定に基づき取締役会が本方針を定め、役職員に対して周知徹底を図るとともに法令に基づく開示を行う。

当社は、本方針に則って内部統制システムを整備するとともに、取締役会においてその実効性を検証し、必要な改善を図ることとするほか、内部統制システムの運用状況の概要の開示を行う。

### 1. 監査委員会の職務の執行のための体制

#### ①監査委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項

- a. 監査委員会の直属の組織である監査委員会事務局を置く。
- b. 監査委員会事務局には、監査委員会または監査委員会が選定する監査委員の指示命令に基づき監査委員会を補助する監査委員会事務局長および職員（以下、あわせて「所属職員」という）を配置する。
- c. 監査委員会事務局に関する以下の事項について、あらかじめ監査委員会の同意を得る。
  - (1) 定員および予算
  - (2) 所属職員の異動、給与、考課および賞罰

#### ②監査委員会への報告に関する体制

- a. 次に掲げる方法により、監査委員会への報告体制を確保する。
  - (1) 重要な会議への監査委員の出席
  - (2) 当社およびグループ会社（「グループ会社経営管理方針」に定めるものをいう）の取締役、執行役、監査役、執行役員その他の使用人またはこれらの者から報告を受けた者からの監査委員会または監査委員会が選定する監査委員への報告
- b. 監査委員会への報告を要する事項は次に掲げる事項とする。
  - (1) 担当執行役（担当執行役員を含む。以下同じ。）以上の職位によって決裁された事項
  - (2) 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実（グループ会社における事実を含む）
  - (3) 法令または定款に違反する重大な事実（グループ会社における事実を含む）
  - (4) 内部通報制度における通報状況（国内の子会社における通報状況を含む）
  - (5) 内部監査の実施状況およびその結果（グループ会社を対象とするものを含む）
  - (6) その他監査委員会が報告を求める事項
- c. bに掲げる報告を行った者に対して、不利な取扱いを行わない。

#### ③監査委員の職務の執行（監査委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査委員会は、その職務の遂行上必要と認める費用については、あらかじめ予算を計上する。また、緊急または臨時に支出した費用については、監査委員会の職務の執行に必要ないと認められる場合を除き、これを負担する。

④その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- a. 監査委員会には常勤の監査委員を置き、原則として常勤の監査委員は社内取締役とする。
- b. 内部監査部長の選任にあたっては、あらかじめ監査委員会の同意を得る。
- c. 監査委員会または監査委員会が選定する監査委員は、監査職務を遂行するために必要があるときは、内部監査部長に対して必要な報告または調査を指示する。内部監査部長は、監査委員会または監査委員会が選定する監査委員の指示あるときは、当該指示に従い、必要な対応を講じる。
- d. 前3項ならびに前記a、bおよびcに定めるもののほか、「監査規則」にも留意し、監査委員会と代表執行役等との意思疎通・情報交換を行うための体制を整備するなど監査委員会の監査が実効的に行われるために必要な体制を確保する。

「監査委員会の職務の執行のための体制」の運用状況の概要

監査委員会の職務の執行に資するべく、①から④に記載の体制整備等を実施している。

## 2. 業務の適正を確保するための体制

①執行役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- a. 経営方針および役職員の行動の基本原則を定めた「住友生命グループ行動憲章」によって、高い企業倫理に則った適正な事業活動の遂行を図る。
- b. 法令等遵守に関する基本的な枠組みを定めた「法令等遵守方針」、保険募集の適正確保に向けた「保険募集管理方針」、および「内部監査方針」に基づき、以下のとおり法令等遵守を徹底する。
  - (1) コンプライアンス統括部が全社の法令等遵守に関する事項を一元的に管理する。
  - (2) 内部通報制度を設けるとともに公益通報者の保護を図ることで、自浄機能を高める。
  - (3) コンプライアンス統括部担当執行役は、法令等遵守に関する重要事項を取締役会に報告するとともに、監査委員会との意思疎通を図る。
- c. 執行役の選任にあたっては、候補者の知識経験および社会的信用等を適切に勘案する。
- d. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、「反社会的勢力対応方針」に基づき、断固たる態度で組織的に対応することにより、同勢力との関係を遮断し排除する。

「執行役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制」の運用状況の概要

規定、組織等を整備するとともに、管理方針等に即した運用を行っており、適切に機能している。

また、平成29年度においては、職場環境コンプライアンスの徹底、内部通報・相談窓口の認知度向上、および反社会的勢力への対応の効率化等の取組みを行っている。

②執行役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

保存すべき情報および保存期間を規定する「情報保存規程」に基づき情報の保存および管理を行い、保存期間内の情報を閲覧できるものとする。

「執行役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制」の運用状況の概要

規定、組織等を整備するとともに、管理方針等に即した運用を行っており、適切に機能している。

また、平成29年度においては、文書量の削減および効率的な文書管理に向けた取組み等を実施している。

### ③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- a. 全社の統合的なリスク管理に関する基本的な枠組みを定めた「統合的リスク管理方針」、およびリスクの種類に応じた各リスク管理方針に基づき、以下のとおりリスク管理を行う。
  - (1) リスク管理統括部が全社の統合的なリスク管理を行うとともに、各リスク管理部門が各リスクを管理する。
  - (2) リスク管理統括部担当執行役は、リスク管理に関する重要事項を取締役会に報告するとともに、監査委員会との意思疎通を図る。
- b. 通常のリスク管理だけでは対処できないような危機発生時の対応を定めた「危機管理規程」に基づき、危機対応を行う。また、危機発生により、業務の継続が通常の方法では困難となる場合は、「業務継続計画（BCP）」に基づき、重要業務継続に向けた対応を行う。

#### 「損失の危険の管理に関する規程その他の体制」の運用状況の概要

規定、組織等を整備するとともに、管理方針等に即した運用を行っており、適切に機能している。

また、平成29年度においては、資産運用収益向上への取組みを踏まえた資産運用リスク管理面の対応等、統合的リスク管理の高度化に関する取組みを実施するとともに、大規模災害等対策訓練等の取組みを継続的に行っている。

### ④執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a. 組織・事務分掌を定めた「組織規程」および決裁方法・職位を定めた「職務権限規程」等の社内規定に基づき、業務の適切かつ効率的な役割分担と相互牽制を図る。
- b. 経営計画の枠組みを定めた「経営計画規程」に基づき経営計画を策定し業務を執行するとともに、定期的に振返りを行い必要な改善を図る。

#### 「執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制」の運用状況の概要

規定、組織等を整備するとともに、管理方針等に即した運用を行っており、適切に機能している。

また、平成29年度においては、コーポレートガバナンスの不断の改善に向けた取組みや、中期経営計画の下でのPDCA機能の向上に向けた取組み、「働き方変革」による生産性向上のための取組み等を行っている。

### ⑤相互会社およびその実質子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- a. 当社およびグループ会社それぞれが高い企業倫理に則り公正な事業活動を行うことで、企業集団の業務の適正が確保されるよう、「住友生命グループ行動憲章」を制定する。
- b. 「グループ会社経営管理方針」および経営管理に関する契約に基づき、以下の事項を含むグループ会社の経営管理を行う。
  - (1) グループ会社の経営状況等に関する取締役会または経営政策会議への報告
  - (2) 子会社におけるリスク管理に関する規程の整備およびグループ会社リスク管理計画の策定・定期的な振返り
  - (3) グループ会社経営管理計画および子会社における年度経営計画の策定・定期的な振返り
  - (4) 子会社における法令等遵守に関する規程の整備およびコンプライアンス・プログラムの策定・定期的な振返り
- c. 必要に応じて当社の役職員をグループ会社の監査役または取締役として派遣し、グループ会社の内部統制システムの有効性を確認する。



「相互会社およびその実質子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制」の運用状況の概要

規定、組織等を整備するとともに、管理方針等に即した運用を行っており、適切に機能している。

また、平成29年度においては、国内グループ会社における自律的なガバナンスの強化、経営管理における関係部門の一層の役割発揮、および海外グループ会社の経営管理の実効性向上等の取組みを行っている。

#### ⑥顧客保護が図られることを確保するための体制

お客さまの保護および利便性の向上に向けた各管理方針に基づき、保険金等の支払をはじめとする保険契約にかかる業務の管理を行うとともに、お客さま情報の保護およびお客さまの利益が不当に害されることがないよう利益相反の管理等を行う。

「顧客保護が図られることを確保するための体制」の運用状況の概要

規定、組織等を整備するとともに、管理方針等に即した運用を行っており、適切に機能している。

また、平成29年度においては、「お客さま本位の業務運営方針」の策定、「お客さま本位推進部」の設置等を通じて、お客さま本位の業務運営を推進するとともに、顧客保護に資する取組みを引き続き実施している。

#### ⑦内部監査の実効性を確保するための体制

内部監査の実効性が確保されるよう「内部監査方針」を定め、以下のとおり内部監査を行う。

- a. 内部監査を受ける各組織等から独立した内部監査部が内部管理態勢等の適切性・有効性を検証し、課題・問題点の発見、内部管理態勢等の評価、改善に向けた提言およびフォローアップを行う。
- b. 内部監査部の担当執行役は、内部監査に関する重要事項を取締役会に報告するとともに、監査委員会との意思疎通を図る。

「内部監査の実効性を確保するための体制」の運用状況の概要

規定、組織等を整備するとともに、管理方針等に即した運用を行っており、適切に機能している。

また、平成29年度においては、内部監査部門の組織統合・新体制発足と同時に、内部監査中期計画の初年度として、同計画に定めた視点のうち、特に「内部監査プロセス・品質」に係る課題の改善に取り組み、内部監査の高度化・効率化および内部監査品質の向上が図られていると評価している。

＜相互会社制度運営に関する事項＞

1. 平成29年9月5日、大阪府において総代候補者選考委員会が開催され、平成31年総代改選についての候補者の選考方針等が決定されました。
2. 当年度中の審議員会開催状況は次のとおりです。
  - a. 平成29年5月25日、東京都において審議員会を開催し、平成28年度事業概況および決算案等について報告しました。
  - b. 平成29年11月24日、東京都において審議員会を開催し、平成29年度上半期事業概況等について報告しました。
3. 当年度中に全国各地の支社等において、合計89回ご契約者懇談会を開催し、1,766名のご契約者に出席いただきました。
4. 当年度末現在の社員数は7,029,691名、総代数は177名です。

＜商品に関する事項＞

1. 平成29年4月1日、団体信用生命保険がん保障特約および団体信用生命保険リビング・ニーズ特約を発売しました。団体信用生命保険がん保障特約は、被保険者が保険期間中に当社所定の悪性新生物（がん）に罹患したと診断確定された場合に、主契約保険金額と同額のがん保険金をお支払いします。団体信用生命保険リビング・ニーズ特約は、被保険者が保険期間中に余命6か月以内と判断された場合に、主契約保険金額と同額のリビング・ニーズ特約の特約保険金をお支払いします。
2. 平成29年4月17日、5年ごと利差配当付指定通貨建終身保険（一時払い）「笑顔の約束」を発売しました。主な特徴は以下のとおりです。
  - ・ 契約後一定期間の死亡保険金額（指定通貨（米ドルまたは豪ドル）建）を抑えることで、一定期間経過後の死亡保険金額を高めております。
  - ・ 契約後一定期間の死亡保険金額について、一時払保険料の円換算額を最低保証する特約を付加できるほか、一定期間経過後、契約者からの申し出により、円建終身保険に変更することが可能です。
  - ・ 契約日から15年経過以後の解約返戻金額（指定通貨建）は、ご契約時に確定します。
3. 平成30年3月23日、団体3大疾病保障保険「ホスピタA（エース）」を発売しました。主な特徴は以下のとおりです。
  - ・ 団体の役員・従業員（被保険者）が3大疾病（がん（悪性新生物）、急性心筋梗塞、脳卒中）に罹患し所定のお支払事由に該当した場合に、被保険者に3大疾病保険金をお支払いします（死亡・高度障害保障はありません）。
  - ・ 企業サポート特約を付加することにより、被保険者が3大疾病保険金のお支払い事由に該当した場合に、保険契約者である団体に特約3大疾病保険金をお支払いします。

#### ＜社会・文化貢献活動に関する事項＞

1. 住友生命創業110周年記念事業として、健康増進をテーマにした新たな社会貢献事業「スマセイバイタリティアクション」を開始し、トップアスリートによる「親子スポーツイベント」の開催、「ランニングイベント」への協賛、健康増進に関する啓発セミナー等を実施しました。その他、乳がんの早期発見、早期診断、早期治療の大切さを伝えるピンクリボン運動を応援しております。
2. 子育て支援に関わる事業として、子育て団体の支援等を行う「未来を強くする子育てプロジェクト」、全国の学童保育等の運営を支援する「スマセイアフタースクールプロジェクト」、子どもの情操教育支援を目的とする「こども絵画コンクール」を実施しました。
3. 職員の社会貢献意識の醸成を図るため、各地で職員がボランティア活動を行う「スマセイ・ヒューマニー活動」を推進しました。また、24時間テレビ“愛は地球を救う”に協賛し番組と連携した募金活動を実施しました。
4. 環境保護活動の一環として、サンゴ礁の保全に取り組む団体への支援活動「サンゴ礁保全プロジェクト」を実施しました。
5. 当年度中に「社会及び契約者福祉増進基金」から総額7億4572万1366円の助成を行いました。その内訳は、子育て支援・次世代応援事業に1億2617万7025円、健康増進事業に1億3289万6775円、地域社会関連事業に564万7566円、地球環境保全事業に1000万円、一般財団法人住友生命福祉文化財団に3億8500万円、公益財団法人住友生命健康財団に8600万円です。



# 平成29年度（平成30年3月31日現在）貸借対照表

（単位：百万円）

| 科 目           | 金 額        | 科 目             | 金 額        |
|---------------|------------|-----------------|------------|
| （ 資 産 の 部 ）   |            | （ 負 債 の 部 ）     |            |
| 現 金 及 び 預 貯 金 | 1,301,620  | 保 険 契 約 準 備 金   | 26,147,799 |
| 現 金           | 173        | 支 払 備 金         | 111,680    |
| 預 貯 金         | 1,301,447  | 責 任 準 備 金       | 25,800,570 |
| コ ー ル ロ ー ン   | 187,361    | 社 員 配 当 準 備 金   | 235,548    |
| 買 入 金 銭 債 権   | 283,252    | 再 保 險 借         | 158        |
| 有 価 証 券       | 25,819,731 | 社 債             | 499,924    |
| 国 債           | 10,160,111 | そ の 他 負 債       | 2,523,022  |
| 地 方 債         | 147,445    | 売 現 先 勘 定       | 860,119    |
| 社 債           | 3,134,969  | 債券貸借取引受入担保金     | 1,116,092  |
| 株 式           | 2,091,344  | 未 払 法 人 税 等     | 28,742     |
| 外 国 証 券       | 10,118,472 | 未 払 金           | 130,976    |
| そ の 他 の 証 券   | 167,387    | 未 払 費 用         | 40,102     |
| 貸 付 金         | 2,781,305  | 前 受 収 益         | 1,351      |
| 保 険 約 款 貸 付   | 294,742    | 預 り 金           | 65,141     |
| 一 般 貸 付       | 2,486,563  | 預 り 保 証 金       | 29,777     |
| 有 形 固 定 資 産   | 576,228    | 金 融 派 生 商 品     | 37,938     |
| 土 地           | 359,040    | 金融商品等受入担保金      | 147,588    |
| 建 物           | 200,987    | リ ー ス 債 務       | 329        |
| リ ー ス 資 産     | 344        | 資 産 除 去 債 務     | 1,756      |
| 建 設 仮 勘 定     | 11,613     | 仮 受 金           | 8,126      |
| その他の有形固定資産    | 4,242      | そ の 他 の 負 債     | 54,982     |
| 無 形 固 定 資 産   | 36,885     | 退 職 給 付 引 当 金   | 32,082     |
| ソ フ ト ウ ェ ア   | 16,845     | 価 格 変 動 準 備 金   | 656,947    |
| その他の無形固定資産    | 20,039     | 再評価に係る繰延税金負債    | 13,257     |
| 代 理 店 貸       | 1          |                 |            |
| 再 保 險 貸       | 163        | 負 債 の 部 合 計     | 29,873,192 |
| そ の 他 資 産     | 396,590    | （ 純 資 産 の 部 ）   |            |
| 未 収 金         | 21,602     | 基 金             | 100,000    |
| 前 払 費 用       | 3,497      | 基 金 償 却 積 立 金   | 539,000    |
| 未 収 収 益       | 125,990    | 再 評 価 積 立 金     | 2          |
| 預 託 金         | 3,910      | 剰 余 金           | 319,499    |
| 先物取引差入証拠金     | 186        | 損 失 填 補 準 備 金   | 5,404      |
| 金 融 派 生 商 品   | 228,563    | そ の 他 剰 余 金     | 314,095    |
| 仮 払 金         | 9,563      | 基 金 償 却 準 備 金   | 77,000     |
| そ の 他 の 資 産   | 3,276      | 価 格 変 動 積 立 金   | 165,000    |
| 繰 延 税 金 資 産   | 154,714    | 社会及び契約者福祉増進基金   | 1,450      |
| 貸 倒 引 当 金     | △921       | 別 途 積 立 金       | 223        |
|               |            | 当 期 未 処 分 剰 余 金 | 70,421     |
|               |            | 基 金 等 合 計       | 958,502    |
|               |            | その他有価証券評価差額金    | 768,377    |
|               |            | 繰 延 ヘ ッ ジ 損 益   | 573        |
|               |            | 土 地 再 評 価 差 額 金 | △63,710    |
|               |            | 評価・換算差額等合計      | 705,239    |
|               |            | 純 資 産 の 部 合 計   | 1,663,742  |
| 資 産 の 部 合 計   | 31,536,934 | 負債及び純資産の部合計     | 31,536,934 |

(注) 1. 有価証券（預貯金及び買入金銭債権のうち有価証券に準じるものを含む）の評価は、売買目的有価証券については時価法（売却原価の算定は移動平均法）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 業種別監査委員会報告第21号）に基づく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式（保険業法第110条第2項に規定する子会社等が発行する株式）については原価法、その他有価証券のうち、時価のある株式については3月中の市場価格の平均に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、時価のあるそれ以外のものについては3月末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法によっております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

2. 個人保険・個人年金保険、企業年金保険等に設定した小区分（保険種類・資産運用方針等により設定）に対応した債券のうち、負債に応じたデュレーションのコントロールを図る目的で保有するものについて、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 業種別監査委員会報告第21号）に基づき、責任準備金対応債券に区分しております。

3. デリバティブ取引の評価は時価法によっております。

4. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成13年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める公示価格に基づき合理的な調整を行って算定する方法及び第5号に定める鑑定評価に基づく方法

5. 有形固定資産の減価償却は、次の方法によっております。

建物

定額法によっております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース期間に基づく定額法によっております。

その他の有形固定資産

定率法によっております。

6. 外貨建資産・負債（子会社株式及び関連会社株式を除く）は、決算日の為替相場により円換算しております。子会社株式及び関連会社株式は、取得時の為替相場により円換算しております。

7. 貸倒引当金は、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、民事再生等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という）に対する債権については、下記直接減額後の債権額から担保の回収可能見込額及び保証等による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額及び保証等による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき査定を実施し、関連部署から独立した資産監査部署が査定内容を監査しており、その結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先等に対する債権については、債権額から担保の評価額及び保証等による回収可能見込額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は、36百万円です。

8. 退職給付引当金は、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。

退職給付に係る会計処理の方法は、次のとおりです。

|                |         |
|----------------|---------|
| 退職給付見込額の期間帰属方法 | 給付算定式基準 |
| 数理計算上の差異の処理年数  | 翌期から 8年 |
| 過去勤務費用の処理年数    | 3年      |

退職給付に関する事項は、次のとおりです。

- (1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

なお、退職一時金制度には、退職給付信託が設定されております。

- (2) 確定給付制度

- ①退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

|                |                   |
|----------------|-------------------|
| 期首における退職給付債務   | 294,955百万円        |
| 勤務費用           | 12,760百万円         |
| 利息費用           | 4,331百万円          |
| 数理計算上の差異の当期発生額 | 2,702百万円          |
| 退職給付の支払額       | △18,501百万円        |
| 過去勤務費用の当期発生額   | △11,385百万円        |
| 期末における退職給付債務   | <u>284,862百万円</u> |

- ②年金資産の期首残高と期末残高の調整表

|                |                   |
|----------------|-------------------|
| 期首における年金資産     | 292,612百万円        |
| 期待運用収益         | 4,816百万円          |
| 数理計算上の差異の当期発生額 | 11,019百万円         |
| 事業主からの拠出額      | 6,388百万円          |
| 退職給付の支払額       | △7,218百万円         |
| 期末における年金資産     | <u>307,619百万円</u> |

③退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

|                     |                   |
|---------------------|-------------------|
| 積立型制度の退職給付債務        | 284,862百万円        |
| 年金資産                | △307,619百万円       |
|                     | <u>△22,756百万円</u> |
| 未認識数理計算上の差異         | 43,769百万円         |
| 未認識過去勤務費用           | 11,069百万円         |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | <u>32,082百万円</u>  |
| 退職給付引当金             | <u>32,082百万円</u>  |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | <u>32,082百万円</u>  |

④退職給付に関連する損益

|                   |                 |
|-------------------|-----------------|
| 勤務費用              | 12,760百万円       |
| 利息費用              | 4,331百万円        |
| 期待運用収益            | △4,816百万円       |
| 数理計算上の差異の当期の費用処理額 | △7,653百万円       |
| 過去勤務費用の当期の費用処理額   | △316百万円         |
| 確定給付制度に係る退職給付費用   | <u>4,305百万円</u> |

⑤年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

|          |             |
|----------|-------------|
| 株式       | 43%         |
| 生命保険一般勘定 | 41%         |
| 投資信託     | 6%          |
| 債券       | 5%          |
| その他      | 5%          |
| 合計       | <u>100%</u> |

年金資産合計には、退職一時金制度に対して設定した退職給付信託が47%含まれています。

⑥長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

⑦数理計算上の計算基礎に関する事項

期末における主要な数理計算上の計算基礎は次のとおりです。

|           |        |
|-----------|--------|
| 割引率       | 1.473% |
| 長期期待運用収益率 |        |
| 確定給付企業年金  | 3.0%   |
| 退職給付信託    | 0.0%   |

(3) 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、930百万円です。

9. 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定により算出した額を計上しております。

10. ヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）に従い、主に、外貨建債券、外貨建社債（負債）等に対する為替リスクのヘッジとして時価ヘッジ、並びに為替予約及び通貨スワップの振当処理を行っております。

なお、ヘッジの有効性の判定は、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動を比較する比率分析によっております。



11. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生年度に費用処理しております。
12. 当期より当社を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。
13. 責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については次の方式により計算しております。
  - (1) 標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式（平成8年大蔵省告示第48号）
  - (2) 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式

なお、平成18年4月1日以降年金開始した個人年金保険契約（予定利率変動型無配当個人年金保険（一時払い）を除く）については、年金支払開始日等を順次契約締結時とみなしたうえで、金融庁長官が定める計算基礎（平成8年大蔵省告示第48号）を適用（ただし、平成18年度中に年金支払開始日等が到来する契約について、予定死亡率は生保標準生命表2007（年金開始後用）を適用）して計算したことにより生じた差額を追加して計上しております。

14. 無形固定資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間に基づく定額法により行っております。
15. 金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項は次のとおりです。
  - (1) 金融商品の状況に関する事項

当社の資産運用は、生命保険契約の負債特性に応じた資産及び負債の総合的管理（ALM）を推進し、公社債や貸付金等の円金利資産中心の運用により中長期的に安定した収益の確保を図るとともに、許容されるリスクの範囲内で株式等への分散投資を行っております。また、デリバティブ取引については、主に保有する資産又は負債の価値が変動するリスクを回避する目的で活用しております。

当社の主な金融商品のうち、公社債（国債、地方債及び社債）については、市場リスク（市場金利等の変動により価格が変動するリスク）及び発行体等の信用リスクに晒されております。株式（外国証券の中に含まれる株式を含む）については、市場リスク（株価の変動リスク、外貨建のものは為替リスクを含む）及び発行体等の信用リスクに晒されております。外国証券のうち債券については、市場リスク（市場金利等の変動により価格が変動するリスク、外貨建のものは為替リスクを含む）及び発行体等の信用リスクに晒されております。

貸付金については、国内の企業向けが大半であり、債務者等の信用リスクに晒されているほか、活発な流通市場は存在しないものの、公社債と同様に市場金利等の変化によっても価値が変動することから市場リスクにも晒されております。

デリバティブ取引には、外貨建資産及び外貨建負債の為替リスクをヘッジする目的で行っている為替予約・通貨オプション・通貨スワップ取引、主に株式の価格変動リスクをヘッジする目的で行っている先物・先渡・オプション取引、主に固定利付資産の市場金利の変動による価格変動リスクをヘッジする目的で行っている債券先物・オプション・金利スワップ取引及び主に変動利付資産の金利の変動リスクをヘッジする目的で行っている金利スワップ取引があります。

為替予約取引の一部については、これらをヘッジ手段とし、主に外貨建の外国証券をヘッジ対象とするヘッジ会計を適用しております。これらのヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動幅に基づいて、ヘッジの有効性を定期的に検証しております。

なお、会計基準等に基づき、為替予約及び通貨スワップの振当処理を行っているもの、並びに金利スワップの特例処理を適用しているものについては、実行後の有効性の検証は省略しております。

当社は、取締役会で策定している「資産運用リスク管理方針」において、資産運用リスクのリスク管理部署を定め、資産運用全体のリスクを管理する体制を整備しております。合わせて、「資産運用リスク管理規程」において、金融商品に関する資産運用リスクである「市場リスク」「信用リスク」のそれぞれについてリスク管理の枠組みを定めるとともに、具体的なリスク管理手法を定め、リスクの定量的かつ統合的な把握・管理に努めております。また、資産運用リスクの管理部署は、投融資の執行部から独立することで、組織面においても内部牽制機能を確保し、各執行部に方針及び諸規程を遵守させることにより、実効性の高いリスク管理体制の構築を図っております。取締役会は、リスク管理状況の報告を受け、経営の意思決定を行っております。

市場リスクについては、金融商品の価値がマーケットの変化により、どの程度の損失を被る可能性があるかを把握・分析するため、統合的なリスク量としてバリュエーション・リスク（VaR）を計測し、これを市場リスクに備えたリスク・リミット（含み損益や売却損益を考慮）と比較することで管理しております。

信用リスクについては、貸付金等の投融資実行時に信用リスクの程度に応じた社内格付を付与するとともに、その後も定期的に社内格付を見直し、信用状況の変化を管理しております。さらに、リスク量としてバリュエーション・リスク（VaR）を社内格付の水準ごとに設定した格付推移確率、デフォルト発生時の投融資元本の予想回収率等を用いたモンテカルロ・シミュレーションにより計測し、信用リスクに備えたリスク・リミットと比較することで管理を行っております。



(2) 金融商品の時価等に関する事項

当期末における主な金融商品に係る貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

|                  | 貸借対照表計上額   | 時 価        | 差 額       |
|------------------|------------|------------|-----------|
| 現金及び預貯金          | 1,301,620  | 1,301,620  | －         |
| うち、その他有価証券       | 441,084    | 441,084    | －         |
| コールローン           | 187,361    | 187,361    | －         |
| 買入金銭債権           | 283,252    | 284,696    | 1,444     |
| うち、その他有価証券       | 209,492    | 209,492    | －         |
| 有価証券※1           | 24,888,639 | 27,173,343 | 2,284,704 |
| 売買目的有価証券         | 917,228    | 917,228    | －         |
| 満期保有目的の債券        | 1,888,273  | 2,202,331  | 314,058   |
| 責任準備金対応債券        | 11,206,795 | 13,156,647 | 1,949,852 |
| 子会社株式及び関連会社株式    | 33,173     | 53,967     | 20,793    |
| その他有価証券          | 10,843,168 | 10,843,168 | －         |
| 貸付金              | 2,781,305  |            |           |
| 貸倒引当金※2          | △719       |            |           |
|                  | 2,780,585  | 2,821,076  | 40,490    |
| 社債               | 499,924    | 514,191    | 14,267    |
| 売現先勘定            | 860,119    | 860,119    | －         |
| 債券貸借取引受入担保金      | 1,116,092  | 1,116,092  | －         |
| デリバティブ取引※3       | 190,625    | 190,625    | －         |
| ヘッジ会計が適用されていないもの | 9,851      | 9,851      | －         |
| ヘッジ会計が適用されているもの  | 180,774    | 180,774    | －         |

※1 非上場株式等、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては含めておりません。当該非上場株式等の当期末における貸借対照表計上額は931,092百万円です。

※2 貸付金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

※3 デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる場合には、( )で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

①現金及び預貯金、コールローン

帳簿価額を時価としております。ただし、預貯金のうち「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）に基づく有価証券として取扱うものは、3月末日の市場価格等によっております。

②買入金銭債権

3月末日の市場価格等によっております。

③有価証券

その他有価証券のうち時価のある株式については、3月中の市場価格の平均によっております。

それ以外の有価証券については、3月末日の市場価格等によっております。

④貸付金

保険約款貸付は、当該貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、返済方法、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。一般貸付の時価については、主に、将来キャッシュ・フローを現在価値へ割り引いた価格によっております。

破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する貸付金については、原則として直接減額前の帳簿価額から貸倒見積高を控除した額を時価としております。

## 負債

### ①社債

3月末日の市場価格等によっております。

### ②売現先勘定、債券貸借取引受入担保金

時価が帳簿価額と近似していることから、帳簿価額を時価としております。

## デリバティブ取引

3月末日の市場価格等によっております。

なお、為替予約及び通貨スワップの振当処理によるものはヘッジ対象とされている有価証券、貸付金及び社債と一体として処理されているため、その時価は当該有価証券、貸付金及び社債の時価に含めて記載し、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸付金と一体として処理されているため、その時価は当該貸付金の時価に含めて記載しております。

(注2) 有価証券(「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)に基づく有価証券として取扱うものを含む)に関する事項

満期保有目的の債券及び責任準備金対応債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

### ①満期保有目的の債券

(単位:百万円)

|                    | 種 類       | 貸借対照表計上額  | 時 価       | 差 額     |
|--------------------|-----------|-----------|-----------|---------|
| 時価が貸借対照表計上額を超えるもの  | 公社債       | 394,228   | 423,565   | 29,336  |
|                    | 外国証券(公社債) | 1,493,938 | 1,778,660 | 284,722 |
| 時価が貸借対照表計上額を超えないもの | 公社債       | 106       | 105       | △0      |
|                    | 外国証券(公社債) | —         | —         | —       |
| 合 計                |           | 1,888,273 | 2,202,331 | 314,058 |

### ②責任準備金対応債券

(単位:百万円)

|                    | 種 類       | 貸借対照表計上額   | 時 価        | 差 額       |
|--------------------|-----------|------------|------------|-----------|
| 時価が貸借対照表計上額を超えるもの  | 公社債       | 10,397,017 | 12,388,306 | 1,991,289 |
|                    | 外国証券(公社債) | 87,797     | 91,618     | 3,820     |
| 時価が貸借対照表計上額を超えないもの | 公社債       | 537,536    | 497,343    | △40,193   |
|                    | 外国証券(公社債) | 184,442    | 179,379    | △5,063    |
| 合 計                |           | 11,206,795 | 13,156,647 | 1,949,852 |

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

③その他有価証券

(単位：百万円)

|                                    | 種 類    | 取得原価又は<br>償却原価 | 貸借対照表計上額   | 差 額       |
|------------------------------------|--------|----------------|------------|-----------|
| 貸借対照表計上額が<br>取得原価又は償却原<br>価を超えるもの  | 譲渡性預金  | —              | —          | —         |
|                                    | 買入金銭債権 | 136,556        | 143,818    | 7,261     |
|                                    | 公社債    | 1,145,648      | 1,228,359  | 82,711    |
|                                    | 株式     | 737,091        | 1,723,815  | 986,723   |
|                                    | 外国証券   | 3,284,045      | 3,421,553  | 137,507   |
|                                    | 公社債    | 3,163,585      | 3,298,255  | 134,670   |
|                                    | 株式等    | 120,460        | 123,297    | 2,837     |
|                                    | その他の証券 | 34,983         | 48,789     | 13,806    |
| 貸借対照表計上額が<br>取得原価又は償却原<br>価を超えないもの | 譲渡性預金  | 441,100        | 441,084    | △15       |
|                                    | 買入金銭債権 | 65,766         | 65,674     | △92       |
|                                    | 公社債    | 503,611        | 486,145    | △17,466   |
|                                    | 株式     | 101,508        | 88,848     | △12,659   |
|                                    | 外国証券   | 3,976,319      | 3,835,717  | △140,601  |
|                                    | 公社債    | 3,876,399      | 3,736,152  | △140,246  |
|                                    | 株式等    | 99,919         | 99,564     | △355      |
|                                    | その他の証券 | 10,000         | 9,940      | △60       |
| 合 計                                |        | 10,436,630     | 11,493,745 | 1,057,115 |

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の償還予定額、社債及びその他負債の返済予定額

(単位：百万円)

|             | 1年以内      | 1年超5年以内   | 5年超10年以内  | 10年超       |
|-------------|-----------|-----------|-----------|------------|
| 預貯金         | 1,301,462 | —         | —         | —          |
| コールローン      | 187,361   | —         | —         | —          |
| 買入金銭債権      | 49,629    | 751       | 269       | 225,416    |
| 有価証券        | 567,009   | 2,294,060 | 5,495,859 | 12,842,958 |
| 満期保有目的の債券   | 65,428    | 196,116   | 638,295   | 986,561    |
| 責任準備金対応債券   | 136,707   | 517,935   | 1,697,358 | 8,781,093  |
| その他有価証券     | 364,874   | 1,580,008 | 3,160,206 | 3,075,302  |
| 貸付金※        | 1,029,722 | 629,709   | 514,079   | 273,052    |
| 社債          | —         | —         | —         | 499,924    |
| 売現先勘定       | 860,119   | —         | —         | —          |
| 債券貸借取引受入担保金 | 1,116,092 | —         | —         | —          |

※ 破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等の償還予定額が見込めないもの、期間の定めのないものは含めておりません。

16. 当社では、東京都その他の地域において、賃貸等不動産（賃貸用オフィスビル等（土地を含む））を有しており、当期末における当該賃貸等不動産の貸借対照表計上額は389,919百万円、時価は464,822百万円です。

なお、時価の算定にあたっては、主として不動産鑑定士による鑑定評価等による評価額を使用しております。

また、賃貸等不動産の一部について、資産除去債務1,383百万円を計上しております。

17. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の貸借対照表価額は、2,962,410百万円です。
18. 消費貸借契約で借り入れている有価証券のうち、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有し、当期末に当該処分を行わずに所有しているものの時価は157,703百万円であり、担保に差し入れているものはありません。
19. 貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸付条件緩和債権の額は、909百万円です。なお、それぞれの内訳は、以下のとおりです。  
 貸付金のうち、破綻先債権額はあります。延滞債権額は、909百万円です。  
 上記取立不能見込額の直接減額は、延滞債権額、22百万円です。  
 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金です。  
 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金で破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金、並びに資産の自己査定上の「実質破綻先」及び「破綻懸念先」に対する貸付金で未収利息が発生しないものです。  
 貸付金のうち、3カ月以上延滞債権額はあります。  
 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3カ月以上延滞している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。  
 貸付金のうち、貸付条件緩和債権額はあります。  
 なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行ったもので、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しない貸付金です。
20. 有形固定資産の減価償却累計額は、417,823百万円です。
21. 保険業法第118条に規定する特別勘定の資産の額は、986,044百万円です。なお、負債の額も同額です。
22. 子会社等に対する金銭債権の総額は、49,198百万円、金銭債務の総額は、11,554百万円です。
23. 繰延税金資産の総額は、476,915百万円、繰延税金負債の総額は、310,008百万円です。  
 繰延税金資産のうち、評価性引当額として控除した金額は、12,191百万円です。  
 繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、保険契約準備金 195,372百万円、価格変動準備金 183,682百万円及び退職給付引当金 41,493百万円です。  
 繰延税金負債の発生の主な原因別内訳は、その他有価証券の評価差額 298,220百万円です。  
 当期における税効果会計適用後の法人税等の負担率は3.2%であり、法定実効税率28.20%との差異の主な内訳は、社員配当準備金繰入額 △23.0%です。
24. 社員配当準備金の異動状況は、次のとおりです。
- |             |            |
|-------------|------------|
| 当期首現在高      | 245,951百万円 |
| 前期剰余金よりの繰入額 | 51,735百万円  |
| 当期社員配当金支払額  | 62,177百万円  |
| 利息による増加等    | 39百万円      |
| 当期末現在高      | 235,548百万円 |

25. 子会社等の株式の総額は、645,489百万円です。
26. 担保に提供している資産の額は、有価証券1,473,833百万円です。
27. 保険業法施行規則第73条第3項において準用する同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金（以下「出再支払備金」という。）の金額は、12百万円、同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金（以下「出再責任準備金」という。）の金額は、1,155百万円です。
28. 保険業法施行規則第30条第2項に規定する金額は、768,952百万円です。
29. 基金70,000百万円の償却に伴い、同額の基金償却準備金を保険業法第56条の規定により基金償却積立金へ振り替えております。
30. 貸付金に係るコミットメントライン契約の融資未実行残高は、10,149百万円です。
31. 負債の部の社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債及び外貨建劣後特約付社債です。
32. 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当期末における当社の今後の負担見積額は、39,400百万円です。  
なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。

# 平成29年度 (平成29年 4 月 1 日から 平成30年 3 月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

| 科 目      |    | 金 額       |
|----------|----|-----------|
| 経常収      | 益  | 3,400,872 |
| 保険料等     | 収入 | 2,508,579 |
| 再保険      | 収入 | 2,505,129 |
| 準備金      | 収入 | 463       |
| 運用金      | 収入 | 2,986     |
| 利息及び配当金  | 収入 | 758,732   |
| 預有貸不     | 配当 | 613,474   |
| の価証券     | 配当 | 4,107     |
| 動産       | 配当 | 530,326   |
| 他の有価証券   | 配当 | 33,303    |
| 引当金      | 配当 | 36,112    |
| 勘定資産     | 配当 | 9,625     |
| の特金      | 配当 | 401       |
| 払給付      | 配当 | 78,714    |
| 職の他      | 配当 | 5,065     |
| の引金      | 配当 | 203       |
| の引金      | 配当 | 2,104     |
| の引金      | 配当 | 58,769    |
| の引金      | 配当 | 133,560   |
| の引金      | 配当 | 9,077     |
| の引金      | 配当 | 62,126    |
| の引金      | 配当 | 29,107    |
| の引金      | 配当 | 13,366    |
| の引金      | 配当 | 19,882    |
| 経常費      | 費用 | 3,170,939 |
| 保険料等     | 費用 | 1,972,330 |
| 再保険      | 費用 | 589,860   |
| 準備金      | 費用 | 634,251   |
| 運用金      | 費用 | 274,834   |
| 利息及び配当金  | 費用 | 421,811   |
| 預有貸不     | 費用 | 50,654    |
| の価証券     | 費用 | 917       |
| 動産       | 費用 | 582,716   |
| 他の有価証券   | 費用 | 582,677   |
| 引当金      | 費用 | 39        |
| 勘定資産     | 費用 | 175,540   |
| の特金      | 費用 | 18,507    |
| 払給付      | 費用 | 43,629    |
| 職の他      | 費用 | 276       |
| の引金      | 費用 | 89,723    |
| の引金      | 費用 | 2,286     |
| の引金      | 費用 | 8,768     |
| の引金      | 費用 | 12,349    |
| の引金      | 費用 | 328,569   |
| の引金      | 費用 | 111,782   |
| の引金      | 費用 | 60,876    |
| の引金      | 費用 | 24,232    |
| の引金      | 費用 | 13,433    |
| の引金      | 費用 | 13,239    |
| 経常利益     | 利益 | 229,933   |
| 特別利益     | 利益 | 17,632    |
| 固定資産等    | 利益 | 17,632    |
| 特別損失     | 損失 | 179,938   |
| 固定資産等    | 損失 | 1,621     |
| 減価償却     | 損失 | 6,369     |
| 格変動      | 損失 | 154,600   |
| 社会及び契    | 損失 | 16,601    |
| 約者福祉増進助成 | 損失 | 745       |
| 税法法人     | 税金 | 67,626    |
| 法人       | 税金 | 60,403    |
| 法人       | 税金 | △58,199   |
| 法人       | 税金 | 2,204     |
| 法人       | 税金 | 65,422    |



(注) 1. 子会社等との取引による収益の総額は、11,800百万円、費用の総額は、17,390百万円です。

2. 有価証券売却益の内訳は、国債等債券 53,092百万円、株式等 17,937百万円、外国証券 7,683百万円です。

有価証券売却損の内訳は、国債等債券 138百万円、株式等 2,937百万円、外国証券 40,553百万円です。

有価証券評価損の内訳は、株式等 276百万円です。

3. 支払備金戻入額の計算上、差し引かれた出再支払備金戻入額の金額は、32百万円、責任準備金繰入額の計算上、差し引かれた出再責任準備金繰入額の金額は、1,042百万円です。

4. 売買目的有価証券運用益の内訳は、利息及び配当金等収入 18百万円、売却益 388百万円、評価損 5百万円です。

5. 金融派生商品費用には、評価益が 89,527百万円含まれております。

6. 固定資産の減損損失に関する事項は、次のとおりです。

なお、減損損失累計額については、当該各資産の金額から直接控除しております。

#### 資産をグルーピングした方法

保険営業の用に供している不動産等について保険営業全体で1つの資産グループとし、また、その他の賃貸不動産等及び遊休不動産等についてそれぞれの物件ごとに1つの資産グループとしております。

#### 減損損失の認識に至った経緯

地価の下落や賃料水準の低迷により収益性が低下した賃貸不動産等及び遊休不動産等について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

#### 減損損失を認識した資産グループと減損損失計上額の固定資産の種類ごとの内訳

| 主な用途   | 種類      | 減損損失       |
|--------|---------|------------|
| 賃貸不動産等 | 土地及び建物等 | 5,711百万円   |
| 遊休不動産等 | 土地及び建物等 | 658百万円     |
|        |         | 計 6,369百万円 |

#### 回収可能価額の算定方法

回収可能価額は、賃貸不動産等については物件により使用価値又は正味売却価額を、遊休不動産等については正味売却価額を適用しております。

なお、正味売却価額については、売却見込額、不動産鑑定士による鑑定評価等による評価額、又は公示価格に基づき合理的な調整を行って算定する評価額を使用しております。

また、使用価値については、将来キャッシュ・フローを5.0%で割り引いて算定しております。

# 平成29年度 (平成29年 4 月 1 日から 平成30年 3 月31日まで) 基金等変動計算書

(単位：百万円)

|                        | 基金等     |             |            |             |             |             |                       |           |              |           |            |
|------------------------|---------|-------------|------------|-------------|-------------|-------------|-----------------------|-----------|--------------|-----------|------------|
|                        | 基金      | 基金償却<br>積立金 | 再評価<br>積立金 | 剰余金         |             |             |                       |           |              |           | 基金等<br>合 計 |
|                        |         |             |            | 損失填補<br>準備金 | その他剰余金      |             |                       |           |              | 剰余金<br>合計 |            |
|                        |         |             |            |             | 基金償却<br>準備金 | 価格変動<br>積立金 | 社会及び<br>契約者福祉<br>増進基金 | 別途<br>積立金 | 当期末処分<br>剰余金 |           |            |
| 当 期 首 残 高              | 170,000 | 469,000     | 2          | 5,204       | 119,600     | 165,000     | 1,496                 | 223       | 81,954       | 373,478   | 1,012,481  |
| 当 期 変 動 額              |         |             |            |             |             |             |                       |           |              |           |            |
| 社員配当準備金の<br>立          |         |             |            |             |             |             |                       |           | △51,735      | △51,735   | △51,735    |
| 損失填補準備金の<br>立          |         |             |            | 200         |             |             |                       |           | △200         | －         | －          |
| 基金償却積立金の<br>立          |         | 70,000      |            |             |             |             |                       |           |              |           | 70,000     |
| 基金利息の支払                |         |             |            |             |             |             |                       |           | △1,918       | △1,918    | △1,918     |
| 当 期 純 剰 余              |         |             |            |             |             |             |                       |           | 65,422       | 65,422    | 65,422     |
| 基金の償却                  | △70,000 |             |            |             |             |             |                       |           |              |           | △70,000    |
| 基金償却準備金の<br>立          |         |             |            |             | 27,400      |             |                       |           | △27,400      | －         | －          |
| 基金償却準備金の<br>取          |         |             |            |             | △70,000     |             |                       |           |              | △70,000   | △70,000    |
| 社会及び契約者福祉<br>増進基金の積立   |         |             |            |             |             |             | 700                   |           | △700         | －         | －          |
| 社会及び契約者福祉<br>増進基金の取崩   |         |             |            |             |             |             | △745                  |           | 745          | －         | －          |
| 土地再評価差額金の<br>取         |         |             |            |             |             |             |                       |           | 4,252        | 4,252     | 4,252      |
| 基金等以外の項目の<br>当期変動額(純額) |         |             |            |             |             |             |                       |           |              |           |            |
| 当期変動額合計                | △70,000 | 70,000      | －          | 200         | △42,600     | －           | △45                   | －         | △11,533      | △53,979   | △53,979    |
| 当 期 末 残 高              | 100,000 | 539,000     | 2          | 5,404       | 77,000      | 165,000     | 1,450                 | 223       | 70,421       | 319,499   | 958,502    |

|                        | 評価・換算差額等         |         |              |                | 純資産合計     |
|------------------------|------------------|---------|--------------|----------------|-----------|
|                        | その他有価証券<br>評価差額金 | 繰延ヘッジ損益 | 土地再評価<br>差額金 | 評価・換算<br>差額等合計 |           |
| 当 期 首 残 高              | 704,140          | △358    | △59,460      | 644,321        | 1,656,802 |
| 当 期 変 動 額              |                  |         |              |                |           |
| 社員配当準備金の<br>立          |                  |         |              |                | △51,735   |
| 損失填補準備金の<br>立          |                  |         |              |                | －         |
| 基金償却積立金の<br>立          |                  |         |              |                | 70,000    |
| 基金利息の支払                |                  |         |              |                | △1,918    |
| 当 期 純 剰 余              |                  |         |              |                | 65,422    |
| 基 金 の 償 却              |                  |         |              |                | △70,000   |
| 基金償却準備金の<br>立          |                  |         |              |                | －         |
| 基金償却準備金の<br>取崩         |                  |         |              |                | △70,000   |
| 社会及び契約者福祉<br>増進基金の積立   |                  |         |              |                | －         |
| 社会及び契約者福祉<br>増進基金の取崩   |                  |         |              |                | －         |
| 土地再評価差額金の<br>取崩        |                  |         |              |                | 4,252     |
| 基金等以外の項目の<br>当期変動額(純額) | 64,236           | 931     | △4,250       | 60,918         | 60,918    |
| 当 期 変 動 額 合 計          | 64,236           | 931     | △4,250       | 60,918         | 6,939     |
| 当 期 末 残 高              | 768,377          | 573     | △63,710      | 705,239        | 1,663,742 |

# 平成29年度 (平成29年 4 月 1 日から 平成30年 3 月31日まで) 剰余金処分案

(単位：円)

| 科 目             | 金 額            |
|-----------------|----------------|
| 当 期 未 処 分 剰 余 金 | 70,421,108,441 |
| 剰 余 金 処 分 額     | 70,421,108,441 |
| 社 員 配 当 準 備 金   | 52,804,627,608 |
| 差 引 純 剰 余 金     | 17,616,480,833 |
| 損 失 填 補 準 備 金   | 200,000,000    |
| 基 金 利 息         | 1,116,480,833  |
| 任 意 積 立 金       | 16,300,000,000 |
| 基 金 償 却 準 備 金   | 15,600,000,000 |
| 社会及び契約者福祉増進基金   | 700,000,000    |

# 平成29年度 (平成30年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

| 科 目           | 金 額        | 科 目             | 金 額        |
|---------------|------------|-----------------|------------|
| ( 資 産 の 部 )   |            | ( 負 債 の 部 )     |            |
| 現 金 及 び 預 貯 金 | 1,448,620  | 保 険 契 約 準 備 金   | 30,457,728 |
| コ ー ル ロ ー ン   | 187,361    | 支 払 備 金         | 135,006    |
| 買 入 金 銭 債 権   | 283,252    | 責 任 準 備 金 等     | 30,087,173 |
| 有 価 証 券       | 29,089,625 | 社 員 配 当 準 備 金   | 235,548    |
| 貸 付 金         | 3,445,029  | 再 保 険 借         | 8,017      |
| 有 形 固 定 資 産   | 581,239    | 社 債             | 545,868    |
| 土 地           | 359,169    | そ の 他 負 債       | 2,661,062  |
| 建 物           | 201,923    | 債券貸借取引受入担保金     | 1,116,092  |
| リ ー ス 資 産     | 2,191      | そ の 他 の 負 債     | 1,544,970  |
| 建 設 仮 勘 定     | 11,619     | 退職給付に係る負債       | 11,356     |
| その他の有形固定資産    | 6,335      | 価 格 変 動 準 備 金   | 657,060    |
| 無 形 固 定 資 産   | 283,089    | 繰 延 税 金 負 債     | 25,271     |
| ソ フ ト ウ ェ ア   | 20,026     | 再評価に係る繰延税金負債    | 13,257     |
| の れ ん         | 62,927     |                 |            |
| リ ー ス 資 産     | 71         | 負 債 の 部 合 計     | 34,379,623 |
| その他の無形固定資産    | 200,063    | ( 純 資 産 の 部 )   |            |
| 代 理 店 貸       | 109        | 基 金             | 100,000    |
| 再 保 険 貸       | 2,737      | 基 金 償 却 積 立 金   | 539,000    |
| そ の 他 資 産     | 543,952    | 再 評 価 積 立 金     | 2          |
| 退職給付に係る資産     | 31,742     | 連 結 剰 余 金       | 248,102    |
| 繰 延 税 金 資 産   | 140,721    | 基 金 等 合 計       | 887,104    |
| 貸 倒 引 当 金     | △1,038     | その他有価証券評価差額金    | 841,320    |
|               |            | 繰 延 ヘ ッ ジ 損 益   | △2,556     |
|               |            | 土 地 再 評 価 差 額 金 | △63,710    |
|               |            | 為 替 換 算 調 整 勘 定 | △44,853    |
|               |            | 退職給付に係る調整累計額    | 39,415     |
|               |            | その他の包括利益累計額合計   | 769,616    |
|               |            | 非 支 配 株 主 持 分   | 99         |
|               |            | 純 資 産 の 部 合 計   | 1,656,820  |
| 資 産 の 部 合 計   | 36,036,443 | 負債及び純資産の部合計     | 36,036,443 |

## 連結計算書類の作成方針

| 記載項目                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|--------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 連結の範囲に関する事項                | <p>連結子会社及び子法人等数 22社</p> <p>主な連結される子会社及び子法人等は、メディケア生命保険株式会社、株式会社スミセイビルマネジメント、住生物産株式会社、スミセイビジネスサービス株式会社、新宿グリーンビル管理株式会社、株式会社スミセイハーモニー、スミセイ情報システム株式会社、株式会社シーエスエス、スミセイ保険サービス株式会社、いずみライフデザイナーズ株式会社、株式会社スミセイ・サポート&amp;コンサルティング、株式会社保険デザイン、Symetra Financial Corporationです。</p> <p>なお、当連結会計年度に株式会社保険デザインの株式を取得したことに伴い、同社を連結の範囲に含めております。</p> <p>非連結子会社及び子法人等は、ありません。</p>   |
| (2) 持分法の適用に関する事項               | <p>持分法適用関連法人等数 10社</p> <p>主な持分法適用関連法人等は、三井住友アセットマネジメント株式会社、日本ビルファンドマネジメント株式会社、ジャパン・ペンション・ナビゲーター株式会社、マイコミュニケーション株式会社、株式会社エージェント、Baoviet Holdings、PT BNI Life Insuranceです。</p> <p>なお、当連結会計年度にマイコミュニケーション株式会社、株式会社エージェントの株式を取得したことに伴い、同社を持分法適用関連法人等としております。</p> <p>持分法を適用していない関連法人等（日本企業年金サービス株式会社）については、連結損益及び連結剰余金に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法を適用しておりません。</p> |
| (3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項 | <p>連結子会社及び子法人等のうち、海外の子会社及び子法人等の決算日は12月31日です。連結財務諸表の作成にあたっては、同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。</p>                                                                                                                                                                                                                                            |
| (4) のれんの償却に関する事項               | <p>のれん及び持分法適用関連法人等に係るのれん相当額については、20年以内のその効果の及ぶ期間で、定額法により償却しております。</p> <p>ただし、重要性が乏しいものについては、発生連結会計年度に全額償却しております。</p>                                                                                                                                                                                                                                              |

- (注) 1. 当社の保有する有価証券の評価基準及び評価方法は、以下のとおりです。  
有価証券（預貯金及び買入金銭債権のうち有価証券に準じるものを含む）の評価は、売買目的有価証券については時価法（売却原価の算定は移動平均法）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 業種別監査委員会報告第21号）に基づく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式（保険業法第110条第2項に規定する子会社等が発行する株式）については原価法、その他有価証券のうち、時価のある株式については3月中の市場価格の平均に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、時価のあるそれ以外のものについては3月末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法によっております。  
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
2. 当社は、個人保険・個人年金保険、企業年金保険等に設定した小区分（保険種類・資産運用方針等により設定）に対応した債券のうち、負債に応じたデュレーションのコントロールを図る目的で保有するものについて、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 業種別監査委員会報告第21号）に基づき、責任準備金対応債券に区分しております。
3. デリバティブ取引の評価は時価法によっております。
4. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当社の保有する事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成13年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める公示価格に基づき合理的な調整を行って算定する方法及び第5号に定める鑑定評価に基づく方法

5. 当社の保有する有形固定資産の減価償却は、次の方法によっております。

建物

定額法によっております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース期間に基づく定額法によっております。

その他の有形固定資産

定率法によっております。

6. 当社の保有する外貨建資産・負債（子会社株式及び関連会社株式を除く）は、決算日の為替相場により円換算しております。子会社株式及び関連会社株式は、取得時の為替相場により円換算しております。



7. 当社の貸倒引当金は、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、民事再生等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という）に対する債権については、下記直接減額後の債権額から担保の回収可能見込額及び保証等による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額及び保証等による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき査定を実施し、関連部署から独立した資産監査部署が査定内容を監査しており、その結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先等に対する債権については、債権額から担保の評価額及び保証等による回収可能見込額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は、36百万円です。

連結子会社及び子法人等については、主として当社と同水準の資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、引当を行っております。

8. 退職給付に係る負債は、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。

退職給付に係る会計処理の方法は、主として次のとおりです。

|                |              |
|----------------|--------------|
| 退職給付見込額の期間帰属方法 | 給付算定式基準      |
| 数理計算上の差異の処理年数  | 翌連結会計年度から 8年 |
| 過去勤務費用の処理年数    | 3年           |

退職給付に関する事項は、次のとおりです。

(1) 採用している退職給付制度の概要

確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

なお、一部の退職一時金制度には、退職給付信託が設定されております。

一部の連結子会社及び子法人等は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しており、一部の海外の連結子会社及び子法人等は、確定拠出制度を設けております。

(2) 確定給付制度

①退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

|                |                   |
|----------------|-------------------|
| 期首における退職給付債務   | 302,904百万円        |
| 勤務費用           | 13,144百万円         |
| 利息費用           | 4,355百万円          |
| 数理計算上の差異の当期発生額 | 2,615百万円          |
| 退職給付の支払額       | △18,673百万円        |
| 過去勤務費用の当期発生額   | △11,385百万円        |
| その他            | 106百万円            |
| 期末における退職給付債務   | <u>293,067百万円</u> |

②年金資産の期首残高と期末残高の調整表

|                |                   |
|----------------|-------------------|
| 期首における年金資産     | 298,076百万円        |
| 期待運用収益         | 4,916百万円          |
| 数理計算上の差異の当期発生額 | 11,084百万円         |
| 事業主からの拠出額      | 6,671百万円          |
| 退職給付の支払額       | △7,312百万円         |
| その他            | 16百万円             |
| 期末における年金資産     | <u>313,452百万円</u> |

③退職給付債務及び年金資産と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び資産の調整表

|                       |                   |
|-----------------------|-------------------|
| 積立型制度の退職給付債務          | 291,509百万円        |
| 年金資産                  | △313,452百万円       |
|                       | <u>△21,942百万円</u> |
| 非積立型制度の退職給付債務         | 1,557百万円          |
| 連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | <u>△20,385百万円</u> |
| 退職給付に係る負債             | 11,356百万円         |
| 退職給付に係る資産             | △31,742百万円        |
| 連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | <u>△20,385百万円</u> |

④退職給付に関連する損益

|                   |                 |
|-------------------|-----------------|
| 勤務費用              | 13,144百万円       |
| 利息費用              | 4,355百万円        |
| 期待運用収益            | △4,916百万円       |
| 数理計算上の差異の当期の費用処理額 | △7,426百万円       |
| 過去勤務費用の当期の費用処理額   | △316百万円         |
| その他               | 98百万円           |
| 確定給付制度に係る退職給付費用   | <u>4,939百万円</u> |

⑤その他の包括利益等に計上された項目の内訳

その他の包括利益に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりです。

|          |                  |
|----------|------------------|
| 数理計算上の差異 | 1,042百万円         |
| 過去勤務費用   | 11,069百万円        |
| 合計       | <u>12,111百万円</u> |

その他の包括利益累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりです。

|             |                  |
|-------------|------------------|
| 未認識数理計算上の差異 | 43,639百万円        |
| 未認識過去勤務費用   | 11,069百万円        |
| 合計          | <u>54,709百万円</u> |

⑥年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

|          |             |
|----------|-------------|
| 株式       | 42%         |
| 生命保険一般勘定 | 41%         |
| 投資信託     | 6%          |
| 債券       | 6%          |
| その他      | 5%          |
| 合計       | <u>100%</u> |

年金資産合計には、退職一時金制度に対して設定した退職給付信託が46%含まれています。

⑦長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

⑧数理計算上の計算基礎に関する事項

期末における主要な数理計算上の計算基礎は、主として次のとおりです。

|           |        |
|-----------|--------|
| 割引率       | 1.473% |
| 長期期待運用収益率 |        |
| 確定給付企業年金  | 3.0%   |
| 退職給付信託    | 0.0%   |

(3) 確定拠出制度

確定拠出制度への要拠出額は、1,761百万円です。

9. 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定により算出した額を計上しております。
10. 当社のヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）に従い、主に、外貨建債券、外貨建社債（負債）等に対する為替リスクのヘッジとして時価ヘッジ、並びに為替予約及び通貨スワップの振当処理を行っております。  
なお、ヘッジの有効性の判定は、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動を比較する比率分析によっております。
11. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、その他資産に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生連結会計年度に費用処理しております。
12. 当社及び一部の連結子会社は、当連結会計年度より連結納税制度を適用しております。
13. 当社の責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については次の方式により計算しております。
- (1) 標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式（平成8年大蔵省告示第48号）
- (2) 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式
- 海外の連結子会社及び子法人等の責任準備金は、米国会計基準に基づき算出した額を計上しております。
- なお、当社は、平成18年4月1日以降年金開始した個人年金保険契約（予定利率変動型無配当個人年金保険（一時払い）を除く）については、年金支払開始日等を順次契約締結時とみなしたうえで、金融庁長官が定める計算基礎（平成8年大蔵省告示第48号）を適用（ただし、平成18年度中に年金支払開始日等が到来する契約について、予定死亡率は生保標準生命表2007（年金開始後用）を適用）して計算したことにより生じた差額を追加して計上しております。
14. 当社の無形固定資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間に基づく定額法により行っております。

15. 金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項は次のとおりです。

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社の資産運用は、生命保険契約の負債特性に応じた資産及び負債の総合的管理（ALM）を推進し、公社債や貸付金等の円金利資産中心の運用により中長期的に安定した収益の確保を図るとともに、許容されるリスクの範囲内で株式等への分散投資を行っております。また、デリバティブ取引については、主に保有する資産又は負債の価値が変動するリスクを回避する目的で活用しております。

当社の主な金融商品のうち、公社債（国債、地方債及び社債）については、市場リスク（市場金利等の変動により価格が変動するリスク）及び発行体等の信用リスクに晒されております。株式（外国証券の中に含まれる株式を含む）については、市場リスク（株価の変動リスク、外貨建のものは為替リスクを含む）及び発行体等の信用リスクに晒されております。外国証券のうち債券については、市場リスク（市場金利等の変動により価格が変動するリスク、外貨建のものは為替リスクを含む）及び発行体等の信用リスクに晒されております。

貸付金については、国内の企業向けが大半であり、債務者等の信用リスクに晒されているほか、活発な流通市場は存在しないものの、公社債と同様に市場金利等の変化によっても価値が変動することから市場リスクにも晒されております。

デリバティブ取引には、外貨建資産及び外貨建負債の為替リスクをヘッジする目的で行っている為替予約・通貨オプション・通貨スワップ取引、主に株式の価格変動リスクをヘッジする目的で行っている先物・先渡・オプション取引、主に固定利付資産の市場金利の変動による価格変動リスクをヘッジする目的で行っている債券先物・オプション・金利スワップ取引及び主に変動利付資産の金利の変動リスクをヘッジする目的で行っている金利スワップ取引があります。

為替予約取引の一部については、これらをヘッジ手段とし、主に外貨建の外国証券をヘッジ対象とするヘッジ会計を適用しております。これらのヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動幅に基づいて、ヘッジの有効性を定期的に検証しております。

なお、会計基準等に基づき、為替予約及び通貨スワップの振当処理を行っているもの、並びに金利スワップの特例処理を適用しているものについては、実行後の有効性の検証は省略しております。

当社は、取締役会で策定している「資産運用リスク管理方針」において、資産運用リスクのリスク管理部署を定め、資産運用全体のリスクを管理する体制を整備しております。合わせて、「資産運用リスク管理規程」において、金融商品に関する資産運用リスクである「市場リスク」「信用リスク」のそれぞれについてリスク管理の枠組みを定めるとともに、具体的なリスク管理手法を定め、リスクの定量的かつ統合的な把握・管理に努めております。また、資産運用リスクの管理部署は、投融資の執行部から独立することで、組織面においても内部牽制機能を確保し、各執行部に方針及び諸規程を遵守させることにより、実効性の高いリスク管理体制の構築を図っております。取締役会は、リスク管理状況の報告を受け、経営の意思決定を行っております。

市場リスクについては、金融商品の価値がマーケットの変化により、どの程度の損失を被る可能性があるかを把握・分析するため、統合的なリスク量としてバリュー・アット・リスク（VaR）を計測し、これを市場リスクに備えたリスク・リミット（含み損益や売却損益を考慮）と比較することで管理しております。

信用リスクについては、貸付金等の投融資実行時に信用リスクの程度に応じた社内格付を付与するとともに、その後も定期的に社内格付を見直し、信用状況の変化を管理しております。さらに、リスク量としてバリュー・アット・リスク（VaR）を社内格付の水準ごとに設定した格付推移確率、デフォルト発生時の投融資元本の予想回収率等を用いたモンテカルロ・シミュレーションにより計測し、信用リスクに備えたリスク・リミットと比較することで管理を行っております。



(2) 金融商品の時価等に関する事項

当連結会計年度末における主な金融商品に係る連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

|                  | 連結貸借対照表計上額 | 時 価        | 差 額       |
|------------------|------------|------------|-----------|
| 現金及び預貯金          | 1,448,620  | 1,448,620  | —         |
| うち、その他有価証券       | 441,084    | 441,084    | —         |
| コールローン           | 187,361    | 187,361    | —         |
| 買入金銭債権           | 283,252    | 284,696    | 1,444     |
| うち、その他有価証券       | 209,492    | 209,492    | —         |
| 有価証券※1           | 28,705,307 | 31,006,612 | 2,301,305 |
| 売買目的有価証券         | 1,033,689  | 1,033,689  | —         |
| 満期保有目的の債券        | 1,954,345  | 2,279,893  | 325,548   |
| 責任準備金対応債券        | 11,206,795 | 13,156,647 | 1,949,852 |
| 子会社株式及び関連会社株式    | 28,062     | 53,967     | 25,904    |
| その他有価証券          | 14,482,414 | 14,482,414 | —         |
| 貸付金              | 3,445,029  |            |           |
| 貸倒引当金※2          | △832       |            |           |
|                  | 3,444,196  | 3,478,602  | 34,405    |
| 社債               | 545,868    | 559,840    | 13,972    |
| 債券貸借取引受入担保金      | 1,116,092  | 1,116,092  | —         |
| デリバティブ取引※3       | 228,636    | 228,636    | —         |
| ヘッジ会計が適用されていないもの | 39,950     | 39,950     | —         |
| ヘッジ会計が適用されているもの  | 188,686    | 188,686    | —         |

※1 非上場株式等、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては含めておりません。当該非上場株式等の当連結会計年度末における連結貸借対照表計上額は384,318百万円です。

※2 貸付金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

※3 デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる場合には、( ) で示しております。

(注1) 当社の金融商品の時価の算定方法

資 産

①現金及び預貯金、コールローン

帳簿価額を時価としております。ただし、預貯金のうち「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）に基づく有価証券として取扱うものは、3月末日の市場価格等によっております。

②買入金銭債権

3月末日の市場価格等によっております。

③有価証券

その他有価証券のうち時価のある株式については、3月中の市場価格の平均によっております。

それ以外の有価証券については、3月末日の市場価格等によっております。

④貸付金

保険約款貸付は、当該貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、返済方法、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。一般貸付の時価については、主に、将来キャッシュ・フローを現在価値へ割り引いた価格によっております。

破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する貸付金については、原則として直接減額前の帳簿価額から貸倒見積高を控除した額を時価としております。

## 負債

### ①社債

3月末日の市場価格等によっております。

### ②債券貸借取引受入担保金

時価が帳簿価額と近似していることから、帳簿価額を時価としております。

## デリバティブ取引

3月末日の市場価格等によっております。

なお、為替予約及び通貨スワップの振当処理によるものはヘッジ対象とされている有価証券、貸付金及び社債と一体として処理されているため、その時価は当該有価証券、貸付金及び社債の時価に含めて記載し、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸付金と一体として処理されているため、その時価は当該貸付金の時価に含めて記載しております。

(注2) 有価証券(「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)に基づく有価証券として取扱うものを含む)に関する事項

満期保有目的の債券及び責任準備金対応債券において、種類ごとの連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

### ①満期保有目的の債券

(単位:百万円)

|                      | 種 類       | 連結貸借対照表計上額 | 時 価       | 差 額     |
|----------------------|-----------|------------|-----------|---------|
| 時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの  | 公社債       | 458,764    | 499,664   | 40,900  |
|                      | 外国証券(公社債) | 1,493,938  | 1,778,660 | 284,722 |
| 時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの | 公社債       | 1,643      | 1,568     | △74     |
|                      | 外国証券(公社債) | —          | —         | —       |
| 合 計                  |           | 1,954,345  | 2,279,893 | 325,548 |

### ②責任準備金対応債券

(単位:百万円)

|                      | 種 類       | 連結貸借対照表計上額 | 時 価        | 差 額       |
|----------------------|-----------|------------|------------|-----------|
| 時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの  | 公社債       | 10,397,017 | 12,388,306 | 1,991,289 |
|                      | 外国証券(公社債) | 87,797     | 91,618     | 3,820     |
| 時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの | 公社債       | 537,536    | 497,343    | △40,193   |
|                      | 外国証券(公社債) | 184,442    | 179,379    | △5,063    |
| 合 計                  |           | 11,206,795 | 13,156,647 | 1,949,852 |



その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、連結貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

③その他有価証券

(単位：百万円)

|                                      | 種 類    | 取得原価又は<br>償却原価 | 連結貸借対照表<br>計上額 | 差 額       |
|--------------------------------------|--------|----------------|----------------|-----------|
| 連結貸借対照表計上額<br>が取得原価又は償却原<br>価を超えるもの  | 譲渡性預金  | —              | —              | —         |
|                                      | 買入金銭債権 | 136,556        | 143,818        | 7,261     |
|                                      | 公社債    | 1,226,219      | 1,315,182      | 88,963    |
|                                      | 株式     | 737,218        | 1,724,022      | 986,803   |
|                                      | 外国証券   | 5,519,537      | 5,765,216      | 245,678   |
|                                      | 公社債    | 5,338,247      | 5,564,082      | 225,835   |
|                                      | 株式等    | 181,290        | 201,133        | 19,843    |
|                                      | その他の証券 | 34,983         | 48,789         | 13,806    |
| 連結貸借対照表計上額<br>が取得原価又は償却原<br>価を超えないもの | 譲渡性預金  | 441,100        | 441,084        | △15       |
|                                      | 買入金銭債権 | 65,766         | 65,674         | △92       |
|                                      | 公社債    | 527,525        | 509,895        | △17,629   |
|                                      | 株式     | 101,508        | 88,848         | △12,659   |
|                                      | 外国証券   | 5,176,781      | 5,020,519      | △156,261  |
|                                      | 公社債    | 5,068,649      | 4,913,423      | △155,226  |
|                                      | 株式等    | 108,132        | 107,096        | △1,035    |
|                                      | その他の証券 | 10,000         | 9,940          | △60       |
| 合 計                                  |        | 13,977,197     | 15,132,992     | 1,155,794 |

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の償還予定額、社債及びその他の負債の返済予定額

(単位：百万円)

|             | 1年以内      | 1年超5年以内   | 5年超10年以内  | 10年超       |
|-------------|-----------|-----------|-----------|------------|
| 預貯金         | 1,448,459 | —         | —         | —          |
| コールローン      | 187,361   | —         | —         | —          |
| 買入金銭債権      | 49,629    | 751       | 269       | 225,416    |
| 有価証券        | 674,769   | 3,237,552 | 6,829,301 | 14,011,807 |
| 満期保有目的の債券   | 66,028    | 196,809   | 639,313   | 1,049,882  |
| 責任準備金対応債券   | 136,707   | 517,935   | 1,697,358 | 8,781,093  |
| その他有価証券     | 472,034   | 2,522,807 | 4,492,630 | 4,180,831  |
| 貸付金※        | 1,037,849 | 671,541   | 701,391   | 672,980    |
| 社債          | —         | —         | 28,250    | 516,874    |
| 債券貸借取引受入担保金 | 1,116,092 | —         | —         | —          |

※ 破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等の償還予定額が見込めないもの、期間の定めのないものは含めておりません。

16. 東京都その他の地域において、賃貸等不動産（賃貸用オフィスビル等（土地を含む））を有しており、当連結会計年度末における当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額は390,398百万円、時価は465,366百万円です。
- なお、時価の算定にあたっては、主として不動産鑑定士による鑑定評価等による評価額を使用しております。
- また、賃貸等不動産の一部について、資産除去債務1,383百万円をその他の負債に計上しております。

17. 貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸付条件緩和債権の額は、1,379百万円です。なお、それぞれの内訳は、以下のとおりです。  
貸付金のうち、破綻先債権額はあります。延滞債権額は、909百万円です。  
上記取立不能見込額の直接減額は、延滞債権額、22百万円です。  
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金です。  
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金で破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金、並びに資産の自己査定上の「実質破綻先」及び「破綻懸念先」に対する貸付金で未収利息が発生しないものです。  
貸付金のうち、3カ月以上延滞債権額はあります。  
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3カ月以上延滞している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。  
貸付金のうち、貸付条件緩和債権額は、469百万円です。  
なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行ったもので、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しない貸付金です。
18. 有形固定資産の減価償却累計額は、421,023百万円です。
19. 保険業法第118条に規定する特別勘定の資産の額は、986,044百万円です。なお、負債の額も同額です。
20. 社員配当準備金の異動状況は、次のとおりです。
- |                  |            |
|------------------|------------|
| 当期首現在高           | 245,951百万円 |
| 前連結会計年度剰余金よりの繰入額 | 51,735百万円  |
| 当連結会計年度社員配当金支払額  | 62,177百万円  |
| 利息による増加等         | 39百万円      |
| 当連結会計年度末現在高      | 235,548百万円 |
21. 関連法人等の株式の総額は、74,058百万円です。
22. 担保に提供している資産の額は、有価証券1,473,833百万円、現金及び預貯金30百万円です。
23. 当社は、基金70,000百万円の償却に伴い、同額の基金償却準備金を保険業法第56条の規定により基金償却積立金へ振り替えております。
24. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の貸借対照表価額は、2,962,410百万円です。
25. 消費貸借契約で借り入れている有価証券のうち、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有し、当連結会計年度末に当該処分を行わずに所有しているものの時価は157,703百万円であり、担保に差し入れているものはありません。
26. 貸付金に係るコミットメントライン契約の融資未実行残高は、16,157百万円です。
27. 負債の部の社債には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債及び外貨建劣後特約付社債が516,874百万円含まれています。

28. 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当連結会計年度末における当社及び国内の生命保険子会社の今後の負担見積額は、39,685百万円です。  
なお、当該負担金は拠出した連結会計年度の事業費として処理しております。
29. 繰延税金資産の総額は、547,415百万円、繰延税金負債の総額は、416,691百万円です。  
繰延税金資産のうち、評価性引当額として控除した金額は、15,274百万円です。  
繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、保険契約準備金246,706百万円、価格変動準備金183,711百万円及び退職給付に係る負債42,185百万円です。  
繰延税金負債の発生の主な原因別内訳は、その他有価証券の評価差額317,450百万円、その他の無形固定資産37,277百万円です。  
当連結会計年度における税効果会計適用後の法人税等の負担率は△25.8%であり、法定実効税率28.20%との差異の主な内訳は、社員配当準備金繰入額△28.0%、米国税制改革法による繰延税金資産負債の修正△26.9%です。  
なお、平成29年12月22日に、米国において税制改革法が成立したことに伴い、平成30年1月1日より海外の連結子会社及び子法人等に適用される連邦法人税率が現行の35%から21%に引き下げられております。この税率変更の影響により、当連結会計年度末における繰延税金負債、法人税等調整額はそれぞれ14,931百万円減少しております。

# 平成29年度 (平成29年4月1日から平成30年3月31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

| 科 目 |   |   |   |   |   |   |   |   |   | 金 額       |  |
|-----|---|---|---|---|---|---|---|---|---|-----------|--|
| 経   | 常 | 収 | 益 |   |   |   |   |   |   | 3,747,135 |  |
| 保   | 険 | 料 | 等 | 収 | 入 |   |   |   |   | 2,688,720 |  |
| 資   | 産 | 運 | 用 | 収 | 入 |   |   |   |   | 908,399   |  |
| 利   | 息 | 及 | び | 配 | 当 | 金 | 等 | 収 | 入 | 752,225   |  |
| 売   | 買 | 目 | 的 | 有 | 価 | 証 | 券 | 運 | 用 | 376       |  |
| 有   | 価 | 証 | 券 | 売 | 却 |   |   |   |   | 84,817    |  |
| 有   | 価 | 証 | 券 | 償 | 還 |   |   |   |   | 7,552     |  |
| 貸   | 倒 | 引 | 当 | 金 | 戻 | 入 |   |   |   | 162       |  |
| そ   | の | 他 | 運 | 用 | 収 | 入 |   |   |   | 4,495     |  |
| 特   | 別 | 勘 | 定 | 資 | 産 | 運 | 用 |   |   | 58,769    |  |
| そ   | の | 他 | 経 | 常 | 収 | 入 |   |   |   | 150,016   |  |
| 経   | 常 | 費 | 用 |   |   |   |   |   |   | 3,529,268 |  |
| 保   | 険 | 金 | 等 | 支 | 払 | 金 |   |   |   | 2,076,282 |  |
| 保   |   |   | 険 |   |   | 金 |   |   |   | 617,445   |  |
| 年   |   |   |   |   |   | 金 |   |   |   | 634,259   |  |
| 給   |   |   |   | 付 |   | 金 |   |   |   | 340,386   |  |
| 解   |   | 約 |   | 返 | 戻 | 金 |   |   |   | 423,808   |  |
| そ   | の | 他 | 返 | 戻 | 金 | 等 |   |   |   | 60,381    |  |
| 責   | 任 | 準 | 備 | 金 | 等 | 繰 | 入 |   |   | 723,728   |  |
| 責   | 任 | 準 | 備 | 金 | 繰 | 入 |   |   |   | 723,689   |  |
| 社   | 員 | 配 | 当 | 金 | 積 | 立 | 利 | 息 | 繰 | 39        |  |
| 資   | 産 | 運 |   | 用 | 費 |   |   |   |   | 175,517   |  |
| 支   |   | 払 |   | 利 |   | 息 |   |   |   | 21,793    |  |
| 有   | 価 | 証 | 券 | 売 | 却 | 損 |   |   |   | 45,236    |  |
| 有   | 価 | 証 | 券 | 評 | 価 | 損 |   |   |   | 4,390     |  |
| 有   | 価 | 証 | 券 | 償 | 還 | 損 |   |   |   | 3,380     |  |
| 金   | 融 | 派 | 生 | 商 | 品 | 費 |   |   |   | 69,781    |  |
| 為   |   | 替 |   | 差 |   | 損 |   |   |   | 2,119     |  |
| 賃   | 貸 | 用 | 不 | 動 | 産 | 等 | 減 | 価 | 償 | 8,789     |  |
| そ   | の | 他 | 運 | 用 | 費 |   |   |   |   | 20,027    |  |
| 事   |   |   | 業 |   |   | 費 |   |   |   | 402,620   |  |
| そ   | の | 他 | 経 | 常 | 費 |   |   |   |   | 151,119   |  |
| 経   | 常 | 利 | 益 |   |   |   |   |   |   | 217,867   |  |
| 特   | 別 | 利 | 益 |   |   |   |   |   |   | 17,632    |  |
| 固   | 定 | 資 | 産 | 等 | 処 | 分 |   |   |   | 17,632    |  |
| 特   | 別 | 損 | 失 |   |   |   |   |   |   | 180,001   |  |
| 固   | 定 | 資 | 産 | 等 | 処 | 分 |   |   |   | 1,635     |  |
| 減   |   | 損 |   | 損 | 金 | 繰 | 入 |   |   | 6,397     |  |
| 価   | 格 | 変 | 動 | 準 | 備 | 金 | 繰 | 入 |   | 154,620   |  |
| 不   | 動 | 産 | 圧 | 縮 |   |   |   |   |   | 16,601    |  |
| 社   | 会 | 及 | び | 契 | 約 | 者 | 福 | 祉 | 増 | 745       |  |
| 進   |   |   |   |   |   |   |   |   |   | 745       |  |
| 助   |   |   |   |   |   |   |   |   |   | 745       |  |
| 成   |   |   |   |   |   |   |   |   |   | 745       |  |
| 税   | 金 | 等 | 調 | 整 | 前 | 当 | 期 | 純 | 剰 | 55,498    |  |
| 法   | 人 | 税 | 及 | び | 住 | 民 | 税 |   |   | 59,194    |  |
| 法   | 人 | 税 | 等 |   | 調 | 整 |   |   |   | △73,540   |  |
| 法   | 人 | 税 | 等 |   | 合 |   |   |   |   | △14,346   |  |
| 当   | 期 | 純 | 剰 |   |   |   |   |   |   | 69,844    |  |
| 非   | 支 | 配 | 株 | 主 | に | 帰 | 属 | す | る | 9         |  |
| 親   | 会 | 社 | に | 帰 | 属 | す | る | 当 | 期 | 69,835    |  |

- (注) 1. 当社の固定資産の減損損失に関する事項は、次のとおりです。  
なお、減損損失累計額については、当該各資産の金額から直接控除しております。

資産をグルーピングした方法

保険営業の用に供している不動産等について保険営業全体で1つの資産グループとし、また、その他の賃貸不動産等及び遊休不動産等についてそれぞれの物件ごとに1つの資産グループとしております。

減損損失の認識に至った経緯

地価の下落や賃料水準の低迷により収益性が低下した賃貸不動産等及び遊休不動産等について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

減損損失を認識した資産グループと減損損失計上額の固定資産の種類ごとの内訳

| 主な用途   | 種類      | 減損損失     |
|--------|---------|----------|
| 賃貸不動産等 | 土地及び建物等 | 5,711百万円 |
| 遊休不動産等 | 土地及び建物等 | 658百万円   |
| 計      |         | 6,369百万円 |

回収可能価額の算定方法

回収可能価額は、賃貸不動産等については物件により使用価値又は正味売却価額を、遊休不動産等については正味売却価額を適用しております。

なお、正味売却価額については、売却見込額、不動産鑑定士による鑑定評価等による評価額、又は公示価格に基づき合理的な調整を行って算定する評価額を使用しております。

また、使用価値については、将来キャッシュ・フローを5.0%で割り引いて算定しております。

# 平成29年度 (平成29年 4 月 1 日から 平成30年 3 月 31日まで) 連結基金等変動計算書

(単位：百万円)

|                         | 基金等     |         |        |         |         |
|-------------------------|---------|---------|--------|---------|---------|
|                         | 基金      | 基金償却積立金 | 再評価積立金 | 連結剰余金   | 基金等合計   |
| 当 期 首 残 高               | 170,000 | 469,000 | 2      | 306,955 | 945,957 |
| 当 期 変 動 額               |         |         |        |         |         |
| 社員配当準備金の立積              |         |         |        | △51,735 | △51,735 |
| 基金償却積立金の立積              |         | 70,000  |        | △70,000 | －       |
| 基金利息の支払                 |         |         |        | △1,918  | △1,918  |
| 親会社に帰属する当期純剰余           |         |         |        | 69,835  | 69,835  |
| 基金の償却                   | △70,000 |         |        |         | △70,000 |
| 土地再評価差額金の取崩             |         |         |        | 4,252   | 4,252   |
| 米子子会社の米国会計基準に基づく剰余金の変動額 |         |         |        | △9,286  | △9,286  |
| 基金等以外の項目の当期変動額(純額)      |         |         |        |         |         |
| 当 期 変 動 額 合 計           | △70,000 | 70,000  | －      | △58,853 | △58,853 |
| 当 期 末 残 高               | 100,000 | 539,000 | 2      | 248,102 | 887,104 |

|                         | その他の包括利益累計額          |             |              |              |                      |                       | 非支配株主持分 | 純資産合計     |
|-------------------------|----------------------|-------------|--------------|--------------|----------------------|-----------------------|---------|-----------|
|                         | その他<br>有価証券<br>評価差額金 | 繰延ヘッジ<br>損益 | 土地再評価<br>差額金 | 為替換算<br>調整勘定 | 退職給付に<br>係る調整<br>累計額 | その他の<br>包括利益<br>累計額合計 |         |           |
| 当 期 首 残 高               | 723,897              | 1,703       | △59,460      | △29,882      | 30,700               | 666,958               | 66      | 1,612,983 |
| 当 期 変 動 額               |                      |             |              |              |                      |                       |         |           |
| 社員配当準備金の立積              |                      |             |              |              |                      |                       |         | △51,735   |
| 基金償却積立金の立積              |                      |             |              |              |                      |                       |         | －         |
| 基金利息の支払                 |                      |             |              |              |                      |                       |         | △1,918    |
| 親会社に帰属する当期純剰余           |                      |             |              |              |                      |                       |         | 69,835    |
| 基金の償却                   |                      |             |              |              |                      |                       |         | △70,000   |
| 土地再評価差額金の取崩             |                      |             |              |              |                      |                       |         | 4,252     |
| 米子子会社の米国会計基準に基づく剰余金の変動額 |                      |             |              |              |                      |                       |         | △9,286    |
| 基金等以外の項目の当期変動額(純額)      | 117,423              | △4,260      | △4,250       | △14,971      | 8,715                | 102,657               | 32      | 102,690   |
| 当 期 変 動 額 合 計           | 117,423              | △4,260      | △4,250       | △14,971      | 8,715                | 102,657               | 32      | 43,837    |
| 当 期 末 残 高               | 841,320              | △2,556      | △63,710      | △44,853      | 39,415               | 769,616               | 99      | 1,656,820 |



# 会計監査人の監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成30年5月21日

住友生命保険相互会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 小倉 加奈子 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 橋本 克己 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 鈴木 崇雄 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、保険業法第54条の4第2項第1号の規定に基づき、住友生命保険相互会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの平成29年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案、基金等変動計算書及び注記並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

### 独立監査人の監査報告書

平成30年5月21日

住友生命保険相互会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 小倉 加奈子 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 橋本 克己 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 鈴木 崇雄 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、保険業法第54条の10第4項の規定に基づき、住友生命保険相互会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの平成29年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結基金等変動計算書、連結計算書類の作成方針及びその他の注記について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、住友生命保険相互会社及び連結子法人等からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査委員会の監査報告書謄本

## 監 査 報 告 書

当監査委員会は、平成29年度（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）における取締役及び執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査委員会は、保険業法第53条の30第1項第1号ロ及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び執行役並びに使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査委員会が定めた監査規則に準拠し、監査の方針、監査計画、職務の分担等に従い、会社の内部監査部・内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び執行役等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び支社等において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（保険業法施行規則第27条の7各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案、基金等変動計算書）及びその附属明細書、並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結基金等変動計算書）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役及び執行役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容並びに取締役及び執行役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月23日

住友生命保険相互会社 監査委員会

監査委員 本 林 徹 ㊞

監査委員 釜 和 明 ㊞

監査委員 森 公 高 ㊞

監査委員 本 城 正 哉 ㊞

(注) 監査委員 本林徹、釜和明、及び森公高は、保険業法第53条の24第3項に規定する社外取締役であります。

## 2. 審議会会審議事項報告の件

定款第28条第4項に基づき、審議会会で報告、審議した事項を次のとおりご報告いたします。

平成29年度第2回審議会（平成29年11月24日 東京都において開催）

- (1) 平成29年度上半期事業概況等について

平成30年度第1回審議会（平成30年5月25日 東京都において開催）

- (1) 平成29年度事業概況および決算案について
- (2) 平成30年度の取組みについて

上記各項目のほか、ご契約者懇談会におけるご契約者のご意見についても報告し、審議会会で審議しております。

以 上

# 総代会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案

#### 平成29年度剰余金処分案承認の件

議案の内容は42ページに記載のとおりです。

ご契約者への還元に努めるとともに内部留保の充実を図る観点から、次のとおりといたしたいと存じます。

平成29年度の剰余金処分額704億2110万8441円のうち528億462万7608円を社員配当準備金に繰り入れたいと存じます。

差引純剰余金176億1648万833円につきましては、まず、保険業法第58条の規定に基づく損失填補準備金2億円の積立て、平成24年8月に募集した基金の拠出者に対する利息11億1648万833円の支払いに充てたいと存じます。また、任意積立金として、将来の基金償却のための準備金を156億円、社会及び契約者福祉増進基金を7億円、それぞれ積み立てたいと存じます。

## 第2号議案

### 社員配当金割当ての件

社員配当金は、資産運用、死亡率その他の発生率、事業費などについての予定と実績との間で生じた剰余に基づき、ご契約の種類、金額、経過期間などに応じて割り当てます。

平成29年度決算に基づき、約款の規定により割り当てる社員配当金は次のとおりといたしたいと存じます。

#### 1. 個人保険および個人年金保険

##### a. 5年ごと利差配当契約〔販売名称：Wステージ 等〕

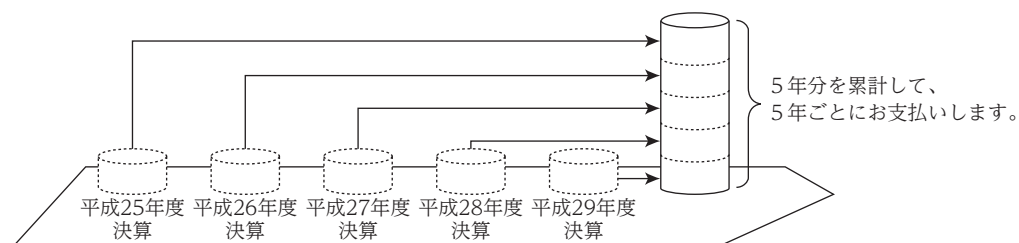
契約ごとに以下の項目（①、②）の合計額とします。ただし、合計額がマイナスとなる場合は0円とします。

| 項 目     | 計 算 方 法                                                                                                                                                                                          |
|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①利差益配当  | 直前の5年ごと応当日以降の各保険年度に対して、次の計算式による金額の累計を基準とした金額<br>計算式：責任準備金 × 各決算年度に基づく利差益配当率<br>(平成29年度決算に基づく利差益配当率は別表1)                                                                                          |
| ②長期継続配当 | ○定期保険特約等<br>契約日から経過10年以降の5年ごと応当日を迎える保険契約の定期保険特約等について、次の計算式による金額<br>計算式：保険料（年額）× 長期継続配当率（別表2）<br><br>○災害・疾病特約<br>契約日から経過10年以降の5年ごと応当日を迎える保険契約の災害・疾病特約について、次の計算式による金額<br>計算式：入院給付日額 × 長期継続配当率（別表3） |

(注)「5年ごと応当日」とは契約日の5年ごとの年単位の応当日など、約款に定める日を指します。

#### <ご参考：5年ごと利差配当契約における利差益配当のイメージ>

(平成25年度契約の例)



(注) ご参考につきましては、5年ごと利差配当契約における利差益配当の仕組みを説明した参考資料であり、決議の対象ではありません。



**b. 3年ごと配当契約【販売名称：プライムフィット・ライブワン・Qパック】**

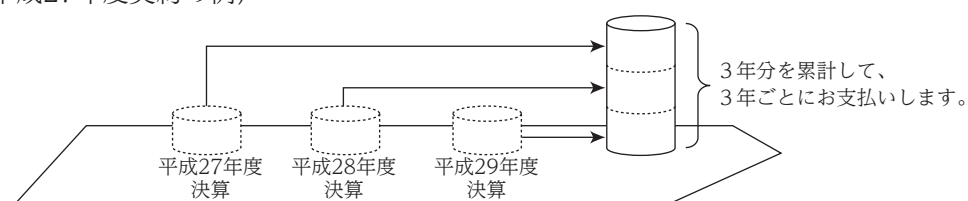
契約ごとに以下の項目（①、②）の合計額とします。ただし、合計額がマイナスとなる場合は0円とします。

| 項 目     | 計 算 方 法                                                                                                                                                                                    |
|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①利差益配当  | 直前の3年ごと応当日以降の各保険年度に対して、次の計算式による金額の累計を基準とした金額<br>計算式：責任準備金 × 各決算年度に基づく利差益配当率<br>（平成29年度決算に基づく利差益配当率は別表1）                                                                                    |
| ②長期継続配当 | ○定期保険特約等<br>契約日から経過6年以降の3年ごと応当日を迎える保険契約の定期保険特約等について、次の計算式による金額<br>計算式：保険料（年額）× 長期継続配当率（別表4）<br>○災害・疾病特約<br>契約日から経過6年以降の3年ごと応当日を迎える保険契約の災害・疾病特約について、次の計算式による金額<br>計算式：入院給付日額 × 長期継続配当率（別表5） |

（注）「3年ごと応当日」とは契約日の3年ごとの年単位の応当日など、約款に定める日を指します。

**<ご参考：3年ごと配当契約における利差益配当のイメージ>**

（平成27年度契約の例）



（注）ご参考につきましては、3年ごと配当契約における利差益配当の仕組みを説明した参考資料であり、決議の対象ではありません。

### c. 毎年配当契約

契約ごとに以下の項目（①～④）の合計額とします。ただし、合計額がマイナスとなる場合は0円とします。

| 項 目        | 計 算 方 法                        |
|------------|--------------------------------|
| ①利差益配当     | 責任準備金 × 利差益配当率（別表1）            |
| ②死差益配当     | 危険保険金 × 死差益配当率（別表6）            |
| ③費差益配当     | 保 険 金 × 費差益配当率（別表7）            |
| ④災害・疾病特約配当 | 特約保険金・入院給付日額 × 災害・疾病特約配当率（別表8） |

## 2. 団体保険

契約ごとに以下のとおり計算した金額とします。

| 保 険 種 類                                   | 計 算 方 法        |
|-------------------------------------------|----------------|
| 団体定期保険・総合福祉団体定期保険<br>団体信用生命保険・消費者信用団体生命保険 | 死差益 × 配当率（別表9） |
| 団体終身保険・心身障害者扶養者生命保険                       | 0円             |

## 3. 団体年金保険

契約ごとに以下のとおり計算した金額とします。

| 保 険 種 類                                                                                                          | 計 算 方 法                  |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|
| 企業年金保険<br>新企業年金保険・新企業年金保険(02)<br>拠出型企業年金保険(02)<br>厚生年金基金保険・厚生年金基金保険(02)<br>国民年金基金保険<br>確定給付企業年金保険(02)<br>新団体生存保険 | 一般勘定部分の責任準備金 × 配当率（別表10） |
| 確定拠出年金保険（単位保険別利率設定型）<br>新確定拠出年金保険（単位保険別利率設定型）<br>確定給付企業年金保険                                                      | 0円                       |

## 4. 財形保険および財形年金保険

社員配当金は0円とします。

## 5. 医療保障保険

契約ごとに以下のとおり計算した金額とします。

| 保 険 種 類     | 計 算 方 法                                                |
|-------------|--------------------------------------------------------|
| 医療保障保険（個人型） | 次の①、②の合計額<br>①死亡保険金 × 配当率（別表11）<br>②入院給付日額 × 配当率（別表11） |
| 医療保障保険（団体型） | 死差益 × 配当率（別表11）                                        |

前年度から繰り越された社員配当準備金に、当年度剰余金から繰り入れた社員配当準備金を加えた額のうち、上記の割当てを行った残額は、次年度に繰り越します。

別表 1

## 利 差 益 配 当 率 表

| 保 険 種 類               |                               | 配 当 率        |
|-----------------------|-------------------------------|--------------|
| 予定利率 1 %未満の保険種類       |                               | 1. 20 %－予定利率 |
| 予定利率 1 %以上 2 %以下の保険種類 | 5 年ごと利差配当付生存保障重視型個人年金保険(14)以外 | 1. 60 %－予定利率 |
|                       | 5 年ごと利差配当付生存保障重視型個人年金保険(14)   | 1. 35 %－予定利率 |
| 予定利率 2 %超の保険種類        |                               | 1. 15 %－予定利率 |

ただし、下記の保険種類については以下のとおりとします。

| 保 険 種 類                                                                                                                                                                                                             | 対 象 契 約                        | 配 当 率 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------|-------|
| 毎期精算配当付自由保険<br>5 年ごと利差配当付自由保険                                                                                                                                                                                       | 平成 7 年 9 月 1 日以降の<br>保険料一時払契約※ | 0 %   |
| 新個人年金保険<br>個人年金保険(93)<br>5 年ごと利差配当付個人年金保険<br>5 年ごと利差配当付生存保障重視型<br>個人年金保険                                                                                                                                            | 平成10年 7 月 2 日以降の<br>保険料一時払契約※  | 0 %   |
| 予定利率変動型 5 年ごと利差配当付通増終身保険（一時払い）※<br>予定利率変動型 5 年ごと利差配当付終身保険（一時払い）※                                                                                                                                                    |                                | 0 %   |
| 5 年ごと利差配当付指定通貨建終身保険（一時払い）                                                                                                                                                                                           |                                | 0 %   |
| 終身保険<br>5 年ごと利差配当付終身保険<br>連生終身保険<br>5 年ごと利差配当付連生終身保険<br>特定疾病保障終身保険<br>5 年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険<br>5 年ごと利差配当付介護年金保障定期保険<br>5 年ごと利差配当付介護年金保障終身保険<br>5 年ごと利差配当付限定告知型終身保険<br>5 年ごと利差配当付終身保険（一時払い）<br>5 年ごと利差配当付通増終身保険(一時払い) | 平成10年 7 月 2 日以降の<br>保険料一時払契約   | 0 %   |
| 一時払退職後終身保険                                                                                                                                                                                                          | 平成11年 4 月 2 日以降の<br>保険料一時払契約   | 0 %   |

- (注) 1. 5 年ごと利差配当契約および 3 年ごと配当契約の場合、上表は平成29年度決算に基づく利差益配当率を示しています。  
2. 特別条件特約付保険契約および新特別条件特約付保険契約の場合、利差益配当率を乗じる責任準備金はこれらの特約を付加していない契約と同じものとします。  
3. 上記にかかわらず、5 年ごと利差配当付医療定期保険および 5 年ごと利差配当付医療終身保険、最低保証利率付 3 年ごと利率変動型積立終身保険（第 1 保険期間）、最低保証利率付 3 年ごと利率変動型積立保険、変額保険（有期型）および変額保険（終身型）（払済保険および延長保険を除きます。）、最低保証付変額保険、変額個人年金保険（一時払い）、最低保証付変額個人年金保険（一時払い）、最低保証付一時払変額個人年金保険(08)（付加された夫婦年金移行特約を含みます。）、

最低保証付変額個人年金保険（一時払い）(08)および新最低保証付変額個人年金保険（一時払い）（定額払済年金保険を除きます。）、最低保証付変額個人年金保険（一時払い）(16)、定額年金支払移行特約、家族定期保険特約（子型）ならびに介護終身保障特別移行特約（終身保険特約の一時払いからの移行の場合）の利益配当は0円とします。

- ※ 配当金により保険金を買増す場合の買増部分および年金支払いに移行した部分を含みます。  
ただし、年金支払特約については、平成10年7月2日以降に付加された場合とします。

別表2

## 5年ごと利差配当契約に対する長期継続配当率表（定期保険特約等）（例示）

（保険料（年額）について）

| 保 険 種 類                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 対 象 契 約         | 契 約<br>年 齢<br>性 | 10歳 | 20歳   | 30歳   | 40歳    | 50歳    | 60歳    | 70歳    |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|-----------------|-----|-------|-------|--------|--------|--------|--------|
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |                 |                 |     |       |       |        |        |        |        |
| 5年ごと利差配当付定期保険<br>定期保険集団扱特約付<br>5年ごと利差配当付定期保険<br>5年ごと利差配当付定期保険集団扱特約付<br>5年ごと利差配当付定期保険<br>5年ごと利差配当付増定期保険<br>定期保険特約・保険料特別払込定期保険特約<br>家族定期保険特約（配偶者型）<br>通減定期保険特約<br>保険料特別払込通減定期保険特約<br>収入保障特約<br>連生定期保険特約<br>連生保険料特別払込定期保険特約<br>連生通減定期保険特約<br>連生保険料特別払込通減定期保険特約<br>介護収入保障特約・介護通減定期保険特約<br>介護保障定期保険特約・養育年金特約 | 平成19年4月1日<br>以前 | 経過15年<br>の契約    | 男性  | 4.5%  | 4.5%  | 19.0%  | 33.5%  | 37.5%  | 37.5%  |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |                 |                 | 女性  | 3.5%  | 3.5%  | 16.0%  | 29.5%  | 30.5%  | 31.5%  |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |                 | 経過20年<br>の契約    | 男性  | 4.5%  | 19.0% | 33.5%  | 37.5%  | 37.5%  | 37.5%  |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |                 |                 | 女性  | 3.5%  | 16.0% | 29.5%  | 30.5%  | 31.5%  | 31.5%  |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 平成19年4月2日<br>以降 | 経過10年<br>の契約    | 男性  | 2.0%  | 2.0%  | 4.0%   | 6.0%   | 10.0%  | 10.0%  |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |                 |                 | 女性  | 1.0%  | 1.0%  | 1.0%   | 2.0%   | 3.0%   | 4.0%   |
| 新介護収入保障特約<br>新介護通減定期保険特約<br>新介護保障定期保険特約                                                                                                                                                                                                                                                                 | 平成19年4月1日<br>以前 | 経過15年<br>の契約    | 男性  | 14.5% | 14.5% | 29.0%  | 42.5%  | 45.5%  | 35.5%  |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |                 |                 | 女性  | 18.5% | 18.5% | 31.0%  | 44.5%  | 44.5%  | 30.5%  |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |                 | 経過20年<br>の契約    | 男性  | 14.5% | 29.0% | 42.5%  | 45.5%  | 35.5%  | 35.5%  |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |                 |                 | 女性  | 18.5% | 31.0% | 44.5%  | 44.5%  | 45.5%  | 30.5%  |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 平成19年4月2日<br>以降 | 経過10年<br>の契約    | 男性  | 22.0% | 22.0% | 24.0%  | 25.0%  | 28.0%  | 8.0%   |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |                 |                 | 女性  | 31.0% | 31.0% | 31.0%  | 32.0%  | 32.0%  | 33.0%  |
| 5年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険<br>5年ごと利差配当付重度慢性疾患保障定期保険<br>特定疾病保障定期保険特約<br>重度慢性疾患保障定期保険特約                                                                                                                                                                                                                          | 平成19年4月1日<br>以前 | 経過15年<br>の契約    | 男性  | －     | 3.25% | 9.50%  | 16.75% | 17.75% | 17.75% |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |                 |                 | 女性  | －     | 1.25% | 7.50%  | 13.75% | 13.75% | 14.75% |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |                 | 経過20年<br>の契約    | 男性  | －     | 9.50% | 16.75% | 17.75% | 17.75% | 17.75% |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |                 |                 | 女性  | －     | 7.50% | 13.75% | 13.75% | 14.75% | 14.75% |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 平成19年4月2日<br>以降 | 経過10年<br>の契約    | 男性  | －     | 2.00% | 2.00%  | 3.00%  | 4.00%  | 4.00%  |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |                 |                 | 女性  | －     | 0.00% | 0.00%  | 0.00%  | 0.00%  | 1.00%  |

- （注）1. 次年度の契約応当日の前日における保険料払込満了契約、年金支払開始日以降の契約、払済保険、延長保険、保険料払込免除契約、更新後契約および更新後の特約は除きます。
2. 保険料（年額）とは、払込方法（回数）に応じて、月払契約の場合は12、半年払契約の場合は2および年払契約の場合は1を、それぞれ払込みいただいている保険料に乗じて計算したもの等とします。ただし、保険料（年額）の計算において特別条件特約付保険契約および新特別条件特約付保険契約の特別保険料部分は含まないものとし、保険料割引制度（保険料の高額割引制度を含みます。）が適用される契約は、保険料割引制度が適用されない契約として計算し、転換制度（保障見直し制度を含みます。）で割引対象となる保険契約は割引額がないものとして計算します。また、保険料の払込みを免除する特約を付加した保険契約については、養育年金特約を除き、保険料の払込みを免除する特約部分の保険料は含まないものとし、ここで保険料の払込みを免除する特約とは、介護保障保険料払込免除特約、保険料払込免除特約、がん保障保険料払込免除特約および保険料払込免除特約（15）を指します。
3. 中途付加などにより、経過年数が主契約と異なる特約部分については、経過年数に応じた調整を行います。
4. 契約年齢は主契約の（第1）被保険者の契約年齢とします。ただし、家族定期保険特約（配偶者型）については主契約の契約日における特約の被保険者の年齢とし、養育年金特約については主契約の契約日における保険契約者の年齢とします。
5. 次年度において経過年数が6年以上の契約で満期到来により消滅する契約および次年度において経過年数が6年以上の契約で転換により消滅する契約も対象とします。（ただし、5年ごと応当日および直前の5年ごと応当日から経過年数が1年未満で転換により消滅する契約は除きます。）この場合、経過年数に応じた調整を行います。
6. 長期継続配当率は平成29年度からの経過年度に応じた配当率となります。
7. 平成29年度決算に基づく割当ての対象とならない契約年度の契約の長期継続配当率についても記載しています。



別表3

## 5年ごと利差配当契約に対する長期継続配当率表（災害・疾病特約）（例示）

（入院給付日額 1,000円について）

| 保 険 種 類                       |                 | 対 象 契 約      |    | 契 約<br>年 齢<br>性 | 10歳      | 20歳      | 30歳      | 40歳      | 50歳      | 60歳      | 70歳 |
|-------------------------------|-----------------|--------------|----|-----------------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|-----|
| 新災害入院特約(87)<br>新こども災害入院特約(87) |                 | 経過20年<br>の契約 | 男性 | 円<br>595        | 円<br>630 | 円<br>665 | 円<br>735 | 円<br>735 | 円<br>455 | 円<br>455 |     |
|                               |                 |              | 女性 | 567             | 581      | 553      | 560      | 315      | 0        | 0        |     |
| 災害入院特約(01)<br>こども災害入院特約(01)   | 平成19年4月1日<br>以前 | 経過15年<br>の契約 | 男性 | 595             | 595      | 665      | 735      | 770      | 455      | 455      |     |
|                               |                 |              | 女性 | 525             | 595      | 581      | 581      | 630      | 0        | 0        |     |
|                               | 平成19年4月2日<br>以降 | 経過10年<br>の契約 | 男性 | 1,190           | 1,190    | 1,260    | 1,400    | 1,540    | 1,540    | 910      |     |
|                               |                 |              | 女性 | 980             | 1,064    | 1,085    | 1,113    | 1,190    | 630      | 0        |     |
| 新疾病医療特約(87)<br>新こども疾病医療特約(87) |                 | 経過20年<br>の契約 | 男性 | 1,050           | 665      | 0        | 0        | 0        | 0        | 0        |     |
|                               |                 |              | 女性 | 0               | 0        | 0        | 0        | 0        | 0        | 0        |     |
| 疾病医療特約(01)<br>こども疾病医療特約(01)   | 平成19年4月1日<br>以前 | 経過15年<br>の契約 | 男性 | 1,120           | 980      | 0        | 0        | 0        | 0        | 0        |     |
|                               |                 |              | 女性 | 0               | 0        | 0        | 0        | 0        | 0        | 0        |     |
|                               | 平成19年4月2日<br>以降 | 経過10年<br>の契約 | 男性 | 1,330           | 1,330    | 1,470    | 0        | 0        | 0        | 0        |     |
|                               |                 |              | 女性 | 1,330           | 0        | 0        | 0        | 1,190    | 4,200    | 5,040    |     |
| 入院初期給付特約                      |                 | 経過15年<br>の契約 | 男性 | 665             | 560      | 210      | 0        | 0        | 0        | 0        |     |
|                               |                 |              | 女性 | 315             | 0        | 0        | 175      | 490      | 560      | 560      |     |
| 入院治療重点保障特約<br>こども入院治療重点保障特約   |                 | 経過10年<br>の契約 | 男性 | 1,890           | 2,240    | 1,540    | 1,050    | 350      | 0        | 0        |     |
|                               |                 |              | 女性 | 1,400           | 1,190    | 840      | 1,120    | 1,330    | 2,240    | 1,960    |     |
|                               |                 | 経過15年<br>の契約 | 男性 | 1,120           | 1,015    | 630      | 350      | 0        | 0        | 0        |     |
|                               |                 |              | 女性 | 700             | 455      | 455      | 595      | 945      | 980      | 980      |     |
| 通院特約<br>こども通院特約               |                 | 経過15年<br>の契約 | 男性 | 630             | 665      | 1,400    | 2,415    | 5,460    | 10,920   | 10,920   |     |
|                               |                 |              | 女性 | 770             | 770      | 1,015    | 1,820    | 4,340    | 8,855    | 8,855    |     |
|                               |                 | 経過20年<br>の契約 | 男性 | 595             | 910      | 1,960    | 3,220    | 8,085    | 10,920   | 10,920   |     |
|                               |                 |              | 女性 | 735             | 840      | 1,435    | 2,485    | 6,405    | 8,855    | 8,855    |     |
| 通院特約(04)<br>こども通院特約(04)       |                 | 経過10年<br>の契約 | 男性 | 1,960           | 1,540    | 2,380    | 4,970    | 8,120    | 19,740   | 26,250   |     |
|                               |                 |              | 女性 | 2,170           | 1,890    | 2,170    | 3,640    | 6,300    | 15,680   | 21,280   |     |
| 入院保障充実特約<br>こども入院保障充実特約       |                 | 経過10年<br>の契約 | 男性 | 280             | 350      | 140      | 0        | 0        | 0        | 0        |     |
|                               |                 |              | 女性 | 140             | 70       | 0        | 70       | 140      | 350      | 280      |     |
| 総合医療特約<br>こども総合医療特約           |                 | 経過10年<br>の契約 | 男性 | 980             | 1,043    | 1,043    | 1,127    | 1,260    | 1,106    | 1,610    |     |
|                               |                 |              | 女性 | 994             | 980      | 980      | 1,225    | 1,190    | 1,386    | 1,589    |     |
| 成人病入院特約(09)                   |                 | 経過10年<br>の契約 | 男性 | 0               | 0        | 0        | 0        | 112      | 112      | 322      |     |
|                               |                 |              | 女性 | 0               | 0        | 0        | 0        | 0        | 287      | 315      |     |
| がん入院特約(09)                    |                 | 経過10年<br>の契約 | 男性 | 0               | 0        | 0        | 0        | 0        | 77       | 119      |     |
|                               |                 |              | 女性 | 0               | 0        | 0        | 0        | 0        | 56       | 56       |     |
| 限定告知型医療特約                     | 平成19年4月1日<br>以前 | 経過15年<br>の契約 | 男性 | —               | —        | —        | —        | 4,725    | 6,146    | 11,872   |     |
|                               |                 |              | 女性 | —               | —        | —        | —        | 4,039    | 5,460    | 9,912    |     |
|                               | 平成19年4月2日<br>以降 | 経過10年<br>の契約 | 男性 | —               | —        | —        | —        | 3,220    | 3,780    | 5,551    |     |
|                               |                 |              | 女性 | —               | —        | —        | —        | 2,891    | 3,318    | 5,215    |     |
| 限定告知型入院保障充実特約                 |                 | 経過10年<br>の契約 | 男性 | —               | —        | —        | —        | 0        | 0        | 0        |     |
|                               |                 |              | 女性 | —               | —        | —        | —        | 0        | 0        | 77       |     |

- （注） 1. 次年度の契約応当日の前日における保険料払込満了契約、年金支払開始日以降の契約、払済保険、延長保険、保険料払込免除契約、更新後契約および更新後の特約は除きます。
2. 中途付加などにより、経過年数が主契約と異なる特約部分については、経過年数に応じた調整を行います。
3. 契約年齢は主契約の被保険者の契約年齢とします。
4. 次年度において経過年数が6年以上の契約で満期到来により消滅する契約および次年度において経過年数が6年以上の契約で転換により消滅する契約も対象とします。（ただし、5年ごと応当日および直前の5年ごと応当日から経過年数が1年未満で転換により消滅する契約は除きます。）この場合、経過年数に応じた調整を行います。
5. 入院治療重点保障特約およびこども入院治療重点保障特約は基本給付金額1,000円に対する配当率、通院特約、こども通院特約、通院特約(04)およびこども通院特約(04)は通院給付日額1,000円に対する配当率、入院保障充実特約、こども入院保障充実特約および限定告知型入院保障充実特約は入院保障充実給付金額1,000円に対する配当率です。
6. 本人型・本人妻型・本人妻型・本人子型の型のある保険種類については本人型を記載しています。
7. 長期継続配当率は平成29年度からの経過年度に応じた配当率となります。
8. 平成29年度決算に基づく割当ての対象とならない契約年度の契約の長期継続配当率についても記載しています。

別表 4

## 3年ごと配当契約に対する長期継続配当率表（定期保険特約等）（例示）

（保険料（年額）について）

| 保 険 種 類                                                                                                              | 対 象 契 約         |              | 契<br>約<br>年<br>齢 | 10歳   | 20歳   | 30歳   | 40歳    | 50歳    | 60歳    | 70歳    |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|--------------|------------------|-------|-------|-------|--------|--------|--------|--------|
|                                                                                                                      |                 |              | 性                |       |       |       |        |        |        |        |
| 定期保険特約・保険料特別払込定期保険特約<br>家族定期保険特約（配偶者型）<br>通減定期保険特約<br>保険料特別払込通減定期保険特約<br>収入保障特約<br>介護収入保障特約・介護通減定期保険特約<br>介護保障定期保険特約 | 平成19年4月1日<br>以前 | 経過12年<br>の契約 | 男性               | 3.0%  | 3.0%  | 10.0% | 17.0%  | 21.0%  | 21.0%  | 21.0%  |
|                                                                                                                      |                 |              | 女性               | 2.0%  | 2.0%  | 7.0%  | 13.0%  | 14.0%  | 15.0%  | 15.0%  |
|                                                                                                                      |                 | 経過15年<br>の契約 | 男性               | 3.5%  | 3.5%  | 13.0% | 22.5%  | 26.5%  | 26.5%  | 26.5%  |
|                                                                                                                      |                 |              | 女性               | 2.5%  | 2.5%  | 10.0% | 18.5%  | 19.5%  | 20.5%  | 20.5%  |
|                                                                                                                      | 平成19年4月2日<br>以降 | 経過6年<br>の契約  | 男性               | 2.0%  | 2.0%  | 4.0%  | 6.0%   | 10.0%  | 10.0%  | 10.0%  |
|                                                                                                                      |                 |              | 女性               | 1.0%  | 1.0%  | 1.0%  | 2.0%   | 3.0%   | 4.0%   | 4.0%   |
|                                                                                                                      |                 | 経過9年<br>の契約  | 男性               | 2.0%  | 2.0%  | 4.0%  | 6.0%   | 10.0%  | 10.0%  | 10.0%  |
|                                                                                                                      |                 |              | 女性               | 1.0%  | 1.0%  | 1.0%  | 2.0%   | 3.0%   | 4.0%   | 4.0%   |
| 新介護収入保障特約<br>新介護通減定期保険特約<br>新介護保障定期保険特約                                                                              | 平成19年4月1日<br>以前 | 経過12年<br>の契約 | 男性               | 7.0%  | 7.0%  | 14.0% | 20.0%  | 23.0%  | 19.0%  | 19.0%  |
|                                                                                                                      |                 |              | 女性               | 8.0%  | 8.0%  | 13.0% | 19.0%  | 19.0%  | 20.0%  | 14.0%  |
|                                                                                                                      |                 | 経過15年<br>の契約 | 男性               | 9.5%  | 9.5%  | 19.0% | 27.5%  | 30.5%  | 24.5%  | 24.5%  |
|                                                                                                                      |                 |              | 女性               | 11.5% | 11.5% | 19.0% | 27.5%  | 27.5%  | 19.5%  | 19.5%  |
|                                                                                                                      | 平成19年4月2日<br>以降 | 経過6年<br>の契約  | 男性               | 6.0%  | 6.0%  | 8.0%  | 9.0%   | 12.0%  | 8.0%   | 8.0%   |
|                                                                                                                      |                 |              | 女性               | 7.0%  | 7.0%  | 7.0%  | 8.0%   | 8.0%   | 9.0%   | 3.0%   |
|                                                                                                                      |                 | 経過9年<br>の契約  | 男性               | 18.0% | 18.0% | 20.0% | 21.0%  | 24.0%  | 8.0%   | 8.0%   |
|                                                                                                                      |                 |              | 女性               | 25.0% | 25.0% | 25.0% | 26.0%  | 26.0%  | 27.0%  | 3.0%   |
| 特定疾病保障定期保険特約<br>重度慢性疾患保障保険特約                                                                                         | 平成19年4月1日<br>以前 | 経過12年<br>の契約 | 男性               | －     | 2.50% | 5.00% | 8.50%  | 9.50%  | 9.50%  | 9.50%  |
|                                                                                                                      |                 |              | 女性               | －     | 0.50% | 3.00% | 5.50%  | 5.50%  | 6.50%  | 6.50%  |
|                                                                                                                      |                 | 経過15年<br>の契約 | 男性               | －     | 2.75% | 6.50% | 11.25% | 12.25% | 12.25% | 12.25% |
|                                                                                                                      |                 |              | 女性               | －     | 0.75% | 4.50% | 8.25%  | 8.25%  | 9.25%  | 9.25%  |
|                                                                                                                      | 平成19年4月2日<br>以降 | 経過6年<br>の契約  | 男性               | －     | 2.00% | 2.00% | 3.00%  | 4.00%  | 4.00%  | 4.00%  |
|                                                                                                                      |                 |              | 女性               | －     | 0.00% | 0.00% | 0.00%  | 0.00%  | 1.00%  | 1.00%  |
|                                                                                                                      |                 | 経過9年<br>の契約  | 男性               | －     | 2.00% | 2.00% | 3.00%  | 4.00%  | 4.00%  | 4.00%  |
|                                                                                                                      |                 |              | 女性               | －     | 0.00% | 0.00% | 0.00%  | 0.00%  | 1.00%  | 1.00%  |

- （注） 1. 次年度の契約応当日の前日における保険料払込終了契約（特約が保険料払込免除となっている契約）、第2保険期間中の契約および更新後の特約は除きます。
2. 保険料（年額）とは、払込方法（回数）に応じて、月払契約の場合は12、半年払契約の場合は2および年払契約の場合は1を、それぞれ払込みいただいている保険料に乗じて計算したもの等とします。ただし、保険料（年額）の計算において特別条件特約付保険契約および新特別条件特約付保険契約の特別保険料部分は含まないものとし、保険料割引制度（保険料の高額割引制度を含みます。）が適用される契約は、保険料割引制度が適用されない契約として計算し、転換制度（保障見直し制度を含みます。）で割引対象となる保険契約は割引額がないものとして計算します。また、保険料の払込みを免除する特約を付加した保険契約については、保険料の払込みを免除する特約部分の保険料は含まないものとします。ここで保険料の払込みを免除する特約とは、介護保障保険料払込免除特約、保険料払込免除特約、がん保障保険料払込免除特約および保険料払込免除特約(15)を指します。
3. 中途付加などにより、経過年数が主契約と異なる特約部分については、経過年数に応じた調整を行います。
4. 契約年齢は主契約の被保険者の契約年齢とします。ただし、家族定期保険特約（配偶者型）については主契約の契約日における特約の被保険者の年齢とします。
5. 次年度において経過年数が6年以上の契約で第1保険期間が満了となる契約および次年度において経過年数が6年以上の契約で転換により消滅する契約または保障一括見直し特約により見直しする契約も対象とします。（ただし、3年ごと応当日および直前の3年ごと応当日から経過年数が1年未満で転換により消滅する契約または保障一括見直し特約により見直しする契約は除きます。）この場合、経過年数に応じた調整を行います。
6. 長期継続配当率は平成29年度からの経過年度に応じた配当率となります。
7. 平成29年度決算に基づく割当ての対象とならない契約年度の契約の長期継続配当率についても記載しています。

別表5

## 3年ごと配当契約に対する長期継続配当率表（災害・疾病特約）（例示）

（入院給付日額 1,000円について）

| 保 険 種 類     | 対 象 契 約     |          | 契約<br>年齢<br>性 | 10歳      | 20歳      | 30歳      | 40歳      | 50歳      | 60歳      | 70歳      |     |     |
|-------------|-------------|----------|---------------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|-----|-----|
|             |             |          |               |          |          |          |          |          |          |          |     |     |
| 災害入院特約(01)  | 平成19年4月1日以前 | 経過12年の契約 | 男性            | 円<br>238 | 円<br>238 | 円<br>252 | 円<br>280 | 円<br>308 | 円<br>308 | 円<br>182 |     |     |
|             |             |          | 女性            | 196      | 280      | 301      | 273      | 238      | 126      | 0        |     |     |
|             |             | 経過15年の契約 | 男性            | 357      | 357      | 399      | 441      | 462      | 273      | 273      |     |     |
|             |             |          | 女性            | 329      | 399      | 385      | 357      | 378      | 0        | 0        |     |     |
|             | 平成19年4月2日以降 | 経過9年の契約  | 男性            | 680      | 680      | 720      | 800      | 880      | 880      | 520      |     |     |
|             |             |          | 女性            | 560      | 644      | 665      | 663      | 680      | 360      | 0        |     |     |
| 疾病医療特約(01)  | 平成19年4月1日以前 | 経過12年の契約 | 男性            | 504      | 434      | 294      | 0        | 0        | 0        | 0        |     |     |
|             |             |          | 女性            | 546      | 0        | 0        | 0        | 0        | 0        | 0        |     |     |
|             |             | 経過15年の契約 | 男性            | 672      | 588      | 0        | 0        | 0        | 0        | 0        |     |     |
|             |             |          | 女性            | 0        | 0        | 0        | 0        | 0        | 0        | 0        |     |     |
|             | 平成19年4月2日以降 | 経過9年の契約  | 男性            | 760      | 760      | 840      | 0        | 0        | 0        | 0        |     |     |
|             |             |          | 女性            | 760      | 0        | 0        | 0        | 680      | 2,400    | 2,880    |     |     |
|             |             | 入院初期給付特約 |               | 経過15年の契約 | 男性       | 399      | 336      | 126      | 0        | 0        | 0   | 0   |
|             |             |          |               |          | 女性       | 189      | 0        | 0        | 105      | 294      | 336 | 336 |
| 入院治療重点保障特約  |             | 経過9年の契約  | 男性            | 1,080    | 1,280    | 880      | 600      | 200      | 0        | 0        |     |     |
|             |             |          | 女性            | 800      | 680      | 480      | 640      | 760      | 1,280    | 1,120    |     |     |
|             |             | 経過12年の契約 | 男性            | 378      | 448      | 308      | 210      | 70       | 0        | 0        |     |     |
|             |             |          | 女性            | 280      | 238      | 168      | 224      | 266      | 448      | 392      |     |     |
|             |             | 経過15年の契約 | 男性            | 672      | 609      | 378      | 210      | 0        | 0        | 0        |     |     |
|             |             |          | 女性            | 420      | 273      | 273      | 357      | 567      | 588      | 588      |     |     |
| 通院特約        |             | 経過15年の契約 | 男性            | 378      | 399      | 840      | 1,449    | 3,276    | 6,552    | 6,552    |     |     |
|             |             |          | 女性            | 462      | 462      | 609      | 1,092    | 2,604    | 5,313    | 5,313    |     |     |
| 通院特約(04)    |             | 経過12年の契約 | 男性            | 392      | 308      | 476      | 994      | 1,624    | 3,948    | 5,250    |     |     |
|             |             |          | 女性            | 434      | 378      | 434      | 728      | 1,260    | 3,136    | 4,256    |     |     |
| 入院保障充実特約    |             | 経過9年の契約  | 男性            | 160      | 200      | 80       | 0        | 0        | 0        | 0        |     |     |
|             |             |          | 女性            | 80       | 40       | 0        | 40       | 80       | 200      | 160      |     |     |
| 総合医療特約      |             | 経過6年の契約  | 男性            | 420      | 483      | 483      | 567      | 700      | 546      | 1,050    |     |     |
|             |             |          | 女性            | 434      | 420      | 420      | 665      | 630      | 826      | 1,029    |     |     |
|             |             | 経過9年の契約  | 男性            | 560      | 623      | 623      | 707      | 840      | 686      | 1,190    |     |     |
|             |             |          | 女性            | 574      | 560      | 560      | 805      | 770      | 966      | 1,169    |     |     |
| 成人病入院特約(09) |             | 経過6年の契約  | 男性            | 0        | 0        | 0        | 0        | 112      | 112      | 322      |     |     |
|             |             |          | 女性            | 0        | 0        | 0        | 0        | 0        | 287      | 315      |     |     |
|             |             | 経過9年の契約  | 男性            | 0        | 0        | 0        | 0        | 112      | 112      | 322      |     |     |
|             |             |          | 女性            | 0        | 0        | 0        | 0        | 0        | 287      | 315      |     |     |
| がん入院特約(09)  |             | 経過6年の契約  | 男性            | 0        | 0        | 0        | 0        | 0        | 77       | 119      |     |     |
|             |             |          | 女性            | 0        | 0        | 0        | 0        | 0        | 56       | 56       |     |     |
|             |             | 経過9年の契約  | 男性            | 0        | 0        | 0        | 0        | 0        | 77       | 119      |     |     |
|             |             |          | 女性            | 0        | 0        | 0        | 0        | 0        | 56       | 56       |     |     |

（注）1. 次年度の契約応当日の前日における保険料払込終了契約（特約が保険料払込免除となっている契約）、第2保険期間中の契約および更新後の特約は除きます。

2. 中途付加などにより、経過年数が主契約と異なる特約部分については、経過年数に応じた調整を行います。

3. 契約年齢は主契約の被保険者の契約年齢とします。

4. 次年度において経過年数が6年以上の契約で第1保険期間が満了となる契約および次年度において経過年数が6年以上の契約で転換により消滅する契約または保障一括見直し特約により見直しする契約も対象とします。（ただし、3年ごと応当日および直前の3年ごと応当日から経過年数が1年未満で転換により消滅する契約または保障一括見直し特約により見直しする契約は除きます。）この場合、経過年数に応じた調整を行います。

5. 入院治療重点保障特約は基本給付金額1,000円に対する配当率、通院特約および通院特約(04)は通院給付日額1,000円に対する配当率、入院保障充実特約は入院保障充実給付金額1,000円に対する配当率です。

6. 本人型・本人妻子型・本人妻型・本人子型の型のある保険種類については本人型を記載しています。

7. 長期継続配当率は平成29年度からの経過年度に応じた配当率となります。

8. 平成29年度決算に基づく割当ての対象とならない契約年度の契約の長期継続配当率についても記載しています。

別表6

## 死 差 益 配 当 率 表 (例 示)

(危険保険金 100万円について)

| 保 険 種 類                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 対 象 契 約                       | 到達<br>年齢<br>性               | 10歳      | 20歳        | 30歳        | 40歳            | 50歳                 | 60歳                   | 70歳                   |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------|-----------------------------|----------|------------|------------|----------------|---------------------|-----------------------|-----------------------|
| 毎期精算配当付自由保険<br>新教育保険・定期付養老保険<br>生存給付金付終身保険・終身保険<br>通増年金収入保障保険<br>生存給付金付通増年金収入保障保険<br>定期保険・新生生存給付金付定期保険特約<br>連生終身保険・定期保険特約<br>家族定期保険特約（配偶者型）<br>家族定期保険特約（子型）<br>増加養老保険・増加養老保険特約<br>増加終身保険・増加生存保険<br>養老保険特約・終身保険特約<br>保険料特別払込定期保険特約<br>生存給付金付定期保険特約<br>連生定期保険特約<br>連生保険料特別払込定期保険特約<br>増加連生終身保険・増加連生生存保険<br>連生終身保険特約・通減定期保険特約<br>連生通減定期保険特約・収入保障特約<br>保険料特別払込通減定期保険特約<br>連生保険料特別払込通減定期保険特約<br>定期保険集団扱特約付定期保険<br>一時払退職後終身保険<br>一時払退職後終身保険定期保険特約<br>個人年金保険・新個人年金保険 | 昭和44年5月以前の契約                  | 男性<br>女性                    | 円<br>—   | 円<br>—     | 円<br>—     | 円<br>—         | 円<br>6,210<br>7,250 | 円<br>15,970<br>19,490 | 円<br>40,480<br>49,300 |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 昭和44年6月以降<br>昭和49年4月以前の契約     | 男性<br>女性                    | —<br>—   | —<br>—     | —<br>—     | 2,010<br>2,420 | 4,930<br>5,970      | 13,750<br>17,270      | 38,630<br>47,450      |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 昭和49年5月以降<br>昭和51年3月1日以前の契約   | 男性<br>女性                    | —<br>—   | —<br>—     | —<br>—     | 1,250<br>1,660 | 2,250<br>3,290      | 6,730<br>10,250       | 20,200<br>29,020      |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 昭和51年3月2日以降<br>昭和56年4月1日以前の契約 | 男性<br>女性                    | —<br>—   | —<br>—     | —<br>—     | 1,250<br>1,090 | 2,250<br>1,700      | 6,730<br>5,780        | 20,200<br>17,060      |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 昭和56年4月2日以降<br>昭和60年4月1日以前の契約 | 男性<br>女性                    | —<br>—   | —<br>—     | 300<br>420 | 760<br>580     | 1,600<br>830        | 5,090<br>3,110        | 16,740<br>10,560      |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 昭和60年4月2日以降<br>平成2年4月1日以前の契約  | 男性<br>女性                    | —<br>—   | —<br>—     | 140<br>210 | 450<br>360     | 1,570<br>480        | 4,060<br>1,860        | 13,560<br>7,520       |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 平成2年4月2日以降<br>平成8年4月1日以前の契約   | 男性<br>女性                    | —<br>—   | 550<br>140 | 130<br>200 | 390<br>230     | 1,400<br>350        | 3,220<br>1,330        | 9,770<br>5,910        |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 平成8年4月2日<br>以降の保険年齢<br>方式の契約  | 配当回数10回以降<br>または更新後契約<br>男性 | 50       | 500        | 110        | 280            | 770                 | 3,220                 | 8,500                 |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                               | 女性                          | 40       | 70         | 70         | 180            | 350                 | 1,210                 | 4,280                 |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                               | 配当回数4回以降<br>9回目以内<br>男性     | 50       | 500        | 110        | 280            | 770                 | 3,220                 | 8,500                 |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                               | 女性                          | 40       | 70         | 70         | 180            | 350                 | 1,210                 | 4,280                 |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 平成19年4月2日<br>以降の満年齢<br>方式の契約  | 配当回数10回以降<br>または更新後契約<br>男性 | 40       | 190        | 140        | 210            | 680                 | 1,350                 | 5,620                 |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                               | 女性                          | 30       | 50         | 100        | 110            | 190                 | 320                   | 1,460                 |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                               | 配当回数4回以降<br>9回目以内<br>男性     | 40       | 190        | 140        | 210            | 680                 | 1,350                 | 5,620                 |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                               | 女性                          | 30       | 50         | 100        | 110            | 190                 | 320                   | 1,460                 |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 配当回数3回目以内                     | 男性                          | 40       | 190        | 250        | 210            | 680                 | 1,350                 | 5,620                 |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                               | 女性                          | 30       | 50         | 170        | 120            | 260                 | 320                   | 1,460                 |
| 変額保険（有期型）<br>変額保険（終身型）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 平成6年4月1日以前の契約                 | 男性<br>女性                    | —<br>—   | —<br>—     | —<br>—     | 70<br>0        | 640<br>160          | 2,150<br>1,210        | 6,470<br>5,350        |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 平成6年4月2日以降<br>平成8年4月1日以前の契約   | 男性<br>女性                    | —<br>—   | —<br>—     | —<br>—     | 70<br>0        | 470<br>100          | 1,310<br>680          | 2,680<br>3,740        |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 平成8年4月2日以降の契約                 | 男性<br>女性                    | —<br>—   | —<br>—     | 0<br>0     | 70<br>0        | 140<br>100          | 1,310<br>560          | 1,410<br>2,110        |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                               |                             |          |            |            |                |                     |                       |                       |
| 保障付積立保険                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                               | 男性<br>女性                    | 40<br>30 | 190<br>50  | 140<br>100 | 210<br>110     | 680<br>190          | 1,350<br>320          | 5,620<br>1,460        |
| 祝金付特別終身保険                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 昭和49年4月以前の契約                  | 男性<br>女性                    | —<br>—   | —<br>—     | —<br>—     | —<br>—         | —<br>—              | —<br>—                | 38,630<br>47,450      |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 昭和49年5月以降<br>昭和51年3月1日以前の契約   | 男性<br>女性                    | —<br>—   | —<br>—     | —<br>—     | —<br>—         | —<br>—              | —<br>—                | 20,200<br>29,020      |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 昭和51年3月2日以降の契約                | 男性<br>女性                    | —<br>—   | —<br>—     | —<br>—     | —<br>—         | —<br>—              | —<br>—                | 20,200<br>17,060      |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                               |                             |          |            |            |                |                     |                       |                       |
| 特定疾病保障終身保険<br>特定疾病保障定期保険<br>特定疾病保障終身保険特約<br>特定疾病保障定期保険特約                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 配当回数10回以降<br>または更新後契約         | 男性<br>女性                    | —<br>—   | 240<br>40  | 150<br>140 | 340<br>130     | 1,040<br>390        | 2,210<br>1,050        | 7,750<br>3,720        |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 配当回数4回以降<br>9回目以内             | 男性<br>女性                    | —<br>—   | 240<br>40  | 150<br>140 | 340<br>130     | 1,040<br>430        | 2,210<br>1,280        | 7,750<br>4,070        |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 配当回数3回目以内                     | 男性<br>女性                    | —<br>—   | 240<br>60  | 160<br>160 | 350<br>240     | 1,040<br>630        | 2,210<br>1,280        | 7,750<br>4,070        |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                               |                             |          |            |            |                |                     |                       |                       |
| 重度慢性疾患保障保険<br>重度慢性疾患保障保険特約                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 配当回数10回以降<br>または更新後契約         | 男性<br>女性                    | —<br>—   | 250<br>50  | 150<br>110 | 300<br>120     | 910<br>240          | 2,060<br>1,020        | 6,860<br>3,150        |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 配当回数4回以降<br>9回目以内             | 男性<br>女性                    | —<br>—   | 250<br>50  | 150<br>110 | 300<br>120     | 910<br>250          | 2,060<br>1,040        | 6,860<br>3,420        |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 配当回数3回目以内                     | 男性<br>女性                    | —<br>—   | 250<br>60  | 160<br>130 | 310<br>200     | 910<br>450          | 2,060<br>1,040        | 6,860<br>3,420        |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                               |                             |          |            |            |                |                     |                       |                       |
| 介護収入保障特約<br>新介護収入保障特約                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |                               | 男性<br>女性                    | —<br>—   | 500<br>70  | 100<br>70  | 290<br>170     | 870<br>370          | 3,610<br>1,300        | 9,320<br>5,090        |

## 死 差 益 配 当 率 表 (例 示) (続 き)

- (注) 1. 到達年齢とは、前年度の契約応当日における被保険者の年齢です。ただし、定期保険集団扱特約付定期保険、一時払退職後終身保険、一時払退職後終身保険定期保険特約、保障付積立保険ならびに昭和60年4月2日以降契約の増加養老保険、増加養老保険特約、増加終身保険、増加生存保険、増加連生終身保険および増加連生生存保険は当年度の契約応当日における被保険者の年齢です。
2. 新教育保険については契約者、連生終身保険、連生定期保険特約、連生保険料特別払込定期保険特約、連生通減定期保険特約、連生保険料特別払込通減定期保険特約、増加連生終身保険、増加連生生存保険および連生終身保険特約については第2被保険者の到達年齢および性に応じた死差益配当率を加算します。
3. 平成8年4月2日以降平成11年4月1日以前の転換特約付保険契約については、予定死亡率の水準に応じた率とします。
4. 一時払退職後終身保険および一時払退職後終身保険定期保険特約の昭和62年3月以前の契約については、昭和56年4月2日以降昭和60年4月1日以前の契約の率を使用します。
5. 更新後契約には、更新後の定期保険特約等および更新時に他の特約から変更後の定期保険特約等を含みます。
6. 変額保険（有期型）または変額保険（終身型）の払済保険および延長保険については、それぞれ契約時期、配当回数、到達年齢および性に応じた死差益配当率を適用します。
7. 最低保証付変額保険、変額個人年金保険（一時払い）、最低保証付変額個人年金保険（一時払い）、最低保証付一時払変額個人年金保険(08)、最低保証付変額個人年金保険（一時払い）(08)または新最低保証付変額個人年金保険（一時払い）の定額払済年金保険および目標到達時定額年金保険移行特約に定めるところにより移行した定額年金保険については、契約時期、定額払済年金保険への変更時期、定額年金保険への移行時期、配当回数、到達年齢および性に応じた死差益配当率を適用します。
8. 保証期間付終身年金保険、個人年金保険(93)、年金支払開始日以降の契約、平成7年9月1日以降の保険料一時払契約の毎期精算配当付自由保険（配当金により保険金を買増す場合の買増部分を含みます。）および平成10年7月2日以降の保険料一時払契約の新個人年金保険の死差益配当率は0とします。
9. 最低保証付変額保険、変額個人年金保険（一時払い）、最低保証付変額個人年金保険（一時払い）、最低保証付一時払変額個人年金保険(08)、最低保証付変額個人年金保険（一時払い）(08)および新最低保証付変額個人年金保険（一時払い）（定額払済年金保険を除きます。）ならびに最低保証付変額個人年金保険（一時払い）(16)の死差益配当は0円とします。
10. 新特別条件特約付保険契約の場合、死差益配当率を乗じる危険保険金は本特約を付加していない契約と同じものとします。



## 別表 7

## 費 差 益 配 当 率 表

## 1. 保険料払込中

(保険金 100万円について)

| 保 険 種 類     | 対 象 契 約                                     | 基 本 部 分             | 定 期 部 分     |
|-------------|---------------------------------------------|---------------------|-------------|
| 毎期精算配当付自由保険 | 昭和49年 4 月以前<br>保険金50万円以上の契約<br>保険金50万円未満の契約 | 円<br>1,650<br>2,650 | 円<br>—<br>— |
|             | 昭和49年 5 月以降<br>昭和56年 4 月 1 日以前              | 1,650               | —           |
|             | 昭和56年 4 月 2 日以降<br>昭和60年 4 月 1 日以前          | 1,000               | —           |
|             | 昭和60年 4 月 2 日以降<br>平成 2 年 4 月 1 日以前         | 600                 | —           |
|             | 平成 2 年 4 月 2 日以降<br>平成 5 年 4 月 1 日以前        | 250                 | —           |
|             | 平成 5 年 4 月 2 日以降<br>平成11年 4 月 1 日以前         | 50                  | —           |
|             | 平成11年 4 月 2 日以降                             | 0                   | —           |
| 新教育保険       | 平成 5 年 4 月 1 日以前                            | 50                  | 200         |
|             | 平成 5 年 4 月 2 日以降<br>平成11年 4 月 1 日以前         | 50                  | 0           |
|             | 平成11年 4 月 2 日以降                             | 0                   | 0           |
| 定期付養老保険     | 昭和45年11月 9 日以前                              | 1,650               | 1,600       |
|             | 昭和45年11月10日以降<br>昭和56年 4 月 1 日以前            | 1,650               | 1,100       |
|             | 昭和56年 4 月 2 日以降                             | 1,000               | 950         |
| 祝金付特別終身保険   |                                             | 1,650               | 1,100       |
| 生存給付金付終身保険  | 昭和56年 4 月 1 日以前                             | 1,900               | 1,100       |
|             | 昭和56年 4 月 2 日以降                             | 1,000               | 950         |
| 終身保険        | 昭和60年 4 月 1 日以前                             | 1,000               | —           |
|             | 昭和60年 4 月 2 日以降<br>平成 2 年 4 月 1 日以前         | 600                 | —           |
|             | 平成 2 年 4 月 2 日以降<br>平成 5 年 4 月 1 日以前        | 250                 | —           |
|             | 平成 5 年 4 月 2 日以降<br>平成11年 4 月 1 日以前         | 50                  | —           |
|             | 平成11年 4 月 2 日以降                             | 0                   | —           |
| 通増年金収入保障保険  |                                             | 1,650               | 1,100       |



## 費 差 益 配 当 率 表 ( 続 き )

(保険金 100万円について)

| 保 険 種 類          | 対 象 契 約                              | 基 本 部 分    | 定 期 部 分    |
|------------------|--------------------------------------|------------|------------|
| 生存給付金付通増年金収入保障保険 | 昭和56年 4 月 1 日以前                      | 円<br>1,900 | 円<br>1,100 |
|                  | 昭和56年 4 月 2 日以降<br>昭和60年 4 月 1 日以前   | 1,000      | 950        |
|                  | 昭和60年 4 月 2 日以降<br>平成 2 年 4 月 1 日以前  | 600        | 550        |
|                  | 平成 2 年 4 月 2 日以降                     | 250        | 200        |
| 定期保険             | 昭和56年 4 月 1 日以前                      | －          | 1,100      |
|                  | 昭和56年 4 月 2 日以降<br>昭和60年 4 月 1 日以前   | －          | 950        |
|                  | 昭和60年 4 月 2 日以降<br>平成 2 年 4 月 1 日以前  | －          | 550        |
|                  | 平成 2 年 4 月 2 日以降<br>平成 5 年 4 月 1 日以前 | －          | 200        |
|                  | 平成 5 年 4 月 2 日以降                     | －          | 0          |
| 定期保険集団扱特約付定期保険   |                                      | －          | 0          |
| 連生終身保険           | 平成 5 年 4 月 1 日以前                     | 250        | －          |
|                  | 平成 5 年 4 月 2 日以降<br>平成11年 4 月 1 日以前  | 50         | －          |
|                  | 平成11年 4 月 2 日以降                      | 0          | －          |
| 保障付積立保険          |                                      | 70         | －          |
| 特定疾病保障終身保険       | 平成11年 4 月 1 日以前                      | 50         | －          |
|                  | 平成11年 4 月 2 日以降                      | 0          | －          |
| 特定疾病保障定期保険       |                                      | －          | 0          |
| 重度慢性疾患保障保険       |                                      | －          | 0          |
| 変額保険 (有期型)       | 平成 6 年 4 月 1 日以前                     | 600        | －          |
|                  | 平成 6 年 4 月 2 日以降                     | 50         | －          |
| 変額保険 (終身型)       | 平成 6 年 4 月 1 日以前                     | 600        | －          |
|                  | 平成 6 年 4 月 2 日以降                     | 50         | －          |
| 個人年金保険           |                                      | －          | 1,000      |
| 新個人年金保険          | 平成 2 年 4 月 1 日以前                     | －          | 600        |
|                  | 平成 2 年 4 月 2 日以降<br>平成 5 年 4 月 1 日以前 | －          | 250        |
|                  | 平成 5 年 4 月 2 日以降<br>平成11年 4 月 1 日以前  | －          | 50         |
|                  | 平成11年 4 月 2 日以降                      | －          | 0          |
| 個人年金保険(93)       | 平成11年 4 月 1 日以前                      | －          | 50         |
|                  | 平成11年 4 月 2 日以降                      | －          | 0          |

## 費差益配当率表（続き）

（保険金 100万円について）

| 保 険 種 類                        | 対 象 契 約                              | 基 本 部 分 | 定 期 部 分    |
|--------------------------------|--------------------------------------|---------|------------|
| 定期保険特約                         | 昭和56年 4 月 1 日以前                      | 円<br>—  | 円<br>1,100 |
|                                | 昭和56年 4 月 2 日以降<br>昭和60年 4 月 1 日以前   | —       | 950        |
|                                | 昭和60年 4 月 2 日以降<br>平成 2 年 4 月 1 日以前  | —       | 550        |
|                                | 平成 2 年 4 月 2 日以降<br>平成 5 年 4 月 1 日以前 | —       | 200        |
|                                | 平成 5 年 4 月 2 日以降                     | —       | 0          |
| 家族定期保険特約（配偶者型）<br>家族定期保険特約（子型） | 平成 2 年 4 月 1 日以前                     | —       | 550        |
|                                | 平成 2 年 4 月 2 日以降<br>平成 5 年 4 月 1 日以前 | —       | 200        |
|                                | 平成 5 年 4 月 2 日以降                     | —       | 0          |
| 養老保険特約                         | 平成 2 年 4 月 1 日以前                     | 600     | —          |
|                                | 平成 2 年 4 月 2 日以降<br>平成 5 年 4 月 1 日以前 | 250     | —          |
|                                | 平成 5 年 4 月 2 日以降<br>平成11年 4 月 1 日以前  | 50      | —          |
|                                | 平成11年 4 月 2 日以降                      | 0       | —          |
| 終身保険特約                         | 平成 2 年 4 月 1 日以前                     | 600     | —          |
|                                | 平成 2 年 4 月 2 日以降<br>平成 5 年 4 月 1 日以前 | 250     | —          |
|                                | 平成 5 年 4 月 2 日以降<br>平成11年 4 月 1 日以前  | 50      | —          |
|                                | 平成11年 4 月 2 日以降                      | 0       | —          |
| 生存給付金付定期保険特約                   | 平成 5 年 4 月 1 日以前                     | 50      | 200        |
|                                | 平成 5 年 4 月 2 日以降<br>平成11年 4 月 1 日以前  | 50      | 0          |
|                                | 平成11年 4 月 2 日以降                      | 0       | 0          |
| 新生存給付金付定期保険特約                  |                                      | 0       | 0          |
| 連生定期保険特約                       | 平成 5 年 4 月 1 日以前                     | —       | 200        |
|                                | 平成 5 年 4 月 2 日以降                     | —       | 0          |
| 連生終身保険特約                       | 平成 5 年 4 月 1 日以前                     | 250     | —          |
|                                | 平成 5 年 4 月 2 日以降<br>平成11年 4 月 1 日以前  | 50      | —          |
|                                | 平成11年 4 月 2 日以降                      | 0       | —          |
| 逓減定期保険特約                       | 平成 5 年 4 月 1 日以前                     | —       | 200        |
|                                | 平成 5 年 4 月 2 日以降                     | —       | 0          |
| 連生逓減定期保険特約                     |                                      | —       | 0          |
| 特定疾病保障終身保険特約                   | 平成11年 4 月 1 日以前                      | 50      | —          |
|                                | 平成11年 4 月 2 日以降                      | 0       | —          |
| 特定疾病保障定期保険特約                   |                                      | —       | 0          |
| 重度慢性疾患保障保険特約                   |                                      | —       | 0          |
| 収入保障特約                         |                                      | —       | 0          |
| 介護収入保障特約                       |                                      | —       | 0          |
| 新介護収入保障特約                      |                                      | —       | 0          |

## 費差益配当率表(続き)

## 2. 保険料払済後

昭和56年4月1日以前契約 定期部分100万円について、1,000円

昭和56年4月2日以降契約 0円

3. 保険料払込中の配当回数4回目以降の契約または更新後契約（更新後の定期保険特約等および更新時に他の特約から変更後の定期保険特約等を含みます。以下同じ）については、次の金額を加算します。

(1)契約ごとに配当回数5回目ごとに保険金額2000万円超の部分の保険金100万円について  
300円

(2)契約ごとの保険金額が3000万円以上5000万円未満の場合は保険金100万円について50円、  
保険金額が5000万円以上の場合は保険金100万円について100円

(注) 1. 配当回数1回目の契約の費差益配当率は0とします。ただし、更新後契約は除きます。

2. 最低保証付変額保険、変額個人年金保険（一時払い）、最低保証付変額個人年金保険（一時払い）、最低保証付一時払変額個人年金保険(08)、最低保証付変額個人年金保険（一時払い）(08)、新最低保証付変額個人年金保険（一時払い）、最低保証付変額個人年金保険（一時払い）(16)および目標到達時定額年金保険移行特約に定めるところにより移行した定額年金保険の費差益配当は0円とします。

## 別表 8

## 災害・疾病特約配当率表(例示)

(特約保険金 100万円について)

| 保 険 種 類       | 対 象 契 約                          | 配 当 率    |          |
|---------------|----------------------------------|----------|----------|
|               |                                  | 男 性      | 女 性      |
| 傷害特約          | 昭和58年 4 月 1 日以前                  | 円<br>200 | 円<br>350 |
|               | 昭和58年 4 月 2 日以降 平成 2 年 4 月 1 日以前 | 100      | 150      |
|               | 平成 2 年 4 月 2 日以降 平成13年 4 月 1 日以前 | 50       | 50       |
|               | 平成13年 4 月 2 日以降                  | 0        | 0        |
| 災害保障特約        | 昭和51年 3 月 1 日以前                  | 1,280    | 1,650    |
|               | 昭和51年 3 月 2 日以降                  | 480      | 850      |
| 年金災害保障特約      |                                  | 1,280    | 1,650    |
| 交通災害保障特約      | 昭和51年 3 月 1 日以前                  | 930      | 1,110    |
|               | 昭和51年 3 月 2 日以降                  | 330      | 510      |
| 家族災害保障特約      | 昭和51年 3 月 1 日以前                  | 1,490    | —        |
|               | 昭和51年 3 月 2 日以降                  | 570      | —        |
| 災害死亡割増支払特約    |                                  | 400      | 550      |
| 災害倍額保障・定期保険特約 | 災害死亡割増支払特約相当部分                   | 300      | 450      |
|               | 災害割増特約相当部分                       | 200      | 350      |
| 災害割増特約        | 昭和58年 4 月 1 日以前                  | 200      | 350      |
|               | 昭和58年 4 月 2 日以降 平成 2 年 4 月 1 日以前 | 100      | 150      |
|               | 平成 2 年 4 月 2 日以降 平成13年 4 月 1 日以前 | 50       | 50       |
|               | 平成13年 4 月 2 日以降                  | 0        | 0        |
| がん診断特約        |                                  | 0        | 0        |

## 災 害 ・ 疾 病 特 約 配 当 率 表 ( 例 示 ) ( 続 き )

(入院給付日額 1,000円について)

| 保 険 種 類         | 配 当 率    |          |
|-----------------|----------|----------|
|                 | 男 性      | 女 性      |
| 災害入院特約          | 円<br>275 | 円<br>500 |
| 手術給付金付疾病入院保障特約  | 0        | 0        |
| 疾病医療特約          | 0        | 0        |
| 成人病特約           | 0        | 0        |
| 成人病医療特約         | 0        | 0        |
| 新成人病医療特約(87)    | 0        | 0        |
| 成人病医療特約(01)     | 0        | 0        |
| 女性疾病医療特約        | —        | 0        |
| 女性疾病医療特約(01)    | —        | 0        |
| 傷害損傷特約          | 0        | 0        |
| 傷害損傷特約(04)      | 0        | 0        |
| 先進医療特約          | 0        | 0        |
| 入院保障充実特約(09)    | 0        | 0        |
| こども入院保障充実特約(09) | 0        | 0        |
| 女性疾病入院特約(09)    | —        | 0        |
| 新先進医療特約         | 0        | 0        |
| がん薬物治療特約        | 0        | 0        |

## 災害・疾病特約配当率表(例示)(続き)

(入院給付日額 1,000円について)

| 保 険 種 類                       | 対 象 契 約                     | 到達<br>年齢<br>性                 | 10歳                        | 20歳             | 30歳             | 40歳             | 50歳             | 60歳             | 70歳             |                |
|-------------------------------|-----------------------------|-------------------------------|----------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|----------------|
| 新災害入院特約(87)<br>新こども災害入院特約(87) |                             | 男性<br>女性                      | 円<br>—<br>—                | 円<br>450<br>630 | 円<br>450<br>630 | 円<br>450<br>630 | 円<br>450<br>630 | 円<br>450<br>630 | 円<br>450<br>630 |                |
| 災害入院特約(01)<br>こども災害入院特約(01)   | 平成13年4月1日以前                 | 男性<br>女性                      | —<br>—                     | 450<br>630      | 450<br>630      | 450<br>630      | 450<br>630      | 450<br>630      | 450<br>630      |                |
|                               |                             | 平成13年4月2日以降<br>平成19年4月1日以前    | 男性<br>女性                   | 225<br>180      | 225<br>180      | 225<br>180      | 225<br>180      | 225<br>180      | 225<br>180      |                |
|                               | 平成19年4月2日以降                 |                               | 男性<br>女性                   | 225<br>180      | 225<br>210      | 225<br>315      | 255<br>285      | 285<br>210      | 300<br>240      | 225<br>0       |
|                               |                             | 新疾病医療特約(87)<br>新こども疾病医療特約(87) |                            | 男性<br>女性        | —<br>—          | 780<br>600      | 760<br>0        | 580<br>0        | 0<br>0          | 0<br>0         |
|                               | 疾病医療特約(01)<br>こども疾病医療特約(01) | 平成13年4月1日以前                   | 男性<br>女性                   | —<br>—          | 800<br>600      | 780<br>0        | 600<br>0        | 0<br>0          | 0<br>0          | 0<br>0         |
|                               |                             |                               | 平成13年4月2日以降<br>平成19年4月1日以前 | 男性<br>女性        | 480<br>530      | 300<br>100      | 280<br>0        | 100<br>0        | 0<br>0          | 0<br>0         |
| 平成19年4月2日以降                   |                             | 男性<br>女性                      |                            | 210<br>240      | 160<br>80       | 180<br>0        | 210<br>0        | 0<br>110        | 0<br>270        | 0<br>740       |
|                               |                             | 通院特約<br>こども通院特約               | 平成13年4月1日以前                | 男性<br>女性        | —<br>—          | 230<br>280      | 220<br>260      | 410<br>320      | 770<br>610      | 1,550<br>1,280 |
| 平成13年4月2日以降<br>平成19年4月1日以前    |                             |                               |                            | 男性<br>女性        | 340<br>290      | 180<br>230      | 170<br>210      | 360<br>270      | 670<br>510      | 1,400<br>1,130 |
|                               |                             |                               | 平成19年4月2日以降                | 男性<br>女性        | 340<br>290      | 180<br>230      | 170<br>210      | 360<br>270      | 670<br>510      | 1,400<br>1,130 |
| 通院特約(04)                      | 平成19年4月1日以前                 |                               |                            | 男性<br>女性        | 460<br>400      | 230<br>310      | 230<br>270      | 470<br>350      | 850<br>640      | 1,750<br>1,400 |
|                               |                             |                               | 平成19年4月2日以降                | 男性<br>女性        | 460<br>400      | 230<br>310      | 230<br>270      | 470<br>350      | 850<br>640      | 1,750<br>1,400 |
|                               | 入院初期給付特約                    |                               |                            | 男性<br>女性        | —<br>—          | 180<br>90       | 180<br>0        | 70<br>0         | 0<br>50         | 0<br>120       |
|                               | 入院治療重点保障特約                  | 平成19年4月1日以前                   | 男性<br>女性                   | 210<br>200      | 310<br>210      | 300<br>140      | 190<br>130      | 110<br>160      | 0<br>250        | 0<br>300       |
| 平成19年4月2日以降                   |                             |                               | 男性<br>女性                   | 210<br>200      | 310<br>210      | 300<br>140      | 190<br>130      | 110<br>160      | 0<br>250        | 0<br>300       |
|                               |                             | 入院保障充実特約                      |                            | 男性<br>女性        | 20<br>20        | 50<br>20        | 50<br>0         | 10<br>0         | 0<br>10         | 0<br>30        |
| 総合医療特約<br>こども総合医療特約           |                             | 男性<br>女性                      | 100<br>100                 | 130<br>190      | 170<br>100      | 170<br>290      | 330<br>290      | 340<br>430      | 790<br>710      |                |
| 成人病入院特約(09)                   |                             | 男性<br>女性                      | 0<br>0                     | 0<br>0          | 0<br>0          | 0<br>50         | 0<br>0          | 190<br>220      | 360<br>320      |                |
| がん入院特約(09)                    |                             | 男性<br>女性                      | 0<br>0                     | 0<br>0          | 0<br>0          | 0<br>0          | 0<br>0          | 50<br>0         | 130<br>50       |                |

(注) 1. 災害入院特約、新災害入院特約(87)、新こども災害入院特約(87)、災害入院特約(01)およびこども災害入院特約(01)は入院給付日額1,500円に対する配当率です。



2. 通院特約、こども通院特約および通院特約(04)は通院給付日額1,000円に対する配当率、傷害損傷特約および傷害損傷特約(04)は運動器損傷給付金額1万円に対する配当率、入院治療重点保障特約は基本給付金額1,000円に対する配当率、先進医療特約および新先進医療特約は1件に対する配当率、入院保障充実特約、入院保障充実特約(09)およびこども入院保障充実特約(09)は入院保障充実給付金額1,000円、がん薬物治療特約はがん薬物治療給付金額1万円に対する配当率です。
3. 到達年齢は主契約の被保険者の到達年齢です。
4. 本人型・本人妻子型・本人妻型・本人子型の型のある特約種類については本人型を記載しています。

別表9

## 団体保険に対する配当率表

| 保 険 種 類                 | 配 当 率                       |
|-------------------------|-----------------------------|
| 団体定期保険                  | 団体の被保険者数などに応じて、7%から97%まで    |
| 総合福祉団体定期保険              | 団体の被保険者数などに応じて、14%から98.7%まで |
| 団体信用生命保険<br>消費者信用団体生命保険 | 団体の被保険者数に応じて、10%から97%まで     |

- (注) 1. 配当率を乗じる死差益には、(総合福祉) 団体定期保険年金払特約部分を含みません。
2. (総合福祉) 団体定期保険年金払特約部分については、年金受取人ごとに責任準備金×利差益配当率(別表1)とします。(この金額がマイナスとなる場合は0円とします。)
3. 団体信用生命保険3大疾病保障特約が付加されている契約の死亡・高度障害・3大疾病部分については、団体の被保険者数に応じて、6%から85%までの率とします。
4. 団体信用生命保険契約に特約を複数付加した場合の特則(高度障害保険金不担保特約・3大疾病保障特約・身体障害保障特約・介護保障特約)が付加されている契約の死亡・3大疾病・身体障害・介護部分については、団体の被保険者数に応じて、6%から85%までの率とします。
5. 団体信用生命保険がん保障特約が付加されている契約の死亡・高度障害・がん部分については、団体の被保険者数に応じて、6%から85%までの率とします。

別表10

## 団体年金保険に対する配当率表

| 保 険 種 類                                                                                         | 配 当 率                                                                    |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------|
| 企業年金保険<br>新企業年金保険・新企業年金保険(02)<br>厚生年金基金保険・厚生年金基金保険(02)<br>国民年金基金保険<br>確定給付企業年金保険(02)<br>新団体生存保険 | 予定利率0.75%または1.25%に対する責任準備金に対して、0.10%<br>上記以外は、0%                         |
| 拠出型企業年金保険(02)                                                                                   | 予定利率0.75%に対する責任準備金に対して、0.64%<br>予定利率1.25%に対する責任準備金に対して、0.14%<br>上記以外は、0% |

- (注) 1. 責任準備金には、新単位口別利率設定特約(I型)部分の責任準備金を含みません。
2. 企業年金保険については、責任準備金に上記の配当率を乗じた金額に、企業年金保険と拠出型企業年金保険(02)との付加保険料の差額に対する調整を行います。(この調整後の金額がマイナスとなる場合は0円とします。)
3. 新企業年金保険、新企業年金保険(02)および新団体生存保険については、責任準備金に上記の配当率を乗じた金額に、生存損益を加えます。(この加えた後の金額がマイナスとなる場合は0円とします。)
4. 遺族年金特約が付加されている契約については、本表により計算した金額に死差益×遺族年金特約配当率を加えます。ここで、この配当率は団体の被保険者数に応じて、50%から95%までとします。

別表11

## 医療保障保険に対する配当率表

| 保 険 種 類     | 配 当 率                                                                                |
|-------------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 医療保障保険(個人型) | ①被保険者の年齢に応じて、死亡保険金100万円について3,730円まで<br>②被保険者の年齢および性に応じて、入院給付日額1,000円について550円から800円まで |
| 医療保障保険(団体型) | 団体の被保険者数に応じて、25%から70%まで                                                              |

### 第3号議案

## 取締役11名選任の件

本総代会終結の時をもって、現任の取締役（11名）全員が任期満了により退任いたします。  
つきましては、本総代会におきまして、取締役11名の選任をお願いいたしたいと存じます。  
取締役候補者は次のとおりです。

| 候補者<br>番 号                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 氏 名<br>生 年 月 日                                    | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                          |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | さ とう よし お<br>佐 藤 義 雄<br>(昭和24年8月25日生)<br><br><再任> | 昭和48年4月 当社入社<br>平成12年7月 取締役<br>平成14年4月 常務取締役嘱常務執行役員<br>平成19年7月 代表取締役社長嘱代表執行役員<br>平成23年7月 代表取締役社長 社長執行役員<br>平成26年4月 代表取締役会長<br>平成27年7月 取締役会長 代表執行役（現任）<br><br>[指名委員、報酬委員]<br>(重要な兼職の状況)<br>讀賣テレビ放送株式会社 社外取締役<br>パナソニック株式会社 社外監査役<br>サカティンクス株式会社 社外監査役<br>レンゴー株式会社 社外取締役（平成30年6月28日就任予定） |
| <b>&lt;&lt;取締役候補者指名の理由&gt;&gt;</b><br>佐藤義雄氏は、平成19年から平成26年まで、当社の代表取締役社長として経営の指揮をとり、適切な保険金支払態勢の構築、収益力の向上とリスク管理の徹底、内部留保の拡充等に取り組みました。また、成長戦略の面でも、マルチチャネル戦略の展開、海外市場への進出等の新たなテーマについて推進し、平成23年からはブランド戦略を掲げ、サービス面、販売政策面にとどまらず、個々の職員の意識や企業文化にまでわたる会社全般の変革に取り組みました。平成26年に代表取締役会長、平成27年7月には取締役会長代表執行役に就任し、取締役会の議長として、取締役会における意思決定や、執行役等の職務執行に関する監督を行っております。<br>同氏の経営者としての豊富な実績と経験から、取締役会における経営方針の決定や経営の監督機能の発揮に適切な人材と判断し、昨年に引き続き取締役候補者としております。 |                                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                        |

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>生 年 月 日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                     |
|------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2          | はし もと まさ ひろ<br>橋 本 雅 博<br>(昭和31年2月21日生)<br><br><再任>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 昭和54年4月 当社入社<br>平成18年4月 執行役員<br>平成19年7月 常務取締役嘱常務執行役員<br>平成23年7月 取締役 常務執行役員<br>平成24年4月 代表取締役 専務執行役員<br>平成26年4月 代表取締役社長 社長執行役員<br>平成27年7月 取締役 代表執行役社長 (現任)<br><br>[指名委員、報酬委員]<br><br>(重要な兼職の状況)<br>一般社団法人生命保険協会 会長 (平成30年7月20日退任予定) |
|            | <b>&lt;&lt;取締役候補者指名の理由&gt;&gt;</b><br>橋本雅博氏は、平成26年から当社の代表取締役社長、平成27年7月からは取締役 代表執行役社長として、「スミセイ中期経営計画2016」を着実に推進し、ブランド戦略の進化を図り、営業職員によるコンサルティングとサービスの一層の向上に取り組む一方、マルチチャネルや海外事業といった分野に経営資源を振り向け、新たな成長戦略の構築を図ってきました。また、着実な運用収益の向上を通じた財務基盤の強化に取り組むとともに、成長戦略を支える人材のさらなる能力発揮やグループベースの経営管理のレベルアップなど、経営インフラの強化を進めてきました。<br>同氏の経営全般にわたる深い見識をもとに、取締役会における経営方針等の決定や監督を通じて、平成29年度にスタートした「スミセイ中期経営計画2019」に掲げる種々の取り組みを確実に遂行するため、昨年に引き続き取締役候補者としております。 |                                                                                                                                                                                                                                   |
| 3          | ほん じょう まさ や<br>本 城 正 哉<br>(昭和32年11月5日生)<br><br><再任>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 昭和56年4月 当社入社<br>平成19年4月 執行役員<br>平成21年4月 常務執行役員<br>平成21年7月 常務取締役嘱常務執行役員<br>平成23年7月 取締役 常務執行役員<br>平成26年4月 取締役 専務執行役員<br>平成27年4月 代表取締役 専務執行役員<br>平成27年7月 取締役 代表執行役専務<br>平成29年7月 取締役 (現任)<br><br>[常勤監査委員]                             |
|            | <b>&lt;&lt;取締役候補者指名の理由&gt;&gt;</b><br>本城正哉氏は、資産運用部門、リスク管理部門、人事部門、海外部門、商品開発部門、内部監査部門、関連事業部門、経理部門等に幅広い業務経験を有しております。また、企画部門の担当役員として、「スミセイ中期経営計画2019」の策定等を通じ、成長戦略のレベルアップに取り組みました。平成29年7月以降は執行役を兼務しない社内取締役として、取締役会における監督機能の発揮に努めるとともに、当社の持続的成長の確保と良質な企業統治体制の構築に取り組んでおります。<br>同氏のこれらの実績と豊富な経験を踏まえ、取締役会における経営の監督機能の発揮や、内部統制システムの整備等を通じた内部管理態勢の強化のために適切な人材と判断し、昨年に引き続き取締役候補者としております。                                                          |                                                                                                                                                                                                                                   |

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>生 年 月 日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                     |
|------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 4          | しの はら ひで のり<br><b>篠 原 秀 典</b><br>(昭和33年12月3日生)<br><br><再任>                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 昭和56年 4 月 当社入社<br>平成20年 4 月 執行役員<br>平成22年 4 月 常務執行役員<br>平成24年 7 月 取締役 常務執行役員<br>平成27年 4 月 取締役 専務執行役員<br>平成27年 7 月 執行役専務<br>平成29年 7 月 取締役 代表執行役専務 (現任)<br>[企画部、勤労部、商品部、情報システム部] 担当 |
|            | <b>&lt;取締役候補者指名の理由&gt;</b><br>篠原秀典氏は、保険販売部門、コンプライアンス部門、経理部門等に幅広い業務経験を有しております。また、代理店部門と金融法人部門の担当役員として、金融機関等との関係強化を図りながら当社のマルチチャネル戦略を推進する一方、情報システム部門の担当として、成長戦略および経営インフラを支える情報システムへの効率的な経営資源の投入等に取り組んできました。現在は、取締役 代表執行役専務として、企画部門、勤労部門、商品開発部門、情報システム部門を担当しております。<br>同氏のこれらの実績と豊富な経験を踏まえ、取締役会における経営方針の決定や内部統制システムの構築、経営の監督機能の発揮等に相応しい人材と判断し、昨年に引き続き取締役候補者としております。 |                                                                                                                                                                                   |
| 5          | ふじ と まさ ひと<br><b>藤 戸 方 人</b><br>(昭和34年4月10日生)<br><br><新任>                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 昭和58年 4 月 当社入社<br>平成23年 4 月 執行役員<br>平成26年 4 月 常務執行役員<br>平成27年 7 月 執行役常務<br>平成29年 4 月 執行役専務 (現任)<br>[運用企画部、A L M証券運用部、バランスファンド運用部、特別勘定運用部] 担当                                      |
|            | <b>&lt;取締役候補者指名の理由&gt;</b><br>藤戸方人氏は、商品開発部門、事務サービス部門、保険販売部門等に幅広い業務経験を有しております。平成26年3月以降は資産運用部門の担当役員として、資産と負債の総合的な管理のもと、資産運用リスクを適切にコントロールしながら、堅固な収益基盤の構築とリスク対応力の強化に取り組み、昨今の低金利の長期継続という環境下においては、基本ポートフォリオの見直しを通じ、資産運用収益力の向上と金利リスクコントロールに取り組んできました。<br>同氏のこれらの実績と豊富な経験を踏まえ、取締役会における経営方針の決定や内部統制システムの構築、経営の監督機能の発揮等に相応しい人材と判断し、取締役候補者としております。                        |                                                                                                                                                                                   |

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>生 年 月 日                                                                                       | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 6          | <p>やま した とおる<br/>山 下 徹<br/>(昭和22年10月9日生)</p> <p>&lt;社外取締役候補者&gt;<br/>&lt;独立役員&gt;<br/>&lt;再任&gt;</p> | <p>昭和46年 4 月 日本電信電話公社入社<br/>平成11年 6 月 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ取締役<br/>平成15年 6 月 同社常務取締役<br/>平成17年 6 月 同社代表取締役副社長執行役員<br/>平成19年 6 月 同社代表取締役社長<br/>平成24年 6 月 同社取締役相談役<br/>平成26年 6 月 同社相談役（現任）<br/>平成27年 7 月 当社社外取締役（現任）<br/>平成30年 6 月 株式会社エヌ・ティ・ティ・データシニアアドバイザー（就任予定）</p> <p>[指名委員長、報酬委員長]<br/>(重要な兼職の状況)<br/>株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 相談役（平成30年 6 月19日<br/>退任予定）<br/>株式会社エヌ・ティ・ティ・データ シニアアドバイザー（平成<br/>30年 6 月19日就任予定）<br/>三井不動産株式会社 社外取締役<br/>エーザイ株式会社 社外取締役（平成30年 6 月20日退任予定）<br/>株式会社博報堂D Yホールディングス 社外取締役（平成30年 6<br/>月28日就任予定）</p> <p>≪取締役候補者指名の理由≫<br/>山下徹氏は、I Tシステムの提供を展開する株式会社エヌ・ティ・ティ・データの代表<br/>取締役社長経験者としての豊富な知識、経験および見識を当社の経営に反映していただく<br/>ため、昨年に引き続き社外取締役候補者とするものです。同氏は他の企業での社外取締役<br/>としての経験も有しており、その経歴を通じて十分な知識、経験および高い見識を有する<br/>と認められるため、引き続き社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと<br/>判断しております。<br/>同氏の当社社外取締役に就任してからの年数は、3年です。<br/>なお、当社は、同氏が所属する株式会社エヌ・ティ・ティ・データとの取引がございま<br/>すが、一般的な取引条件によるものであり、かつ、連結売上高に占める取引額は僅少であ<br/>ることから、同氏は、当社が定める「社外取締役の独立性に関する基準」を満たしており<br/>ます。</p> |



| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>生 年 月 日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 7          | や ぶき きみ とし<br>矢 吹 公 敏<br>(昭和31年8月22日生)<br><br><社外取締役候補者><br><独立役員><br><再任>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 昭和62年 4 月 弁護士登録<br>昭和62年 4 月 長島・大野法律事務所入所<br>平成 3 年 9 月 コヴィントン・バーリング法律事務所入所<br>平成 8 年 5 月 矢吹法律事務所入所 (現在)<br>平成22年 4 月 一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授<br>平成27年 7 月 当社社外取締役 (現任)<br><br>[指名委員、報酬委員]<br><br>(重要な兼職の状況)<br>矢吹法律事務所 パートナー<br>S C S K 株式会社 社外取締役                                                                                                                                                          |
|            | <b>&lt;&lt;取締役候補者指名の理由&gt;&gt;</b><br>矢吹公敏氏は、法律の専門家としての豊富な知識、経験および見識を当社の経営に反映していただくため、昨年に引き続き社外取締役候補者とするものです。同氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、企業法務や社外取締役または社外監査役としての活動を通じて会社経営に長年にわたり携わっており、その経歴を通じて十分な知識、経験および高い見識を有すると認められるため、引き続き社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。<br>同氏の当社社外取締役に就任してからの年数は、3年です。<br>また、同氏は、当社が定める「社外取締役の独立性に関する基準」を満たしております。                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 8          | かま かず あき<br>釜 和 明<br>(昭和23年12月26日生)<br><br><社外取締役候補者><br><独立役員><br><再任>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 昭和46年 7 月 石川島播磨重工業株式会社 (現 株式会社 I H I )<br>入社<br>平成16年 6 月 同社執行役員<br>平成17年 4 月 同社常務執行役員<br>平成17年 6 月 同社取締役常務執行役員<br>平成19年 4 月 同社代表取締役社長 (兼) 最高経営執行責任者<br>平成24年 4 月 同社代表取締役会長<br>平成28年 4 月 同社取締役<br>平成28年 6 月 同社相談役 (現任)<br>平成28年 7 月 当社社外取締役 (現任)<br><br>[監査委員]<br><br>(重要な兼職の状況)<br>株式会社 I H I 相談役<br>極東貿易株式会社 社外取締役<br>コニカミノルタ株式会社 社外取締役 (平成30年6月19日退任予定)<br>日本精工株式会社 社外取締役<br>公益財団法人財務会計基準機構 代表理事 理事長 |
|            | <b>&lt;&lt;取締役候補者指名の理由&gt;&gt;</b><br>釜和明氏は、総合重機メーカーである株式会社 I H I の代表取締役社長経験者としての豊富な知識、経験および見識を当社の経営に反映していただくため、昨年に引き続き社外取締役候補者とするものです。同氏は他の企業での社外取締役としての経験も有しており、その経歴を通じて十分な知識、経験および高い見識を有すると認められるため、引き続き社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。<br>同氏の当社社外取締役に就任してからの年数は、2年です。<br>なお、当社は、同氏が所属する株式会社 I H I との取引がございますが、一般的な取引条件によるものであり、かつ、連結売上高に占める取引額は僅少であることから、同氏は、当社が定める「社外取締役の独立性に関する基準」を満たしております。 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>生 年 月 日                                                                                      | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 9          | <p>もり きみ たか<br/>森 公 高<br/>(昭和32年6月30日生)</p> <p>&lt;社外取締役候補者&gt;<br/>&lt;独立役員&gt;<br/>&lt;再任&gt;</p> | <p>昭和55年4月 新和監査法人(現 有限責任あずさ監査法人) 入社<br/>昭和58年8月 公認会計士登録<br/>平成12年6月 朝日監査法人(現 有限責任あずさ監査法人) 代表社員<br/>平成16年6月 あずさ監査法人(現 有限責任あずさ監査法人) 金融本部長<br/>平成18年6月 同監査法人本部理事<br/>平成23年7月 有限責任あずさ監査法人KPMGファイナンシャルサービス・ジャパン チェアマン<br/>平成25年6月 有限責任あずさ監査法人 退社<br/>平成25年7月 森公認会計士事務所所長(現任)<br/>平成25年7月 日本公認会計士協会会長<br/>平成28年7月 日本公認会計士協会相談役(現任)<br/>平成29年7月 当社社外取締役(現任)</p> <p>[監査委員]</p> <p>(重要な兼職の状況)<br/>日本公認会計士協会 相談役<br/>株式会社日本取引所グループ 社外取締役<br/>三井物産株式会社 社外監査役<br/>東日本旅客鉄道株式会社 社外監査役</p> <hr/> <p>≪取締役候補者指名の理由≫</p> <p>森公高氏は、企業会計分野における豊富な知識、経験および見識を当社の経営に反映していただくため、昨年に引き続き社外取締役候補者とするものです。同氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、大手監査法人の代表社員として企業会計の職務に携わるなど、その経歴を通じて専門家として十分な知識、経験および高い見識を有すると認められるため、引き続き社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。</p> <p>同氏の当社社外取締役に就任してからの年数は、1年です。</p> <p>なお、同氏は、過去において、当社または当社の子会社の会計監査人である監査法人の社員等でありましたが、当該社員として当社または当社の子会社の監査業務を行ったことはなく、また、平成25年6月に同監査法人を退社していることから、同氏は、当社が定める「社外取締役の独立性に関する基準」を満たしております。</p> |

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>生 年 月 日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                  |
|------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 10         | かた やま と し こ<br>片 山 登 志 子<br>(昭和28年6月3日生)<br><社外取締役候補者><br><独立役員><br><新任>                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 昭和52年 8 月 大阪家庭裁判所裁判所事務官<br>昭和55年 4 月 大阪家庭裁判所家事部裁判所書記官<br>昭和63年 4 月 弁護士登録<br>平成 5 年 4 月 片山登志子法律事務所開設<br>平成17年 7 月 片山・黒木・平泉法律事務所(現 片山・平泉法律事務所) 開設(現在)<br>平成17年12月 特定非営利活動法人消費者支援機構関西副理事長(現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>片山・平泉法律事務所 パートナー<br>日本ハム株式会社 社外取締役(平成30年6月26日退任予定) |
|            | <b>&lt;&lt;取締役候補者指名の理由&gt;&gt;</b><br>片山登志子氏は、消費者問題の専門家としての豊富な知識、経験および見識を当社の経営に反映していただくため、社外取締役候補者とするものです。同氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、弁護士として長年にわたり消費者問題や法律に関する職務に携わるなど、その経歴を通じて専門家として十分な知識、経験および高い見識を有すると認められるため、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。<br>また、同氏は、当社が定める「社外取締役の独立性に関する基準」を満たしております。                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 11         | お か ま さ あ き<br>岡 正 晶<br>(昭和31年2月2日生)<br><社外取締役候補者><br><独立役員><br><新任>                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 昭和57年 4 月 弁護士登録<br>昭和57年 4 月 梶谷法律事務所(現 梶谷綜合法律事務所) 入所<br>平成24年 1 月 梶谷綜合法律事務所代表(現任)<br>平成27年 4 月 第一東京弁護士会会長<br>平成27年 4 月 日本弁護士連合会副会長<br>(重要な兼職の状況)<br>梶谷綜合法律事務所 代表<br>株式会社三井住友銀行 社外監査役                                                                           |
|            | <b>&lt;&lt;取締役候補者指名の理由&gt;&gt;</b><br>岡正晶氏は、法律の専門家としての豊富な知識、経験および見識を当社の経営に反映していただくため、社外取締役候補者とするものです。同氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、弁護士として長年にわたり企業法務に関する職務に携わるなど、その経歴を通じて専門家として十分な知識、経験および高い見識を有すると認められるため、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。<br>なお、同氏が代表を務める梶谷綜合法律事務所と当社との間には顧問契約がございますが、その取引額は多額でないことから、同氏は、当社が定める「社外取締役の独立性に関する基準」を満たしております。 |                                                                                                                                                                                                                                                                |

- (注) 1. 「略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況」は、平成30年5月11日現在の状況です。
2. 当社は、山下徹氏、矢吹公敏氏、釜和明氏および森公高氏との間で、当社に対する損害賠償責任を一定の範囲に限定する責任限定契約を締結しており、4氏が原案どおり社外取締役を選任された場合は、当該責任限定契約は引き続き効力を有します。また、片山登志子氏および岡正晶氏が原案どおり社外取締役を選任された場合には、両氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定です。なお、当該責任限定契約の内容の概要は、次のとおりです。
- ・保険業法第53条の36の規定において準用する会社法第427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任を保険業法第53条の36の規定において準用する会社法第425条第1項第1号に掲げる額に限定する。
3. 常務に従事する取締役候補者の選出にあたっては、その適格性に関し、保険業法第8条の2第1項に定める事項を「保険会社向けの総合的な監督指針」に基づいて確認しております。
4. 社外取締役候補者の選出にあたっては、その独立性に関し、取締役会で定める「社外取締役の独立性に関する基準」に基づいて確認しております。なお、同基準を満たす候補者について、「独立役員」と表記しております。
5. 本議案が原案どおり承認可決された場合、取締役会議長ならびに委員会の構成および委員長については、以下を予定しております。

取締役会議長：佐藤義雄

指名委員会：山下徹（委員長）、矢吹公敏、片山登志子、佐藤義雄、橋本雅博

監査委員会：釜和明（委員長）、森公高、岡正晶、本城正哉

報酬委員会：山下徹（委員長）、矢吹公敏、片山登志子、佐藤義雄、橋本雅博

社外取締役の独立性に関する基準

コーポレートガバナンスの適正の確保と更なる強化に向けて、社外取締役の独立性に留意していく観点から「社外取締役の独立性に関する基準」を以下のとおり定める。

当社において、独立性を有する社外取締役とは、本基準の各項目のいずれにも該当しない者とする。

1. 当社、当社の子会社または関連会社の業務執行者（過去10年以内にそうであった者を含む）。ただし、過去10年以内において監査役であった場合は、監査役就任の前10年以内において業務執行者となったことがある者を含む。

※業務執行者とは、社外役員、監査役を除くすべての役職員をいう。

2. 当社または当社の子会社の主要な取引先の業務執行者（過去5年以内にそうであった者を含む）。

※主要な取引先とは、直近3事業年度のいずれかにおいて、連結売上高（当社においては連結保険料等収入）に占める取引の金額が、双方いずれかにおいて2%以上である会社をいう。

3. 現在、当社または当社の子会社の会計監査人である監査法人の社員等である者（直近3年間において、当該社員として当社または当社の子会社の監査業務を行ったことがある者を含む）。

4. 本人または所属する団体が、当社または当社の子会社から多額の金銭その他の財産上の利益を受けている弁護士、公認会計士、税理士またはその他のコンサルタント。

※多額の金銭その他の財産上の利益とは、直近3事業年度の平均で年額1000万円（社外役員としての報酬を除く）を超えるものをいう。

5. 以下に掲げる者（重要でない者を除く）の配偶者または二親等内の親族。

- ・当社の役職員
- ・上記2～4のいずれかに該当する者

以 上

